

労働安全衛生法第 88 条から第 100 条の逐条解説

鎌田 耕一 東洋大学名誉教授
田中 建一 東洋大学法学部非常勤講師

逐条解説

前注

労働安全衛生法は、その実効性確保のため様々な制度を用意している。形式的には、法令で危害防止基準を設定し、その違反に対しては刑事罰で制裁することにより実行性を確保するものといえるが、実際には、行政機関が法の実効性に大きな役割を果たしている。

第 10 章は、この法律の実効性を確保するための事項として、行政機関（労働基準監督署長、都道府県労働局長または厚生労働大臣）の役割を規定したものである。

すなわち、工事計画の届出と一定の場合の厚生労働大臣の審査（法第 88 条・第 89 条）、労働基準監督官の権限（法第 91 条・第 92 条）、産業安全衛生専門官及び労働衛生専門官の権限（法第 93 条・第 94 条）、労働衛生指導医の職務（法第 95 条）、厚生労働大臣及び都道府県労働局長の権限（法第 96 条）、労働者の申告（法第 97 条）、都道府県労働局長等の使用停止等命令及び緊急措置命令（法第 98 条・第 99 条）、並びに事業者の報告等（法第 100 条）がそれである。

行政機関による監督等の仕組みについては、図 1「監督等の仕組み」を参照されたい。

1 第 88 条

1.1 条文

（計画の届出等）

第 88 条 事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第 28 条の 2 第 1 項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

2 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計

画を当該仕事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 14 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 4 事業者は、第一項の規定による届出に係る工事のうち厚生労働省令で定める工事の計画、第 2 項の厚生労働省令で定める仕事の計画又は前項の規定による届出に係る工事のうち厚生労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該工事に係る建設物若しくは機械等又は当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、厚生労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。
- 5 前 3 項の規定（前項の規定のうち、第一項の規定による届出に係る部分を除く。）は、当該仕事が数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。
- 6 労働基準監督署長は第 1 項又は第 3 項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第 2 項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 7 厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令（第 2 項又は第 3 項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

1.2 趣旨

本条は、労働者の危険及び健康障害の発生の防止を徹底するため、行政機関が、事業者が工事着手前に、当該計画の届出を受けて内容を審査し、必要に応じて勧告または命令を発することにより、工事の過程（施工業者等）と工事後（ユーザー企業等）における安全衛生を確保しようとするものである¹。

本条は、事業者に対し、厚生労働省令で定める機械等の設置、移転若しくは主要構造部分の変更をしようとするとき又は厚生労働省令で定める建設工事若しくは土石採取を開始しようとするときに、事前にその計画を行政官庁に提出することを義務付けるとともに、行政

¹ 村木宏吉『労働安全衛生法の計画届 AtoZ』（大成出版社、2012 年）2 頁。

官庁に当該計画の届出を行った事業者に対して当該計画に関する工事着手差止・計画変更命令を行う権限等について規定しており、この制度は労働安全衛生法における事前審査制の中核をなすものといえる。

1.3 沿革

戦前、工場法においては、その第 13 条が、工場及び附属建設物又は設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害するおそれがあると認めるとき、労働監督機関は予防又は除害のため必要な事項又は使用の停止を命じることを規定したほか、企業の設備や建設物等の新設、操業の開始等に関して安全衛生上の立場から法律上の監督を規定していなかった。これは、工場法制定当時すでに各府県に警察命令による工場取締規則が制定されていたことによる。

日本国憲法施行と共に、従来警察命令で規定されていた事柄は新たに立法を必要とすることになったので、昭和 22 年制定された旧労基法（労働安全衛生法が分離する前）は、企業設備の新設に関する統一的監督規定を設けることになった²⁾。

すなわち、事業場の設備については労基法第 45 条に基づく命令で、事業附属寄宿舎については同法第 96 条に基づく命令で、あらかじめ一定の基準を示して、この基準に則って作成された新設計画を講じ、着手 14 日前までに届け出ることとした。さらに、第 54 条は、特定の条件下での監督上の行政措置を規定した。すなわち、常時 10 人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物又は設備を設置し、移転し、又は変更する場合、第 45 条又は第 96 条の規定に基づいて発する命令で定める危害防止等に関する基準に則り定めた計画を、工事着手 14 日前までに労働基準監督署に届け出なければならないこと、労働基準監督署は、労働者の安全及び衛生に必要であると認めたときは、工場の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができることを規定した。

その後、昭和 47 年に労基法から労働安全衛生法が分離独立した際に、旧労基法第 54 条は現行の安衛法第 88 条に近い形で受け継がれた。

すなわち、当時の安衛法は、第 88 条第 1 項において、事業場の業種及び規模が一定のものについて、建設物、機械等を設置・移転、又は主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を工事開始の日の三十日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない、と規定した。第 2 項では、危険有害な作業を必要とする機械、危険な場所において使用するものなど設置・移転し、又は主要構造部分を変更しようとする場合に準用した。第 3 項では、建設業その他の業種に属する一定の仕事の場合、その計画を当該仕事の開始の日の 14 日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない、と規定し、さらに第 4 項では、数

²⁾ 寺本廣作『日本立法資料全集別巻 46 労働基準法解説』（信山社、1998 年）275～276 頁。

次の請負によって行なわれる場合において、計画届の義務を負う者を発注者又は元請負人に限定した。

そして、第 5 項は、労働基準監督署長は、上記の工事計画の届け出た事項について、「法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは」工事・仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる、と規定した。

昭和 55 年の改正労働安全衛生法は、①建設業に属する事業で大規模な仕事は、工事計画を開始日 30 日前に、労働大臣に届け出ることを規定し、②工事計画の作成にあたって、特定の有資格者を参画させることを義務付けた。

昭和 63 年改正労働安全衛生法は、労働大臣、労働基準監督署長はこれまでの差し止め命令のほか、「必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。」と規定した。

平成 26 年改正労働安全衛生法は、従前の第 1 項の内容を削除した。同条がその役割を実質的に終えたと解されることと、届出を受ける労基署のキャパシティの問題を慮った措置である³。すなわち、従来、①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合の事前届出、②危険な機械等を設置・移転等する場合の事前届出、③大規模建設工事の事前届出、④一定の建設工事等の事前届出の 4 つの場合を定めていたが、上記①が廃止となり、3 つの場合となった⁴

1.4 内容

1.4.1 本条の概要

1.4.1.1 計画届が必要な場合

本条は、労働者の危険及び健康障害の防止を図るため、三つの場合に分けて、危害の発生が予想されるような設備が設けられたり、労働者の安全衛生を損なうような生産方法や工法等の採用が行われることを防止するために、その計画の届出をさせようとするものである。

すなわち、事業者は、

- ① 一定の危険又は有害な機械等の設置、移転、変更をしようとするとき（本条第 1 項）、
- ② 建設業の仕事で特に大規模なものを開始しようとするとき（本条第 2 項）、
- ③ 建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類のものを開始しようとするとき（本条第 3 項）には、

³ 三柴丈典教授のご示唆による。

⁴ 畠中信夫『中災防ブックス 労働安全衛生法のはなし』（中央労働災害防止協会、2019 年）102 頁。

その計画を、一定期日前までに厚生労働大臣（②の場合）又は労働基準監督署長（①③の場合）に届け出なければならない。

ただし、事業者が一定の危険性または有害性等を調査し、リスクアセスメントを含め労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施し、一定の安全衛生水準を上回ると労働基準監督署長が認定した場合、工事計画等の事前審査を代替したものとみられ、上記①②の届出は免除される（本条第 1 項ただし書き）。

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、これらの届出について審査を行い、法令に違反する事実があると認めるときは、工事差止め等の命令をすることができる（本条第 6 項）。

さらに、厚生労働大臣及び労働基準監督署長は、工事差止め等の命令をした場合、必要があるときは、発注者に対し、労働災害の防止に関する事項について、勧告又は要請を行うことができる（本条第 7 項）。

工事計画の届出の概要については、図 2「工事計画の届出」を参照されたい。

1.4.1.2 計画届の共通事項

1.4.1.1 で計画届が必要な三つの場合を示したが、ここでは計画届の共通事項、すなわち、届出の義務者、安衛法という事業場の意味、届出名義、届出先、参画者について説明する。

1.4.1.2.1 計画届の提出義務者

計画届の提出義務者は事業者である。届出は事業場単位で行い、企業単位ではない。

事業場とは、労働基準法におけるそれと同様の意味で、工場、鉱山、事務所、店舗等のように一定の場所において相関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体をいう⁵。したがって、一つの事業場といえるかどうかは、主として組織の存在する場所を基準として決定される。同一の場所にあるものは原則として一つの事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場として扱われる。

ファミリーレストランチェーンを例にとれば、フランチャイズの本部があり、セントラルキッチンがあり、各店舗がある。場合によっては地域本部や地域配送センターが設けられている。事業場とは、これらそれぞれをいう。

ただし、同一の場所にあっても、著しく労働の態様を異にしている部門がある場合、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場ととらえることにより安衛法がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場ととらえることになる。例えば、工場内に設けられた診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に付設された給食場等がある⁶。

⁵ 昭 22. 9. 13 発基 17 号。

⁶ 東京大学労働法研究会編『注釈労働基準法 上巻』（有斐閣、2003 年）160～161 頁（山川隆一）、村木・前掲注（2）13 頁。

計画届を提出する義務があるのは事業者である。法人の場合は、法人そのものをいう。したがって、届出に当たっては、企業名と代表者名を記載し、一般的には社判と代表者印を押印して提出することになる。しかし、例えば、本社が東京にあり、工場が北海道から九州に 10 箇所あるという場合にすべてに代表者印を押印しなければ受理されないことになり煩雑である。そこで、厚生労働省は、当該事業場における安衛法に基づく報告等を行う権限が当該支店、事業場等の長に委譲されている場合には、当該支店、事業場の長の職及び氏名で行っても差し支えないとしている（昭和 48. 1. 8 基安発第 2 号）。

1. 4. 1. 3 計画届の提出先

計画届の提出先は、当該事業場又は仕事を行う場所を管轄する労働基準監督署長である。しかし、建設業や採石業の場合、その事業場が複数の労働基準監督署長の管轄をまたぐ場合がある。そのような場合には、原則として事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長となる。

1. 4. 1. 4 参画者

1. 4. 1. 4. 1 参画者が参画する計画

安衛法第 88 条の届出の対象となる工事のうち、次のものは、一定の資格を有する参画者がその計画の作成に参画しなければならない（同条第 4 項）。第 1 項のみならず第 2 項の届出も同様である。

その対象となる工事仕事は次のものである（安衛則第 92 条の 2）

- 機械を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更する工事。機械は型枠支保工（支柱の高さが 3. 5 メートル以上のものに限る。）
足場（つり足場、張出し足場以外の足場であっては、高さが 10 メートル以上の構造のものに限る。）

○仕事

(1) 第 88 条第 2 項の届出対象の仕事

- ① 高さが 300 メートル以上の塔の建設の仕事
- ② 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が 150 メートル以上のダムの建設の仕事
- ③ 最大支間 500 メートル（つり橋にあつては、1000 メートル）以上の橋梁（りょう）の建設の仕事（*最大支間とは橋梁の支点と支点の間隔のうち、最大のものをいう（昭和 55・11・25 基発第 648 号））
- ④ 長さが 3000 メートル以上のずい道等の建設の仕事
- ⑤ 長さが 1000 メートル以上 3000 メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが 50

メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの

- ⑥ ゲージ圧力が 0.3 メガパスカル以上の圧気工法*による作業を行う仕事

*【圧気工法】とは、圧縮空気を送入して気圧を上げ、湧水をおさえながらトンネルやケーソン掘削をする工法をいう（詳細は 1.4.4.2 参照）。

(2) 第 88 条第 3 項の届出対象の仕事のうち、以下の仕事の対象となる。

- ① 高さ 31 メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事
- ② 最大支間 50 メートル以上の橋梁(りょう)の建設等の仕事
- ③ 最大支間 30 メートル以上 50 メートル未満の橋梁(りょう)の上部構造の建設等の仕事（第 18 条の 2 の 2 の場所において行われるものに限る。）
- ④ ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）
- ⑤ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上である地山（じやま、建設業では人為的な盛り土などが行われていない、自然のままの地盤をいう⁷）の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事
- ⑥ 圧気工法による作業を行う仕事

1.4.1.4.2 参画者の資格

参画者の資格は次の通りである（安衛則第 92 条の 3、別表 9）。

⁷ <http://kentiku-kouzou.jp/kisokouzou-ziyama.html>（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）。本文では「人為的な盛土がない自然のままの地盤」とあるが、安衛則第 355 条では「地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、～」としており、地山の概念として必ずしも自然のままの地盤だけとはしていないように思われる。また、現実には、88 条の計画届の提出については、市街地での 10m 以上の掘削も届出対象にしているので、建設業界における概念とは異なる。労働省安全課『新版 安全用語辞典』（中央労働災害防止協会、1984 年）193 頁参照。近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。

別表第九（第九十二条の三関係）	別表第九（第九十二条の三関係）
工事又は仕事の区分	資格
別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事	イ 次のイ及びロのいずれにも該当する者 一次のいずれかに該当する者 (1) 型枠支保工に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に三年以上従事した経験を有すること。 (2) 建築士法（昭和二十五年法律第二十二号）第四條第二項に規定する一級建築士の免許を受けることができる者であること。 (3) 建設業法施行令第二十七條の三に規定する一級土木施工管理技術検定又は一級建築施工管理技術検定に合格したこと。 ロ 工事における安全衛生の実務に三年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したこと。 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木又は建築であるもの 二 その他厚生労働大臣が定める者
別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事	イ 次のイ及びロのいずれにも該当する者 (1) 足場に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に三年以上従事した経験を有すること。 (2) 建築士法第四條第二項に規定する一級建築士の免許を受けることができる者であること。 (3) 建設業法施行令第二十七條の三に規定する一級土木施工管理技術検定又は一級建築施工管理技術検定に合格したこと。 ロ 工事における安全衛生の実務に三年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したこと。 一 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木又は建築であるもの 二 その他厚生労働大臣が定める者
第八十九条第一号に掲げる仕事及び第九十條第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダムの建設の仕事を除く。）	イ 次のイ及びロのいずれにも該当する者 (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業し（大学改革支援・学位授与機構により学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等の学位を有する者）若しくはこれと同等の学位を有する者又は当該課程を修めて専修学校で当該課程を修了した者である場合を含む。次項第一号（一）において同じ。）、その後十年以上建設工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。 (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業し、その後十五年以上建設工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。 (3) 建築士法第四條第二項に規定する一級建築士の免許を受けることができる者であること。

	ロ 建設工事における安全衛生の実務に三年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したこと。 二 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が建築であるもの 三 その他厚生労働大臣が定める者
第八十九条第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十條第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。）	イ 次のイからハまでのいずれにも該当する者 一次のいずれかに該当すること。 (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業し、その後十年以上土木工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。 (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業し、その後十五年以上土木工事の設計監理又は施工管理の実務に従事した経験を有すること。 (3) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四條第一項に規定する第二次試験で建設部門に係るものに合格したこと。 (4) 建設業法施行令第二十七條の三に規定する一級土木施工管理技術検定に合格したこと。 ロ 次に掲げる仕事の区分に応じ、それぞれに掲げる仕事の設計監理又は施工管理の実務に三年以上従事した経験を有すること。 (1) 第八十九条第二号の仕事及び第九十條第一号の仕事のうちダムの建設の仕事 ダムの建設の仕事 (2) 第八十九条第三号の仕事並びに第九十條第二号及び第二号の二の仕事のうち建設の仕事 橋梁の建設の仕事 (3) 第八十九条第四号及び第五号の仕事並びに第九十條第三号の仕事のうち建設の仕事 ずい道等の建設の仕事 (4) 第八十九条第六号及び第九十條第五号の仕事 圧気工法による作業を行う仕事 (5) 第九十條第四号の仕事 地山の掘削の作業を行う仕事 ハ 建設工事における安全衛生の実務に三年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したこと。 二 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木であるもの 三 その他厚生労働大臣が定める者

1.4.2 一定の危険又は有害な機械等の設置・移転・変更の計画届（第1項）

1.4.2.1 本条第1項の規定による届出

本条第1項の規定による届出をしようとする事業者は、安衛則別表第7の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、様式第20号等の届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第86条第1項）。

別表第7の上欄に掲げる機械には、概略①動力プレス、②金属その他の鉍物の溶解炉、③化学設備、④乾燥設備、⑤アセチレン溶接装置、⑥ガス集合溶接装置、⑦機械集材装置、⑧運材索道、⑨軌道装置、⑩型枠支保工、⑪架設通路、⑫足場、⑬有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置、⑭鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置、⑮四アルキル鉛等業務に用いる機械又は装置、⑯特定化学物質の第1類物質又は特定第2類物質

等を製造する設備、⑰特定化学設備及びその付属設備、⑱特定第 2 類物質又は管理第 2 類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備、⑲アクロレインに係る排ガス処理装置、⑳アルキル水銀化合物・塩酸・硝酸・シアン化カリウム・シアン化ナトリウム・ペンタクロルフエノール及びそのナトリウム塩・硫酸・竜化ナトリウムの排液処理装置、㉑の 2、1・31 ブタジエン等に係る発散抑制の設備、㉑の 3、硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備、㉑の 4、1・31 プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う接尾及びその付属設備、㉒放射線装置、㉓空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの、㉔特定粉じん発生源を有する機械、㉕特定粉じん発生源における粉じんの発散を防止するための局所排気装置又はプッシュプル型換気装置、㉖石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制尾設備がある（詳細は 1.4.2.2 参照）。

また、特定機械等であるボイラー、第一種圧力容器、クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト及びゴンドラを設置し、又は変更しようとするときは、各個別規則で定めるとおり設置届又は変更届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（ただし、移動式ボイラー及び移動式クレーンの設置に際しては、法第 100 条第 1 項の規定に基づく設置報告書を提出しなければならない。）。

安衛法第 37 条に定める特定機械等（ボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建築用リフト、ゴンドラ）の設置・変更にあっても設置届が必要である。

1.4.2.2 危険有害機械等の範囲

安衛則第 85 条は、本条に定める危険有害機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第 7 の上欄に掲げる機械等としている（ただし、別表第 7 の上欄に掲げる機械等で、①機械集材装置、運材索道、架設通路及び足場以外の機械等で、6 月未満の期間で廃止するもの、②機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が 60 日未満のものは除く）。

別表第 7 の上欄に掲げるものは以下の通りである。

- ① 動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構（金型中心と荷重中心がずれている機構）を有するもの及び液圧プレスに限る。）（動力プレスとは、動力により駆動されるプレス機械をいう（安衛則第 36 条第 2 号））
- ② 金属その他の鉍物の溶解炉（容量が 1 トン以上のものに限る。）（溶解炉には、溶鉍炉、電気炉、転炉等がある。）
- ③ 化学設備（配管を除く。）（化学設備（資料 10-4 参照）とは、安全衛生法施行令別表第 1 に掲げる、爆発性、発火性、酸化性、引火性の物及び可燃性のガス等を製造し、若しくは取り扱う設備で、移動式以外の物いう。ただし、引火点が 65 度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。（安衛令第 9 条の 3 第 1 号）。）

【化学設備⁸】



- ④ 乾燥設備（乾燥設備（資料 10-5 参照）とは、熱源を用いて火薬類以外のものを加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。また、加熱乾燥とは、加熱することにより、乾燥物から水分、溶剤等を除去することをいう（安衛令第 6 条第 8 号イ又はロ）

【乾燥設備⁹】



- ⑤ アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）（アセチレン溶接装置（資料 10-6 参照）とは、アセチレン発生器、安全器、導管、吹管等により構成され、溶解アセチレン以外のアセチレン及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、または加熱する設備をいう（安衛令第 1 条第 1 号）。アセチレン発生器とは、カーバイトに水をかけてアセチレンガスを発生させるものである。溶解アセチレンとは、アセチレンガスボンベに封入されたものをいう。¹⁰

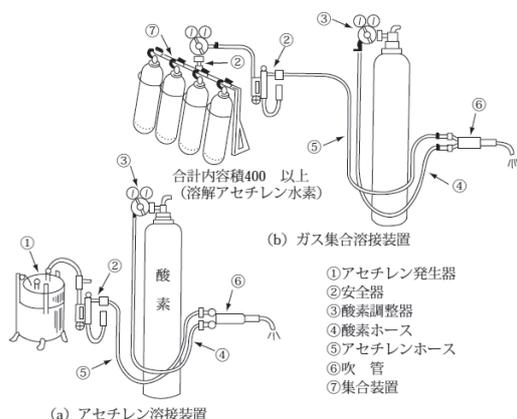
【アセチレン溶接装置とガス集合溶接装置¹¹】

⁸ 高圧化学工業株式会社の WEB サイト r (<http://www.koatsuchem.co.jp/equipment.html> 最終閲覧日 2024 年 4 月 27 日)。

⁹ <https://hyuga-ss.com/products/oven/boxydryer/>（最終閲覧日；2022 年 10 月 13 日）

¹⁰ 村木・前掲注（2）74 頁。

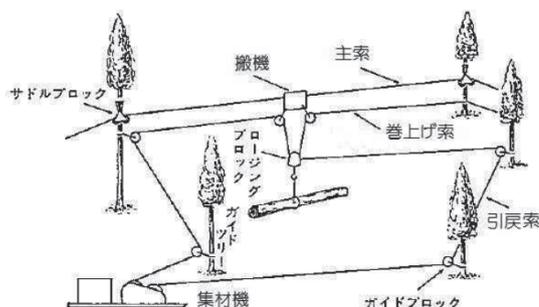
¹¹ 日本溶接協会 安全衛生・環境委員会「溶接および溶断の安全・衛生に係る法令」日本溶接協会「溶接技術」2003 年 7 月号



*使用に際しては、ガス溶接主任者の選任及び指揮させることが必要

- ⑥ ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）（ガス集合溶接装置とは、ガス集合装置、安全器、圧力調整器、導管、吹管等により構成され、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう（安衛令第 1 条第 2 号、安衛則第 308 条第 1 項）。
- ⑦ 機械集材装置（資料 10-7 参照）（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。ただし原動機の定格出力が 7.5 キロワットを超えるものに限る。）

【機械集材装置¹²⁾】

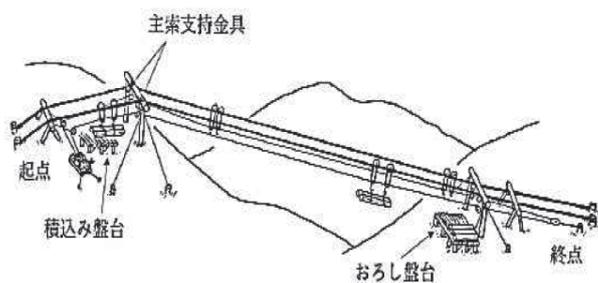


- ⑧ 運材索道（資料 10-8 参照）（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定期間空中において運搬する設備をいう。ただし、支間の斜距離の合計が 350 メートル以上のものに限る。）

【運材索道¹³⁾】

¹²⁾ <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/141027-1.pdf>（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

¹³⁾ 厚生労働省の WEB サイト（<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/141027-1.pdf> 最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）。



※一定区間を運材するものであり、原木等を積み込む位置と降ろす位置が決まっている。

- ⑨ 軌道装置（資料 10-9 参照）【事業場附帯の軌道および車両、動力車、巻上げ機等を含む一切の装置で、動力を用いて軌条により労働者または荷物を運搬する用に供されるもの（鉄道営業法、鉄道事業法、軌道法の適用を受けるものを除く）】をいう（安衛則第 195 条）。軌道とは、動力車、貨車、人車等を運行する線路をいう。

【軌道装置¹⁴】



（軌道装置）

トラバーサー（*）は軌道及び動力原動機を有しているが、トラバーサー（重量物、車体を台上に載せて回転向き変え水平方向に平行移動させる装置）のみでは軌道装置にならないが、安衛則に定める軌道装置の適用を受ける軌道に接続して使用されるトラバーサーは、安衛則の適用を受ける（昭和 24. 8. 8 基収第 2480 号、昭和 33. 2. 13 基発第 90 号）。有軌道台車（コンピュータにより制御され、無人の状態でコイルなどを搬送する装置）は、構造上、脱線、転倒等その他災害のおそれがないとして、安衛則第 195 条の軌道装置として取り扱わないとされる（平 23. 11. 28 基安発第 1128 第 1 号）】

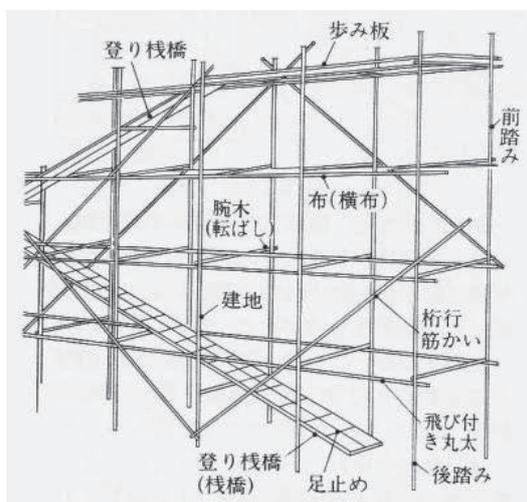
（トラバーサー（資料 10-10 参照）とは、重量物を水平方向に平行移動（長尺物を横移動）させるための装置。一般には、鉄道の工場、検査場、車両基地などで複数線路間で鉄道車両を移動させる遷車台（せんしゃだい）を指す。）

¹⁴ 昭和企画の WEB サイト（<http://shokuchokyoiku.com/kidodoryoku.html> 最終閲覧日：2022 年 10 月 8 日）。

【トラバーサー¹⁵】



- ⑩ 型枠支保工（支柱の高さが 3.5 メートル以上のものに限る。）【型枠支保工とは、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ（建設物の床のように水平方向に長く平べったいコンクリート構造物）、けた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう（安衛令第 6 条第 14 号）。】
- ⑪ 架設通路（高さ及び長さがそれぞれ 10 メートル以上のものに限る。）【架設通路とは、労働者が通行するための設備、つまり通路であって、両端が支持されているものをいう。架設足場の登りさん橋（昇降階段）が典型だが、仮設物に限られない¹⁶。登りさん橋（資料 10-11 参照）とは、建築工事に従事する作業員が、歩いて上り下りできるようにしたスロープ状の仮設通路のこと。【図・写真¹⁷】



（登りさん橋の図）

¹⁵ 日本車輛製造株式会社の WEB サイト（<https://www.n-sharyo.co.jp/business/facility/traver.html> 最終閲覧日 2024 年 4 月 27 日）。

¹⁶ 村木・前掲注（2）78 頁。

¹⁷ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。



（登りさん橋の写真）

- ⑫ 足場（つり足場、張り出し足場以外の足場に あつては、高さが 10 メートル以上の構造のものに限る。）。足場とは、いわゆる本足場、一側足場（資料 1-12 参照）（いっそくあしば、ブラケット足場）、つり足場（資料 10-13 参照）、張り出し足場（資料 10-14 参照）（地面から本足場を組み上げられない場合に、工事中の建物の躯体に張り出し材を取り付けて、その上に本足場を設置する、といったつくりの足場）、脚立足場等のように、建設物、船舶等の高所部に対する塗装、鋸打ち、部材の取り付け又は取り外し等の作業において、労働者を作業箇所へ接近させて作業させるために設ける仮設の作業床及びこれを支持する仮設物をいう¹⁸。【一側足場¹⁹】



【一側足場²⁰】

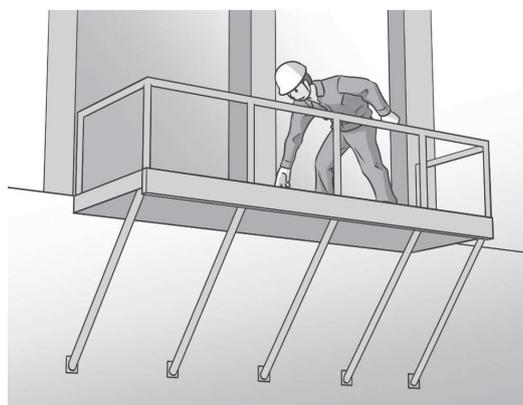
¹⁸ 村木・前掲注（2）79 頁。

¹⁹ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。

²⁰ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。



【つり足場²¹】



【張り出し足場²²】

- ⑬ 有機則第 5 条又は第 6 条(特化則第 38 条の 8 においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置(移動式のを除く。)。有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されている。有機溶剤は常温では液体だが、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収される²³。局所排気装置(資料 10-15 参照)とは、有害物の発散源に吸引口を設け、吸引気流によって当該有毒物を含んだ空気を吸入するものである。その風上側に労働者を配置して作業することにより、有害物に曝露することを防ぐ。プッシュプル型換気装置(資料 10-16 参照)とは、動力により一定方向の流

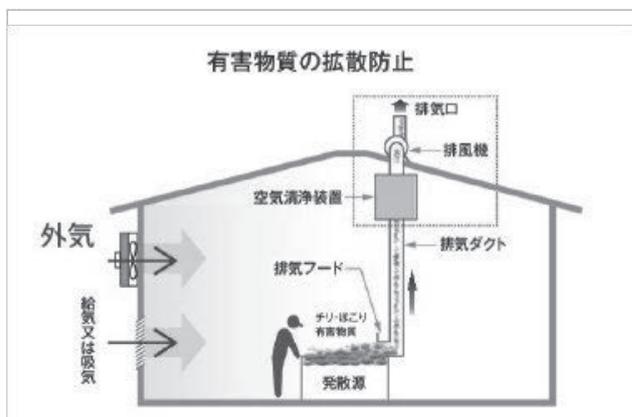
²¹ 株式会社 ANZEN の WEB サイト (<https://www.anzen-support.jp/blog/column/155956>
最終閲覧日 2024 年 4 月 27 日)

²² <https://tobimaro.com/services/> (最終閲覧日 2024 年 1 月 30 日)

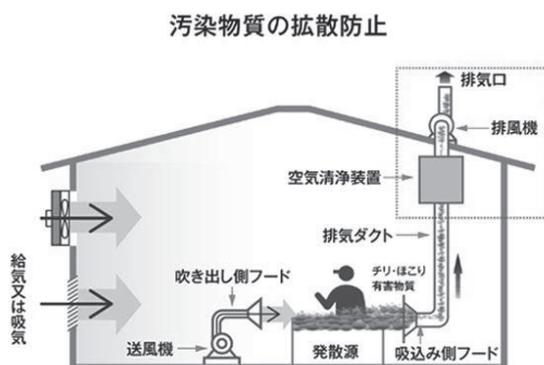
²³ <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120815-03.pdf>
(最終閲覧日 ; 2022 年 10 月 8 日)

れを持つ吹き出し、吸い込み気流を形成し、有害物を含む空気を吸入するものである。全体換気装置とは、換気扇が典型だが、当該有害物を取り扱う作業場の空気を排出することにより、室内の有害物の濃度を低下させる²⁴。

【局所排気装置²⁵】



【プッシュプル型換気装置²⁶】



- ⑭ 鉛則第 2 条、第 5 条から第 15 条まで及び第 17 条から第 20 条までに規定する鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置。焼結鉍とは、製鉄の焼結工程において使用するため、粉状の鉄鉍石を焼き固めたものをいう。高炉に粉状の鉄鉍石をそのまま入れると目づまりを起し、炉内の下から上の還元ガスの流れを阻害するので、石灰石を混ぜ一定の大きさに焼き固めている²⁷。

²⁴ 村木・前掲注 (2) 80～81 頁。

²⁵<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/>（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

²⁶<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-pushpull/>（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

²⁷<https://www.nipponsteel.com/company/tour/process01.html/>（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

- ⑮ 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む）に用いる機械又は装置。四アルキル鉛とは、鉛にエチル基又はメチル基が合計 4 個ついた物をいい、内燃機関の燃料であるガソリンのオクタン価を高める添加物であるアンチノック剤として使用される物をいう。極めて毒性が高い²⁸。
- ⑯ 特化則第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる第一類物質又は特化則第 4 条第一項の特定第二類物質等を製造する設備。第一類物質（資料 10-17 参照）とは、製造許可物質とも呼ばれ、労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物であることから、予め厚生労働大臣の許可を受けなければ、製造し、又は輸入することが禁じられている物をいう。具体的には、特化則第 1 条第 1 項に定める物質をいう。特定第二類物質（資料 10-18 参照）とは、第二類物質のうち、特化則第 2 条第 1 項で定める物質をいう²⁹。

第 1 類物質³⁰

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
ジクロロベンジジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
アルファーナフチルアミン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
塩素化ビフェニル（別名 PCB）	特定されず	1%超	非該当	0.01mg/m ³
オルトトリジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
ジアニシジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
ベリリウム及びその化合物	特定されず	1%超 （合金は 3%超）	該当	ベリリウムとして 0.001mg/m ³
ベンゾトリクロリド	98-07-7	0.5%超	該当	0.05ppm

特定第二類物質³¹

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
エチレンイミン	151-56-4	1%超	該当	0.05ppm
エチレンオキシド	75-21-8	1%超	該当	1ppm
塩化ビニル	75-01-4	1%超	該当	2ppm
クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	1%超	該当	—
酸化プロピレン	75-56-9	1%超	該当	2ppm
3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	1%超	該当	0.005mg/m ³
ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)	62-73-7	1%超	該当	0.1mg/m ³
1, 1-ジメチルヒドラジン	57-14-7	1%超	該当	0.01ppm

²⁸ 村木・前掲注（2）82 頁。

²⁹ 村木・前掲注（2）83 頁。

³⁰<https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

³¹<https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

ナフタレン	91-20-3	1%超	該当	10ppm
ニッケルカルボニル	13463-39-3	1%超	該当	0.001ppm
パラージメチルアミノアゾベンゼン	60-11-7	1%超	該当	—
ベータプロピオラクトン	57-57-8	1%超	該当	0.5ppm
ベンゼン	71-43-2	1%超	該当	1ppm
ホルムアルデヒド	50-00-0	1%超	該当	0.1ppm
オルトトルイジン	95-53-4	1%超	該当	1ppm
アクリルアミド	79-06-1	1%超	非該当	0.1mg/m ³
アクリロニトリル	107-13-1	1%超	非該当	2ppm
塩素	7782-50-5	1%超	非該当	0.5ppm
シアン化水素	74-90-8	1%超	非該当	3ppm
臭化メチル	74-83-9	1%超	非該当	1ppm
トリレンジイソシアネート	584-84-9 91-08-7	1%超	非該当	0.005ppm
パラニトロクロルベンゼン	100-00-5	5%超	非該当	0.6mg/m ³
弗化水素	7664-39-3	5%超	非該当	0.5ppm
沃化メチル	74-88-4	1%超	非該当	2ppm
硫化水素	7783-06-4	1%超	非該当	1ppm
硫酸ジメチル	77-78-1	1%超	非該当	0.1ppm

- ⑰ 令第 9 条の 3 第 2 号の特定化学設備及びその附属設備。特定化学設備とは、安衛令別表第 3 第 2 号に掲げる第 2 類物質のうち厚生労働省令で定めるもの(特定第 2 類物質)又は同表第 3 号に掲げる第 3 類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう(特化則第 13 条)。その附属設備とは、特定化学設備に附設されたものをいい、主なものとしては、動力装置、圧縮装置、給水装置、計測装置、安全装置等がある(平 18. 2. 24 基発第 0224003 号)。
- ⑱ 特定第二類物質又は特化則第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる管理第 2 類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備(特化則第 2 条の 2 第 2 号又は第 4 号から第 8 号までに掲げる業務のみに係るものを除く。)(管理第 2 類物質(資料 10-19 参照)とは、特定化学物質の第 2 類物質のうち、特定第 2 類物質及びオーラミン等以外をいい、具体的には特化則第 2 条第 1 項が定めるものをいう。)

管理第 2 類物質³²

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
三酸化二アンチモン	1309-64-4	1%超	該当	アンチモンとして 0.1mg/m ³
インジウム化合物	特定されず	1%超	該当	—
クロム酸及びその塩	特定されず	1%超	該当	クロムとして 0.05mg/m ³
コバルト及びその無機化合物	特定されず	1%超	該当	コバルトとして 0.02mg/m ³
コールタール	特定されず	5%超	該当	ベンゼン可溶性成分として 0.2mg/m ³
重クロム酸及びその塩	特定されず	1%超	該当	クロムとして 0.05mg/m ³
ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	特定されず	1%超	該当	ニッケルとして 0.1mg/m ³

³²<https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
(最終閲覧日：2022 年 10 月 8 日)

砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	特定されず	1%超	該当	砒素として 0.003mg/m ³
リフラクトリーセラミックファイバー	特定されず	1%超	該当	5μm以上の繊維として0.3本/cm ³
アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	特定されず	1%超	非該当	水銀として 0.01mg/m ³
オルトーフタロジニトリル	91-15-6	1%超	非該当	0.01mg/m ³
カドミウム及びその化合物	特定されず	1%超	非該当	カドミウムとして 0.05mg/m ³
五酸化バナジウム	1314-62-1	1%超	非該当	バナジウムとして 0.03mg/m ³
シアン化カリウム	151-50-8	5%超	非該当	シアンとして 3mg/m ³
シアン化ナトリウム	143-33-9	5%超	非該当	シアンとして 3mg/m ³
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	特定されず	1%超	非該当	水銀として 0.025mg/m ³
ニトログリコール	628-96-6	1%超	非該当	0.05ppm
ペンタクロロフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	87-86-5 131-52-2	1%超	非該当	ペンタクロロフェノールとして 0.5mg/m ³
マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)	特定されず	1%超	非該当	マンガンとして 0.2mg/m ³

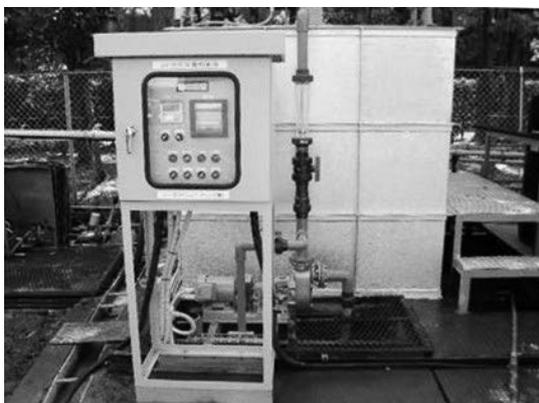
①⑨ 特化則第 10 条第 1 項の排ガス処理装置。排ガス処理装置とは人体に有害なガスを分解又は排出するための装置であつて、ここではアクロレインに係るものものをいう。特定化学物質のうち一定の物のガス又は蒸気を含む気体を排出する製造設備の排気筒又は局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置には、一定の処理方式による排ガス処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する排ガス処理装置を設けなければならない(特化則第 10 条第 1 項)。ここでは、そのうち、アクロレイン(有害物質)に関する設備が対象となる。

②⑩ 特化則第 11 条第 1 項の排液処理装置。廃液処理装置(10-21 参照)とは多種多様な物質を含む廃油や廃酸、廃アルカリなどの廃液や排水を処理する装置で環境への負担軽減やコスト削減に貢献する。特定化学物質のうち一定の物を含有する排液(第 1 類物質を製造する設備からの廃液を除く)については、一定の処理方式による排液処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排液処理装置を設けなければならない。特化則第 11 条第 1 項に定める物質とは以下のものである³³。

物質名	処理方式
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	酸化・還元方式
塩酸	中和方式
硝酸	中和方式
シアン化カリウム	酸化・還元方式 活性汚泥方式
シアン化ナトリウム	酸化・還元方式 活性汚泥方式
ペンタクロロフェノール(別名 PCP)およびそのナトリウム塩	凝集沈でん方式

³³ <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/kanri.html> (最終閲覧日; 2022 年 10 月 8 日)

硫酸	中和方式
硫化ナトリウム	酸化・還元方式

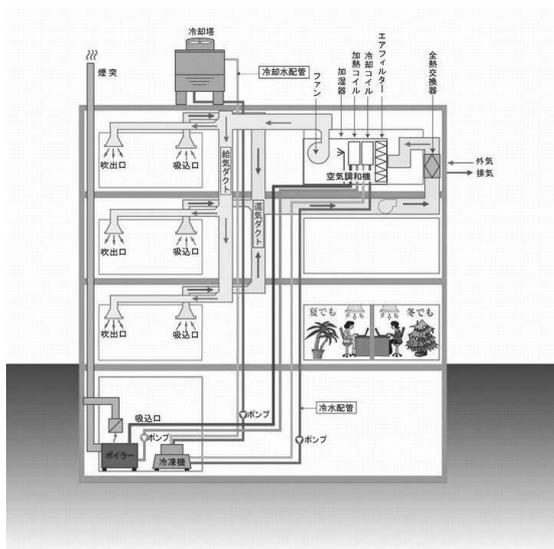


（中和方式廃液処理装置）

- ⑳の 2、特化則第 38 条の 17 第 1 項の 1・3-ブタジェン等に係る発散抑制の設備。
- ⑳の 3、特化則第 38 条の 18 第 1 項の硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）
- ⑳の 4、特化則第 38 条の 19 の 1・3-プロパンスルホン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備。
- ㉑電離則第 15 条第 1 項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器又は同条第 3 項に規定する表示付特定認証機器を除く。）。放射線装置とは、①エックス線装置、②荷電粒子を加速させる装置、③エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置、④放射性物質を装備している機器をいう。表示付認証装置とは、RI 装備計器（RI（放射性同位元素）を利用して、水分や密度を測定する装置を装備したもの）のうち、原子力規制委員会又は登録認証機関の（財）原子力安全技術センターで設計認証を受けたものをいう³⁴（電離則第 15 条第 1 項）。
- ㉒事務所衛生基準規則第 5 条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの。空気調和設備とは、空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給できる設備をいう（事務所則第 5 条第 1 項）。機械換気設備とは、空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備をいう（事務所則第 5 条第 1 項）。図参照³⁵。

³⁴<https://www.fieldtech.co.jp/p/law/page1.html>（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

³⁵http://www.nikkuei.or.jp/index.asp?patten_cd=12&page_no=77（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）



②粉じん則別表第 2 第 6 号及び第 8 号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第 14 号の型ばらし装置。

粉じん則別表第 2 第 6 号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備とは、粉じん則別表第 1 第 6 号又は第 7 号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材の吹きつけにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を掘る箇所に設置された機械又は設備をいう。

粉じん則別表第 1 第 6 号とは、「岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第 13 号に掲げる作業を除く。）。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。」であり、第 7 号の作業とは、「研磨材の吹きつけにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）」をいう。

粉じん則別表第 2 第 8 号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備とは、別表第 1 第 8 号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所に設置された機械または設備をいう。

別表第 1 第 8 号の作業とは、「鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業（第 3 号、第 15 号又は第 19 号に掲げる作業を除く。）。ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く。」をいう。

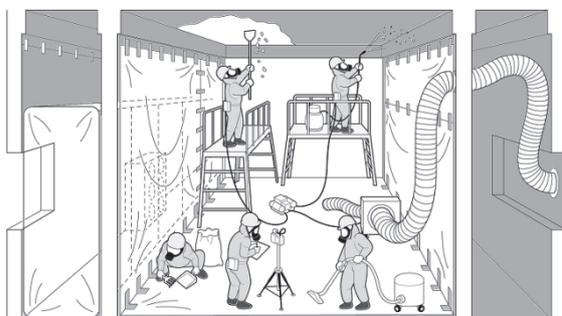
同表第 14 号の型ばらし装置に言う型ばらしとは、鑄造が完了した鑄物を振動機やハンマール等により鑄型を崩し、鑄物を取り出す工程を指す。製品に傷がつかないように鑄物を取り

出す必要があるため、注意が必要となる。これを行うために用いられる機械（振動を加えるものや棒で突くもの等）が型ばらし装置である³⁶。

②④粉じん則第 4 条又は第 27 条第 1 項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置。

②⑤石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（資料 10-23 参照）。事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業場については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設備の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りではない（石綿則第 12 条）。なお、石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する物は製造禁止である³⁷。

【石綿等の粉じん発散抑制の設備】³⁸



1.4.3 計画の届出等

1.4.3.1 計画の届出書等

事業者は、安衛則別表第 7 の上欄に掲げる危険有害機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、所定の様式（様式第 20 号）による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第 86 条第 1 項）。所定の様式は図 3 「様式第 20 号」サンプル³⁹を参照されたい。

ただし、以下の場合には安衛法第 88 条第 1 項による届出は要しない（安衛則第 86 条第 2 項、第 3 項）。

① 特化則第 49 条第 1 項の規定による申請をした者（安衛法 56 条 1 項に定める、ジクロ

³⁶ 太陽パーツ株式会社が運営する WEB サイト「ロストワックス铸造.com」

（<https://www.taiyoparts.co.jp/lostwax-navi/glossary/257.html> 最終閲覧日 2024 年 4 月 27 日）。

³⁷ 村木・前掲注（2）95 頁。

³⁸ <https://www.sat-co.info/ec/asbestos>（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

³⁹ https://www.bandou21.com/23_88jyou/kk16youshiki20.pdf

ルベンジジン等を含有する製剤その他の労働者に重大な健康障害を生ずるおそれのある物等を製造しようとする者で、製造許可を申請した者をいう）が、別表第 7 の 16 の項から 20 の 3 の項までの上欄に掲げる機械等の設置を行う場合（ここでいう機械等とは、特化則第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 類物質又は特化則第 4 条第 1 項の特定第 2 類物質を製造する設備（16 項）、安衛令第 9 条の 3 第 2 号の特定化学物質及びその附属設備など（17 項）をいう）

- ② 石綿則第 47 条第 1 項（安衛法 55 条に定める黄リンマッチ、ベンジジン等を含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物等を試験研究のため製造・輸入・使用する者で許可を申請する者）、又は第 48 条の 3 第 1 項の規定による申請をした者（安衛法 5 6 条 1 項に定める、ジクロルベンジジン等を含有する製剤その他の労働者に重大な健康障害を生ずるおそれのある物等を製造しようとする者で、製造許可を申請した者をいう）が、別表第 7 の 25 の上欄に掲げる機械等（石綿等が発散する屋内作業場に発散抑制の設備）の設置を行う場合。

1. 4. 3. 2 計画届出書の提出先、期日

届出書の提出先である所轄労働基準監督署長の所轄とは、事業場の所在地又は仕事の場所を管轄する労働基準監督署を指す。

届出の期日は、工事開始の 30 日前までとされている。

1. 4. 4 建設業の仕事で特に大規模な仕事の計画届（第 2 項）

1. 4. 4. 1 計画届の方法

建設業の仕事で特に大規模な仕事については、事業者は、その仕事の開始の日の 30 日前までに、直接、厚生労働大臣に届けなければならない（本条第 2 項）。

ここで、工事の開始の日とは、本工事ないし本体工事に着手する日であると考えられ、例えば、ずい道建設においては立坑又は本坑の掘削に着手する日、ビル建築では基礎掘削に着手する日などがこれにあたる。

ここでの届出の対象となる仕事には、すべて一定の資格者がその計画作成に関与することを要する。

建設業に属する事業の仕事について、本条第 2 項の規定に基づく届出をしようとする者は、様式第 21 号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事にかかる場合にあっては圧気工法作業摘要書（様式第 21 号の 2）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない（安衛則第 91 条第 1 項）。

- ① 作業を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 建設等をしようとする建設物の概要を示す図面
- ③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ④ 工法の概要を示す書面又は図面

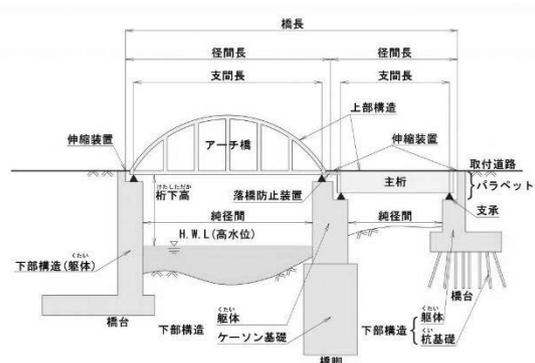
- ⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- ⑥ 工程表

1.4.4.2 第 2 項の計画届の対象工事

厚生労働大臣への届出の対象工事としては、過去の災害状況からみて、爆発、倒壊、異常出水等の災害の危険性が特に高いトンネル、橋梁、潜函等に係る建設工事のうち、危険度等を考慮して、次のような仕事の対象工事に規定されている（安衛則第 89 条）。

- ① 高さが 300 メートル以上の塔の建設の仕事
- ② 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が 150 メートル以上のダム建設の仕事
- ③ 最大支間 500 メートル（つり橋にあつては、1000 メートル）以上の橋梁（りょう）の建設の仕事（*最大支間とは橋梁の支点と支点の間隔のうち、最大のものをいう（昭和 55・11・25 基発第 648 号。資料 10-25 参照））

【橋梁の各部分の長さ⁴⁰】



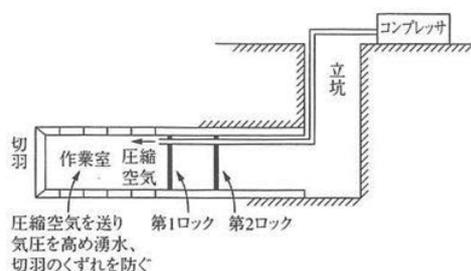
- ④ 長さが 3000 メートル以上のずい道等の建設の仕事
- ⑤ 長さが 1000 メートル以上 3000 メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが 50 メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの
- ⑥ ゲージ圧力が 0.3 メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事。圧気工法（資料 10-26 参照）とは、構造物の基礎や地下トンネルなどで、湧水を防ぐため、高い空気圧のもとで掘削作業を進める工法。基礎の場合には、空気ケーソン、潜函、ニューマチックケーソン、地下トンネルの場合には、圧気シールド工法などと呼ばれている。作業員が高い気圧のもとで作業をするので、作業時間などに制約があるが、直接地質を確かめながら作業できるので、確実な工事が可能となる。近年は、大型基礎に空気ケーソンを用い、各種の建設機械をケーソンの中に持込み、機械化作業が行われるようにな

⁴⁰ 株式会社長野技研の WEB サイト

(<https://www.naganogiken.co.jp/knowledge00/knowledge1/>最終閲覧日 2024 年 4 月 27 日)。

った⁴¹。

【圧気工法⁴²】



圧気工法（トンネル工事）の概略図

1.4.5 建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類の仕事の計画届（第3項）

1.4.5.1 第3項の計画届の方法

事業者が建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類のもの（以下では建設業等の仕事）を開始しようとするときは、工事開始 14 日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない（法第 88 条第 3 項）。

土石採石業とは、採石業や土砂採石業が含まれるが、鉱山は経済産業省が所管するため、ここでの対象とならない。

1.4.5.1.1 建設業の計画届

建設業に属する事業の仕事について、本条第 3 項の規定に基づく届出をする場合、安衛則第 91 条第 1 項の規定を準用する（安衛則第 91 条第 2 項）とされる。

安衛則第 91 条第 1 項は、「建設工事・土石採取計画届」（様式 21 号）による届出に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあっては、圧気工法作業摘要書（様式 21 号の 2）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

- ① 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 建設等しようとする建設物等の概要を示す図面
- ③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ④ 工法の概要を示す書面又は図面
- ⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- ⑥ 工程表

⁴¹ <https://kotobank.jp/word/圧気工法-25935>（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

⁴² http://dokugaku-dx.com/glossary/001/a_20130717_171236.html（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

1.4.5.1.2 土石採取業の計画届

土石採取業に属する事業の仕事について、本条第 3 項の規定に基づく届出をしようとする者は、様式第 21 号による届書に次の書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第 92 条）

- ① 作業を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ③ 採取の方法を示す書面又は図面
- ④ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

1.4.5.2 第 3 項の計画届の対象

本条第 3 項の厚生労働省令で定める仕事とは、以下のものをいう（安衛則第 90 条）。

- ① 高さ 31 メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事（第 1 号）
- ② 最大支間 50 メートル以上の橋梁（りょう）の建設等の仕事（第 2 号）
- ③ 最大支間 30 メートル以上 50 メートル未満の橋梁（りょう）の上部構造の建設等の仕事（第 18 条の 2 の 2 の場所において行われるものに限る。）（第 2 号の 2）
- ④ ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）（第 3 号）
- ⑤ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上である地山（じやま、建設業では人為的な盛り土などが行われていない、自然のままの地盤をいう⁴³）の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事（第 4 号）
- ⑥ 圧気工法による作業を行う仕事（第 5 号）
- ⑦ 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。次号において同じ。）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事（第 5 号の 2）

（令和 2 年安衛則改正。「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚物処理の設備等の建築設備を含むものをいう。「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備、煙突等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があるものをいう。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。建築物等や船舶の

⁴³注 7) を参照

解体等の前には、当該建築物等や船舶に石綿含有建材が使用されているか否かを調査する必要がある。この調査は、原則として書面による調査（書面調査）と現地で目視により確認する調査（現地での目視調査）を行う必要がある。また、事前調査で建材が石綿を含有するか否か判断できない場合は、建材の採取・分析を行って石綿含有の有無を確認する必要がある。⁴⁴⁾

- ⑧ 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事（第 5 号の 3）
- ⑨ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が 2 平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり 200 キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事。【火格子とは、ボイラーの焚口（たきぐち）と火堰（ひぜき）の間にあって、燃焼する固体燃料を支えるもので⁴⁵⁾、火格子面積とは燃焼室内の面積をいう。】（第 5 号の 4）
- ⑩ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事（第 6 号）
- ⑪ 坑内掘り（坑道を開削して地下の鉱体や炭層を採掘する採掘方式。露天掘りに対する用語⁴⁶⁾。）による土石の採取のための掘削の作業を行う仕事（第 7 号）

1.4.6 参画人が参画する工事等（第 4 項）

安衛法第 88 条の届出の対象となる工事のうち、以下のものは、厚生労働省が定める一定の資格を有する者（参画人）がその計画の作成に参画していなければならない（同条第 4 項）。第 1 項のみならず、第 2 項又は第 3 項の届出においても同様である。

参画人の資格は、安衛則別表第 9 の上欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて同表の下欄に掲げるものとする（安衛則第 92 条の 3。1.4.1.4 参照）。

1.4.7 数次の請負による工事の場合の特例（第 5 項）

第 3 項の届出に関して、建設工事が数次の請負契約によって行われる場合において、当該工事を自ら行う発注者（最先次で他者に仕事を請け負わせている注文者であって、丸投げせず、自らも仕事を行う者。（特定）元方事業者には、発注者の下にある元請も含まれる点で

⁴⁴⁾ 厚生労働省・環境省「建築物等の解体等における石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（2021 年 3 月）https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

⁴⁵⁾ <https://kotobank.jp/word/火格子-609552>（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

⁴⁶⁾ <https://kotobank.jp/word/坑内掘り-62965>（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

異なる) がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。つまり、数次の請負契約によって工事が行われる場合、下請の事業者は届出義務を負わない（本条第 5 項）。

この場合、元請負人が共同企業体（JV）の場合は、事前に「共同企業体代表者届」を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出した場合、当該代表者である企業を安衛法で定める事業者とみなして同法を適用するため（法第 5 条）、計画の届出も代表者である企業に対してのみ義務が生ずる⁴⁷。

1.4.8 計画届免除認定制度

安衛法第 28 条の 2 第 1 項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者について、本条第 1 項及び第 2 項に基づく計画の届出義務が免除される（安衛法第 88 条第 1 項ただし書き（第 2 項で準用する場合を含む））。

平成 18 年施行の改正安衛法において設けられた制度である。

1.4.8.1 免除申請できる事業者

事業者が、以下の①から③までのすべての要件を満たす場合、計画の届出等の免除申請ができる。

- ① 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性の調査を含む法第 24 条の 2 の指針に従った自主的活動（労働安全衛生マネジメントシステム）が行われていること（安衛則第 87 条第 1 項及び第 2 項）
- ② 安衛則第 87 条の 3 に定める欠格条項に該当しないこと
- ③ 安衛則第 87 条の 4 に定める認定基準に該当すること

である。

欠格事項とは、以下の場合をいう。①法又は法に基づく命令の規定（認定を受けようとする事業場に係るものに限る。）に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者、②認定を受けようとする事業場について第 87 条の 9 の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過しない者、③法人で、その業務を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるものは、認定を受けることができない（安衛則第 87 条の 3）。

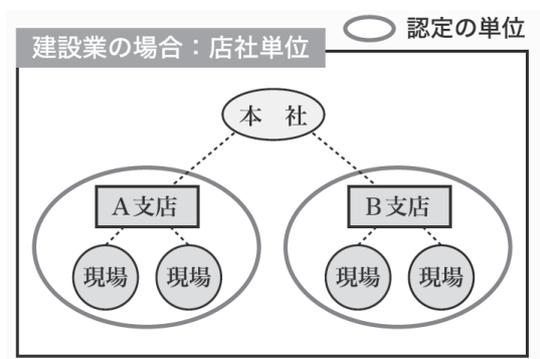
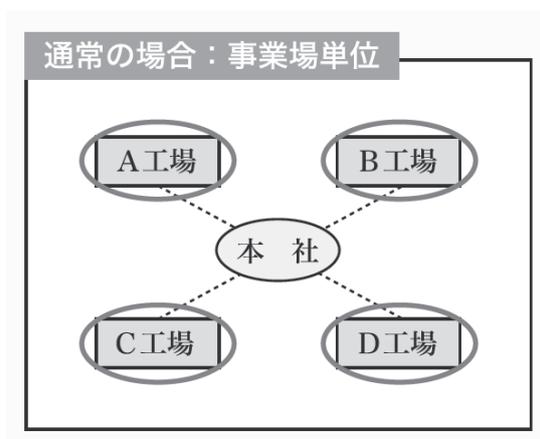
労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として、トップの方針のもと、実施したリスクアセスメントの結果に基づき、事業者が目標の設定、計画の作成、実施、評価及び改善の一連の過程（PDCA）を定めて行う自主

⁴⁷ 村木・前掲注（2）4 頁。

的な安全衛生活動の仕組みである⁴⁸。厚生労働省は「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（令和元年 7 月 1 日基発 0701 第 3 号）を公表している⁴⁹。

1.4.8.2 免除認定の申請

認定は、通常は事業場単位で、所轄労働基準監督署長が行う（安衛則第 87 条の 2）。ただし、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場ごと（*場所単位ではなく、契約単位ということ）に認定を行う（安衛則第 88 条）。認定の単位については、下記の図を参照されたい⁵⁰。



免除認定の申請を行おうとする事業者は、計画届免除認定申請書（様式第 20 号の 2）に

⁴⁸<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060421-2c.pdf>（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

⁴⁹https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/ms_system.pdf（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

⁵⁰<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060421-2b.pdf>（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

次の①から④までの書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第 87 条の 5 第 1 項）。

- ① 安衛則第 87 条の 3 各号（欠格事項）に該当しないことを説明した書面
- ② 安衛則第 87 条の措置（リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステム）の実施状況について、申請の日 3 カ月以内に一定の要件を備えた 2 人以上の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント等による評価を受けたことを証する書面及び評価結果の概要を記載した書面
- ③ 前記②の評価について、一定の要件を備えた 2 人以上の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント等による監査を受けたことを証する書面
- ④ 前記②③の要件に該当することを証する書面

1.4.8.3 認定基準

所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業場が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定を行わなければならない。

- ① 安衛則第 87 条の措置（リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステム）を適切に実施していること
- ② 労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること⁵¹
- ③ 申請の日前 1 年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害⁵²が発生していないこと

が要件となっている（安衛則第 87 条の 4）。

なお、厚生労働省は、さらに詳しい認定基準を、「労働安全衛生法第 88 条に基づく計画届の免除認定制度の運用について」（（平成 18 年 3 月 10 日）（基安発第 0310001 号））に定めている。

⁵¹ 労働災害の発生率については、労災保険のメリット収支率が 75%以下である場合が該当する。なお、建設業の場合は、店社の参加のすべての現場の労災保険のメリット収支率（申請の日前 1 年間に通知されたもの）の平均が 75%以下である場合である。

⁵² 自社の労働者又は関係請負人の労働者による労働災害（認定を受けようとする事業者が安衛法上元方事業者としての重大な責任があったものに限る）のうち、①死亡労働災害、②一度に 3 人以上の労働者に 4 日以上休業又は身体障害を伴った労働災害、③爆発、火災、破裂、有害物の大量漏洩等による労働災害であって、避難勧告又は避難指示を伴ったものが該当する。第三者に主たる原因があるもの及び地震による災害等予見不可能なものは含まれない。

1.4.8.4 認定の有効期間、措置の停止、取消し等

事業者は 3 年ごとに更新をうけなければ、受けた認定は失効する（安衛則第 87 条の 6 第 1 項）。

認定を受けた事業者は、認定を受けた事業場ごとに、1 年以内ごとに 1 回、実施状況等報告書に安衛則第 87 条の措置の実施状況について行った監査の結果を記録した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない（安衛則第 87 条の 7）。

認定を受けた事業者が、認定を受けた事業場において安衛則第 87 条の措置を行わなかったときは、その旨を速やかに所轄労働基準監督署長に報告するとともに、認定証を返納しなければならない（安衛則第 87 条の 8）。

欠格事項に該当するに至ったとき、認定基準に適合しなくなったと認められるとき、実施状況等報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をして提出したとき、又は不正の手段により認定若しくはその更新を受けたことが明らかになったときは、認定は取り消される（安衛則第 87 条の 9）。

1.4.9 差止め又は変更命令（第 6 項）

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、届け出られた計画を審査した結果、その計画による建設物、機械等の設置、移転、変更又は仕事の開始についての内容が労働安全衛生法令に違反すると認めた場合、工事若しくは仕事の開始の差止め、又は計画変更を届出者に対して命令することができる（本条第 6 項）。

ただし、工事又は仕事の開始の差止め命令は、労働者の安全と健康を確保するためのものであるから、計画が変更され安全衛生上危険有害でないことが期待される場合は、計画の変更が命じられることになる。

工事着手差止・計画変更命令は、工事着手差止・計画変更命令書の交付により行われている。

また、命令を行わない場合であっても、計画の届出の内容に問題があるときは、工事計画変更勧告書又は工事計画変更指導書により計画の改善を行うよう行政指導がなされることがある。

本条の工事差止・計画変更命令に関する実際の運用においては、迅速な処理のため、窓口担当者が届出の受理と同時に内容の審査を行い、その場で任意の用紙に指導事項を記入して計画の改善（修正、変更）を求め、工事着手までに、改善したとの報告を徴し、上記の正式な様式による命令、勧告、指導は行わず審査を終了することも多いようである。

安衛法第 88 条第 6 項及び労基法第 96 条の 2 第 2 項では、工事着手差止・計画変更命令以外の権限について規定されていないが、厚生労働省設置法等に基づく行政指導は当然可能である。

労働基準監督年報によると年間の工事着手差止・計画変更命令件数が 100～200 件となっているが、これも本当は工事着手差止・計画変更命令の対象となりうる計画届はもっと多い

と思われるが、上述の通り簡易的な指導で解決している例が多いことから命令がなされていないと思われる。

勧告・指導の内容は、計画届の対象となる機械や作業そのものに絞られるわけではなく、例えば石綿等の除去に係る建設工事計画届において、石綿等の除去のために薬剤を使用する時は、当該薬剤の SDS を確認して防毒マスクの使用等を指導することがあるとされる⁵³。

1.4.10 発注者に対する勧告又は要請

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、本条第 6 項の規定に基づき差止め命令又は変更命令をした場合で、必要があると認めるときは、当該命令に係る工事の発注者等に対して、今後、安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう留意すること等、労働災害防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる（本条第 7 項）。

本条第 1 項から第 4 項は、計画の届出等の措置を事業者に義務付けているが、第 7 項は、行政が事業者ではない発注者に対しても一定の勧告又は要請を行うことができることを規定している。

安衛法は、数次の請負により事業が行われる場合などに、労働契約の相手方たる事業者以外の者（発注者、派遣先など）を義務主体に加えている。これは、特定の事案に関し、最適な義務主体は誰かということと、それに負わせるべき義務内容として何が求められるかという二つの側面から、安全衛生上の実効性を確保することを目的としている⁵⁴。同種の考え方は、イギリスの法制度でもみられ、安全衛生では、リスクを創出した者や、情報を得て情報を管理する者が管理責任を負うという考え方がとられている⁵⁵。

安衛法第 3 条第 3 項は、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者に対して、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないと規定している。これは建設工事では、発注者が工期、設計条件等を示し、この発注条件に基づいて事業者が工事を施工することになるので、これらの設計条件が施工方法に大きな影響を及ぼし、不適切な発注条件が付された場合、施工時の安全衛生の確保に困難が生ずることになるからである。

しかし、現実には、無理な工期が設けられているなど安全衛生上問題がある設計条件の発注がなされている例がある。数次の請負がなされている場合、労災事故の防止を徹底させるためには、発注者においても工事が安全に行われるよう配慮しなければならない。

⁵³ 関係者への聴取によると、通達（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc5357&dataType=1&pageNo=1）（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）に基づいてこのような指導を行うことがあるとのことである。

⁵⁴ 畠中・前掲注（4）67 頁。

⁵⁵ 三柴丈典「副業・兼業者、フリーランスに対する安全衛生法政策に関する試論」労働法学会研究会報第 71 巻 21 号（通巻 2728 号）（2020 年）7 頁。

法第 3 条第 3 項は、発注者に対し一般的に配慮を求めるものであるが、本条第 7 項は、本条第 6 項に定める差止め命令又は変更命令を行うなど具体的な危険が認められる場合、行政は、当該命令にかかる工事の発注者に対しても安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう必要な勧告又は要請を行うことにより、具体的な配慮を求めるものといえよう。

具体的な配慮の内容としては、例えば、発注者に対して、今後、安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう留意すること、事業者の改善措置が迅速に講じられるよう配慮すること等を勧告又は要請することになる。なお、これらの勧告は、発注者その他の注文者が安衛法違反となる事項を発注条件として付していることを理由として行われるものであるから、設計図書において安衛法違反となる事項が明示されている場合等に行われることになる⁵⁶。

昭和 63 年 9 月 16 日基発第 601 号の 1 では、発注者等に対する勧告又は要請（第 88 条第 8 項（現行では第 7 項）及び第 98 条第 4 項）について次のとおり通達されている。すなわち、

- ① 第 88 条第 8 項（現行第 7 項）又は第 98 条第 4 項に基づく勧告又は要請は、当該仕事の発注者（第 98 条第 4 項の場合にあつては、注文者）が労働安全衛生法違反を惹起させる条件を付していることを理由に行うこととしているものであり、したがって設計図面において同法違反となる事項が明示されている場合等に行うものであること。
- ② 第 88 条第 8 項の「労働災害の防止に関する事項」及び第 98 条第 4 項の「労働災害を防止するため必要な事項」には、命令に基づく事業者の改善措置が迅速に講ぜられるよう配慮すること、今後、労働安全衛生法違反を惹起させる条件を付さないよう留意すること等があること。

1.4.11 本条違反の場合の罰則

事業者が、本条第 1 項から第 4 項までの規定に違反して計画の届出をしない場合又は第 5 項の規定に違反し有資格者を参画させない場合には、50 万円以下の罰金に処せられる（安衛法第 120 条第 1 号）。

事業者が第 6 項の規定に違反して、労働基準監督署長の命令に従わない場合には、6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 119 条第 2 号）。

計画届の提出期限に遅れた場合は、その計画届の内容を審査する期間がないため、法令に従って、労働基準監督署長はその受理を拒むことになる。

ただし、運用の実態としては、届出期限に遅れた場合、労働基準監督署長から、「遅延理由書」の提出を求められ、その添付を条件に、提出期限に遅れた計画届を受理することもある⁵⁷。

⁵⁶ 労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール 10』（労働行政、2016 年）803 頁。

⁵⁷ 村木・前掲注（2）18 頁。

本条違反の送検事例を紹介する、紹介例は、労基署から足場設置届の提出などについて、2 度にわたって是正勧告を受けながら、それを無視し、足場の設置届を行わないまま建築工事をしてきた建設会社 A 社とその現場責任者が書類送検された事例である。

労基署が A 社の施工する鉄筋 10 階建てマンションの工事現場を臨検したところ、高さ 30 メートルを超える建物であるにもかかわらず、安衛法第 88 条第 4 項（現在の第 3 項）に規定された建築工事計画届及び同第 2 項（現第 1 項）に規定された足場の設置届を提出していなかったことから、現場代理人 X を出頭させ、猶予期間を定めた是正勧告書を交付した。ところが、その後、労基署が、A 社施工の別のビル建築現場を確認・監督したところ、やはり足場の設置届を提出していない違反が再び発見された。そこで、労基署が、同現場の現場代理人 Y を出頭させ是正勧告書を再度交付した。

労基署はその後も是正勧告書を交付した二つの現場について調査を継続していたが、いずれの足場設置届も提出されていなかった。そこで、労基署は違反を繰り返す悪質店主として、A 社と現場代理人 X 及び Y の 3 者を安衛法第 88 条第 2 項違反の疑いで送検した⁵⁸。

次に、行政監督と刑事責任の関係について述べる。本条の第 1 項から第 3 項までは計画等の届出を「事業者」に課している。すなわち、届出義務を負っているのは「事業者」である。この義務の履行にあたっては、事業者本人が履行する場合もあるが、義務の履行を受任者に委任して行うこともでき、あるいは従業員を履行補助者として用いることもできる。行政上の責任という観点からみれば、事業者がいかなる履行方法をとろうと、結果として届出がなされなければ、行政上の義務違反が生じる。

ところが、刑事責任は、法律に違反する行為をしたことについての責任を問うものであって、届出がなされなかったという結果が発生したことに対する責任を問うものではない。刑事法上は、結果において届出がなされなかった場合、誰の行為によってその結果が発生したかということの問題にするのであって、事業者が自ら届出をしなかったのか、補助者や受任者が届出をしなかったということを区別しなければならない。そのうえで、補助者や受任者が届出を行わなかった場合には、意図的に届出を行わなかったどうかを検討される⁵⁹。

例えば、建設業に属する事業の仕事では事前にその計画を労働基準監督署長に届け出なければならないが（第 3 項）、届出がなされなかった状況としては、①事業者に届け出る意思がなく、届け出なかった、②事業者に届出の意思があり、受任者に届け出ることを委任したが、受任者が故意又は過失によって届け出なかった、③事業者に届け出る意思があり、書類を作成して補助者（従業員）に書類を提出するよう指示したが、補助者が故意又は過失によって届け出なかった、という状況が想定できる。

⁵⁸ 労働調査会編著『建設業編 安衛法違反による送検事例集第 1 集』（労働調査会、2013 年）100～101 頁。

⁵⁹ 寺西輝泰『労働安全衛生法違反の刑事責任—総論—（改訂版）』（日労研、2004 年）235～6 頁。

行政法規上はいずれの場合であっても事業者の責任が発生する。しかし、刑事法上は、上記①の場合は事業者が、上記②の場合は受任者が、上記③の場合は補助者が違反者となる。

ところが、上記②、③の場合、受任者にも補助者にも事業者という身分がないので、違反行為者であってもその行為は構成要件に該当しないため安衛法第 88 条第 3 項の規定に違反することにならず、処罰されない。さらに、この場合、事業者に届出がなされなかったことを知りながら、それを容認して放置していたという事情がなければ、事業者も処罰できないことになる⁶⁰。

これは法目的に反するものといわなければならない。そこで、こうした場合には、安衛法第 122 条のいわゆる両罰規定が重要な役割を果たす。すなわち、両罰規定の意味は、法人の代表者又は法人がもしくは代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、「行為者を罰する」点にある。「行為者を罰する」というのは、第 116 条以下の各規定が引用している各本条の措置義務者が特定の身分がある場合には、その規定違反の犯罪は身分犯となり、身分のない者は形式的には各規定に違反する行為を行っても処罰されないが、この「行為者を罰する」という規定により、身分がない者が行った各規定に違反する行為を犯罪とすることを意味しているのである⁶¹。

この規定により、事業者ではない履行補助者が処罰の対象とされることになるが、さらに、事業者自身が処罰されるか否かにかかわらず、行為者に加えて、法人もまた処罰されることになる。

2 第 89 条

2.1 条文

（厚生労働大臣の審査等）

第 89 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による届出（次条を除き、以下「届出」という。）があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査を行なうに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見をきかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の審査の結果必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の勧告又は要請をするに当たっては、あらかじめ、当該届出をした事業者の意見をきかなければならない。

⁶⁰ 寺西・前掲注（54）238 頁。

⁶¹ 寺西・前掲注（54）239 頁。

5 第 2 項の規定により第 1 項の計画に関してその意見を求められた学識経験者は、当該計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2.2 内容

2.2.1 趣旨

本条は、前条の規定により届けられた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて、厚生労働大臣が行う審査、それに基づく勧告等について定めたものである。

技術革新の進展により、大幅な機械化や設備の大型化のほか、新原材料、新生産方法の採用等が急テンポに進むため、危害防止のための措置基準や構造基準等に常に検討が加えられているとはいえ、各産業界の技術水準に即応することが困難な場合がある。前条の届出内容が法令の定める措置基準等に違反する場合は、厚生労働大臣又は労働基準監督署長が前条第 6 項に基づく命令をすることができることはもちろんであるが、届出内容が法令に規定される技術水準を超えているような場合でも基準がないからといって安全衛生確保の観点からは、これを放置することはできない⁶²。

2.2.2 審査の対象（第 1 項）

本条第 1 項において、厚生労働大臣が審査を行うのは、前条の規定（第 88 条第 1 項から第 3 項までの規定）による届出があった計画のうち、「高度の技術的検討を要するもの」である。具体的には、新規に開発された工法等を採用する建設工事計画、石油化学工場等における新生産方式の採用による設備増設計画等である⁶³。

そして、これらの計画内容がこの法令又はこれに基づく命令に違反する事実がなくても、届け出られた計画内容について、厚生労働大臣は学識経験者の意見を聴いて安全性を審査することができる⁶⁴。

2.2.3 審査の方法（第 2 項）

厚生労働大臣は、この審査に際しては、安衛則第 93 条に従って、審査委員候補者名簿に記載されている者のうちから、審査すべき内容に応じて、審査委員を指名し、指名した委員の意見をきかなければならない。

審査を行うに当たって、審査対象となった計画に関して意見を求められた学識経験者は、審査対象の計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（第 5 項）。

⁶² 労働調査会編『改訂 3 版 労働安全衛生法の詳解』（労働調査会出版局、2009 年）902 頁。

⁶³ 労働調査会編・前掲注（39）902 頁。

⁶⁴ 労働行政研究所編・前掲注（33）805 頁。

審査委員候補者名簿に記載される者は、安全又は衛生について高度の専門的な知識を有する者のうちから、厚生労働大臣が委嘱して、その名簿を作成し、公表される（安衛則第 94 条）。

審査委員は、トンネルや構造物、圧気工法、爆発火災の専門家などからなる。大臣審査の審査委員候補は十数人いるが、その中から特定の工事について毎回 4～5 名が厚労省安全衛生部長名で指名され、委員会が組織される。審査委員はその場で対象となる工事について意見を求められ審査するというプロセスとなる。

委員会は届出がなされた都度行われ、委員も交代で指名される。対象となる工事はトンネル（ずい道）や圧気工法関係が多い。

2.2.4 事業者への勧告又は要請（第 3 項）

厚生労働大臣は、この審査の結果、労働災害防止のため必要があると認めるときは、その審査対象となった計画の届出をした事業者に対し、必要な勧告又は要請をすることができる。

厚生労働大臣は、その勧告又は要請をするに当たっては、あらかじめ、届出を行った事業者の意見をきかなければならない（第 4 項）。

3 第 89 条の 2

3.1 条文

（都道府県労働局長の審査等）

第 89 条の 2 都道府県労働局長は、第 88 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出があつた計画のうち、前条第 1 項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。

2 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の審査について準用する。

3.2 内容

3.2.1 趣旨

安衛法第 89 条の規定に基づいて厚生労働大臣は特に大規模な工事等の計画を中心に審査を行うこととされているが、厚生労働大臣の審査の対象となっているものに準ずるような工事等の計画についても、専門的観点からの検討を行うことが労働災害防止のために有効であることから、本条は厚生労働大臣が審査を行う高度の技術的検討を要する工事等の計画に準ずる工事等の計画について、都道府県労働局長が審査を行うことができるとした。

本条は、厚生労働大臣が審査を行うことになっていない工事等の計画の中にも、地質が極めて軟弱なところや有害ガスが発生するところで行うもの、曲率の大きい曲線けた（橋脚の上に架け渡して橋板を乗せるための曲線の材）（写真参照）の橋梁や土被り（ずいどうの上端から地表面までの土砂や岩盤の厚さ）（写真参照）が小さく断面のおおきなずい道等、建設する物の構造が特殊なもの等危険性の高いものがあり、このような建設工事において、あらかじめ専門的な観点からの検討が十分行われていなかったことによる災害がみられたことから、平成 4 年の改正によって新設された規定である⁶⁵。

【曲線けた⁶⁶】



【ずいどうの土被り⁶⁷】



3.2.2 本条の対象となる計画

都道府県労働局長は、第 88 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出があった計画のうち、安衛法第 89 条第 1 項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る

⁶⁵ 労働調査会・前掲注（39）904 頁。

⁶⁶ <http://www.kyosankogyo.co.jp/album.html>（最終閲覧日；2024 年 1 月 30 日）

⁶⁷ 高知工科大学 WEB サイト内の重山陽一郎氏のサイト（<http://www.infra.kochi-tech.ac.jp/shige/judi/Yawatahama/03.html> 最終閲覧日 2024 年 4 月 27 日）。

<http://sputoyo877.com/kudoyamahatudentsyo.html>（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。

ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする（本条第 1 項ただし書き）。

安衛法第 89 条第 2 項から第 5 項までの規定は、この審査について準用する（本条第 2 項）。

3.2.3 計画届の対象となる仕事

法第 89 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める計画は、次の仕事を対象とする（安衛則第 94 条の 2）。

- ① 高さが 100 メートル以上の建築物の建設の仕事であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 埋設物その他地下に存する工作物（第 2 編第 6 章第 1 節及び第 634 条の 2 において「埋設物等」という。）がふくそう（輻輳：1 カ所に複数のものが集中して混在する状況）する場所に近接する場所で行われるもの
 - ロ 当該建築物の形状が円筒形である等特異であるもの
- ② 堤高が 100 メートル以上のダムの建設の仕事であつて、車両系建設機械（安衛令別表第 7 に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の転倒、転落等のおそれのある傾斜地において当該車両系建設機械を用いて作業が行われるもの。資料 10-30 参照。

【車両系建設機械⁶⁸⁾。



- ③ 最大支間 300 メートル以上の橋梁(りょう)の建設の仕事であつて、次のいずれかに該

⁶⁸⁾[https://www.komatsu-](https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillVehiclesReadjustLand.aspx)

[kyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillVehiclesReadjustLand.aspx](https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillVehiclesReadjustLand.aspx)（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

当するもの

イ 当該橋梁(りょう)のけた(橋脚と橋脚の間を結び、上の重さを支えるもの)が曲線けたであるもの(注 63 参照)

ロ 当該橋梁(りょう)のけた下高さが 30 メートル以上のもの

④ 長さが 1000 メートル以上のずい道等の建設の仕事であって、落盤、出水、ガス爆発等による労働者の危険が生ずるおそれがあると認められるもの

⑤ 掘削する土の量が 20 万立方メートルを超える掘削の作業を行う仕事であって、次のいずれかに該当するもの

イ 当該作業が地質が軟弱である場所において行われるもの

ロ 当該作業が狭あいな場所において車両系建設機械を用いて行われるもの

⑥ ゲージ圧力が 0.2 メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事であって、次のいずれかに該当するもの

イ 当該作業が地質が軟弱である場所において行われるもの

ロ 当該作業を行う場所に近接する場所で当該作業と同時期に掘削の作業が行われるもの

3.2.4 審査の方法

都道府県労働局長の審査の方法は、前条の規定に基づく厚生労働大臣の審査と同様である。すなわち、都道府県労働局長は、この審査に際しては、安衛則第 93 条に従って、審査委員候補者名簿に記載されている者のうちから、審査すべき内容に応じて、審査委員を指名し、指名した委員の意見をきかなければならない。

都道府県労働局長は、審査委員の学識経験者から意見を聴いて審査を行った上で、労働災害防止のために必要があると認めた場合、当該事業者に対して勧告、要請を行うことができる。

4 第 90 条

4.1 条文

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第 90 条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

4.2 趣旨

本条は、本法の施行事務は労働基準監督署長および労働基準監督官がつかさどることを定めたものである。労働基準監督署長及び労働基準監督官は、本法のほか、労基法、じん肺法、作業環境測定法、最低賃金法、家内労働法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する

特別措置法等により、それらの法律の施行に関する事務をつかさどっている（労基法第 100 条第 4 項、じん肺法第 41 条、作業環境測定法第 38 条、最低賃金法第 38 条、家内労働法第 29 条、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第 12 条）。

実際の本法施行に係わるすべての監督業務は、地方公共団体の非現業部門等を除き、労基法上の監督機関すなわち、厚生労働省労働基準局、都道府県労働局、労働局管内労働基準監督署（労基法第 97 条第 1 項）を通して行われることになる。なお、都道府県労働局、労働基準監督署は、厚生労働大臣の直接の管理に属することが規定されている（同法第 99 条）。このような中央直轄型の指揮命令系統が確立した一元的組織において、労働基準監督署長及び労働基準監督官は労働基準行政の先端に位置づけられている。

4.3 沿革

わが国の監督制度の発祥を丹念に紐解けば、1892（明治 25）年 6 月に鉱業条例の施行に伴って設置された鉱山監督制度にまで遡ることもできるが⁶⁹、一般的には、工場法施行の前年である 1915（大正 4）年の 12 月に、農商務省商工局に工場課を新設し、工場監督官 4 名、工場監督官補 5 名を置いたことが出発であったとされている。翌年の 1916（大正 5 年）には、工場法の施行権限を都道府県知事（東京都は警視庁）に委任し、地方分権的で、かつ、警察機関と結びついた監督制度とし、警視庁および各府県の警察部に工場監督官および工場監督官補 199 名を置き、合計 208 名の体制としている。当時の工場監督官および同監督官補は独立官職ではなく、一般職である警察官、事務官または技官が補官職として兼任補職されており、工場監督官としての身分保障はなかった。

1938（昭和 13）年に、国民の体力向上と福祉の増進のために厚生省が設置されると、工場法に関する事項は、同省労働局監督課の所管となった。1941（昭和 16）年には、従来の工場監督官・同監督官補、調停官・調停官補の名称が労務監督官・労務監督官補に改められ、戦時体制下となった 1942 年には、重要事業場労務管理令（以下「管理令」という）が発令され、中央・地方とも労務監理官という名称に統一された。

なお、この管理令は、1941（昭和 16）年 2 月 24 日に、国家総動員法第 6 条に基づき、重要事業場における労務管理の指導、監督のため定められたもので、「厚生大臣は国家総動員法第 31 条の規定に基づき重要事業場の労務管理の状況に関し事業主より報告を徴し、又は当該官吏をして重要事業…臨検し帳簿書類を検査」させることができる旨を規定するなど（第 21 条）、戦時色の強い命令⁷⁰であった。

戦後の 1947（昭和 22）年には、労働基準法の制定とともに労働省が新設され、各監督機関は労働省の直轄機関として一元化され、地方政治や警察行政から完全に分離することと

⁶⁹片岡昇・他著『新労働基準法論』（法律文化社、1982(昭 57)年）551 頁。

⁷⁰ <http://www.bengoshi-honryu.com/wp-content/uploads/2010/08/F30307.pdf>（最終閲覧日：2022 年 10 月 8 日）

なった。また、労働基準監督官制度も、1923 年の ILO 第 20 号勧告をモデルに一定の独立権限と身分保障が付与され、工場法時代と比べると飛躍的に前進した新しい監督官制度となった⁷¹。

4.4 労働基準監督署長の職務

労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、労基法に基づく臨検、許可、認定、審査、仲裁その他労基法に関する事項をつかさどり、所属の官吏を指揮監督する（労基法第 99 条第 3 項）。

4.5 労働基準監督署の業務⁷²

労働基準監督署の業務は、大きく分けて、労災保険法以外の労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、賃確法、家内労働法等を所管する「監督畑」と、労災保険法、労働保険徴収法等を所管する「労災畑」の二つに分けらる。

更に、「監督畑」を事業場の臨検（監督・指導）・司法処分（捜査）を担当する「監督」と、ボイラー、クレーン等の検査、計画届の審査など労働安全衛生法の技術的な事項を担当する「安全衛生」に分けている。

官名として労働基準監督官、厚生労働技官、厚生労働事務官の三官がある。

なお、「監督」は労働基準監督官のみの業務、「安全衛生」は技官が中心の業務、「労災」は事務官が中心の業務となっている。ただし、人員配置等の関係から「安全衛生」「労災」に労働基準監督官が配属されることはある。

4.5.1 監督

「監督」というのは、労働基準監督官が労働基準法、労働安全衛生法等の所管の法律に基づく臨検、司法処分（送検）などの業務を行うことをいう。「臨検」とは部内的には「臨検監督」（又は単に「監督」）といているが、工場や建築・土木現場、事務所などへ立ち入り、機械や設備等の違反について「使用停止命令」「変更命令」「立入禁止命令」を行うほか、法違反事項については「是正勧告書」の交付、法違反でない事項や是正方法の指導に関しては「指導票」の交付を行うのが中心である。

4.5.2 安全衛生

「安全衛生」は、技官又は労働基準監督官が労働安全衛生法に基づく「検査」「安衛法第

⁷¹日外喜八郎「労働基準監督行政」日本労働法学会編著『現代労働法講座 第 9 巻 労働保護法論』（総合労働研究所、1982 年）254 頁。

⁷² この項目の内容については、全面的に、近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご教示による。

88 条の計画届の審査」「安全衛生指導」などの業務を行うことをいう。具体的には、労働局においてはボイラーやクレーン、エレベーターなどの製造許可や検査（溶接検査、構造検査など）、監督署においてはボイラーやクレーン、エレベーターなどの検査（落成検査、使用再開検査など）、安衛法第 88 条の計画届の審査、有機則などの適用除外認定業務、安全衛生に関する一般的指導、その他安衛法に基づく各種届出書類（労働者死傷病報告、健康診断結果報告など）の取りまとめなどの一般業務を行っている。

4.5.3 労災

「労災」は、事務官又は労働基準監督官が「労働災害」についての業務上外の決定、支給の業務を行うことをいう。具体的には、労働者からの「休業補償給付請求」（労災保険法に基づき労基署に請求する給付）、「休業補償請求」（労働基準法に基づき使用者に請求する補償）、「障害補償給付請求」、「遺族補償請求」などの請求について、業務上外の決定、休業補償（平均賃金）の計算、障害等級の決定、遺族補償の決定などの事務を行っている。

4.6 「事務をつかさどる」の意味

本条に定める労働基準監督官の「この法律の施行に関する事務をつかさどる」の意味は、実際には、安衛法に基づく事業場への臨検、関係者への尋問、製造許可等の事務、ボイラー、クレーン等の検査、司法事件捜査など安衛法に規定されているすべての業務を行うことができる権限を有しているということである。つまりはオールマイティである。

ただし、ボイラー、クレーン等の検査については、経験が必要なため部内での一定の研修を修了した者を充てることとしている（検査は技官が中心で行うが、監督官が実施することもある）。

4.7 権限行使の制約

労働基準監督官の権限行使において罰則をもって強制することは、令状なくして侵入、捜索、押収することになるため、憲法第 35 条の精神に反するとする説と憲法第 35 条はもっぱら司法上の強制捜査権を制限したものだから、労働者救済のために認められた行政権の強制捜査権はこれに抵触しないとする説が対立する。

こうした対立に関する税法上の強制捜査権と憲法第 35 条について判断した以下の川崎民商事件（最高裁大法判昭 47. 11. 27 判時 687 号 17 頁）が参考になる。

4.7.1 川崎民商事件の事実概要と判旨

本件は、Y が税務署の過少申告疑いの税務調査のための質問検査を拒んだため、旧所得税法第 70 条第 10 号に違反するとして起訴されたという事案である。1 審、2 審とも Y を有罪としたため、Y は、①質問調査は刑罰よって強制されているにもかかわらず裁判所の令状を必要とせず、強制的な捜査・押収等には裁判所が発令する令状が必要であるとする憲

法第 35 条に違反するなどを理由として上告した。判決は、旧所得税法第 63 条の質問調査は、「もっぱら、所得税の公平確実な賦課徴収のために必要な資料を収集することを目的とする手続きであって、その性質上、刑事責任の追及を目的とする手続きではない」、「刑罰を加えることによって間接的心理的に右検査の受忍を強制しようとするものであ」るが、「その作用する強制の度合いは、それが検査の相手方の自由な意思を著しく拘束して、直接物理的な強制と同視すべき程度の強制にまで達しているものとは、未だ認めがたく、公益上の目的を実現するには、右の程度の強制は、実効性の確保として、あながち不均衡、不合理なものとはいえない」。「憲法第 35 条第 1 項の規定は、本来、主として刑事責任追及の手続きにおける強制について、それが司法権による事前の抑制下に置かれるべきことを保障した趣旨であるが、当該手続きが刑事責任追及を目的とするものではないとの理由のみで、その手続きにおける一切の強制が当然に右規定による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。しかしながら、前に述べた点を総合判断すれば、旧所得税法第 70 条第 10 号、第 63 条に規定する検査は、あらかじめ裁判官の発する令状によることをその一般的要件としないからと言って、これを憲法第 35 条の法意に反するものということとはでき」ないとした。

4.7.2 本判決から汲み取るべき示唆

本判決からは、憲法第 35 条の令状主義の適用が行政手続きにも及ぶかという問題について、令状主義を一般的要件としなくても違憲ではないが、令状主義が行政手続きに適用される場合であっても、その範囲は狭く、また、制限的であるということが汲み取れる⁷³。

5 第 91 条

5.1 条文

（労働基準監督官の権限）

第 91 条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 医師である労働基準監督官は、第 68 条の疾病にかかった疑いのある労働者の検診を行なうことができる。

3 前 2 項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

⁷³松井幸夫「別冊ジュリスト判例百選II〔第5版〕（有斐閣、2007(平成)年）265頁。

5.2 趣旨

本条第 1 項は、本条の実効性確保のために、労働基準監督官に、事業場への立入り、関係者への質問、帳簿、書類その他の物件の検査、若しくは作業環境測定を行い、又は、検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することを行政上の権限行使として規定したものである。

同第 2 項では、医師である労働基準監督官は、伝染性の疾病その他の疾病（安衛法第 68 条）の疑いのある労働者を対象として検診を行うことができることを規定している。ただし、かつては医師が労働基準監督官に任命された例もあったが、近年では本省を除いてないようである⁷⁴。

同第 3 項は、労働基準監督官が第 1 項、第 2 項の規定に定められた権限を行使する場合に、労基法（第 101 条第 2 項）で、ILO 第 81 号条約と同様に、労働基準監督官証票（労基法施行規則様式第 18 号）を携行して関係者に提示し、身分を示すことを要求している。同第 4 項では、第 1 項で規定する労働基準監督官の立入検査の権限の目的が安衛法を施行するために必要な行政上の権限の行使であり、犯罪捜査等刑事責任追及ではないことを確認している。

5.3 権限

5.3.1 労基法上の労働基準監督官の権限⁷⁵

労基法における労働基準監督官は、安衛法と同様臨検（監督、指導、使用停止等命令（寄宿舎関係））、関係者への尋問、司法事件捜査などすべての業務を行うことができる権限を有している。

なお、法制度的には、労基法第 99 条第 1 項で労働基準主管局長、同第 2 項で都道府県労働局長が「この法律の施行に関する事項をつかさど」ることとし、第 4 項で「所属の労働基準監督官をして行わせることができる」と権限を委任できることとしており、第 101 条第 1 項で労働基準監督官は「臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる」としている。

労基法第 99 条第 3 項の労働基準監督署長の行う「臨検、尋問、許可、認定、審査、仲裁」のうち「許可、認定、審査、仲裁」は行政官庁としての労働基準監督署長の職務であって、労働基準監督官の権限ではなく、「臨検、尋問」の権限は、両者が共有していることになる（許可と認定は署長の権限なので、労基法第 99 条第 3 項により署長の指揮監督により業務を行っているという解釈である。）

⁷⁴ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏の示唆による。

⁷⁵ この項目の内容については、全面的に、近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏の教示に負う。

労働基準監督官の業務としては、「定期監督」といって各署の年間の監督計画に基づき主体的に工場や建設現場などに対して臨検監督等を実施するもの、労働者からの申告に基づいて臨検監督等を行い法違反があった場合には是正を求める「申告監督」（基本給及び割増賃金の不払い（違反事例としては基本給不払いのほうが多いようである）、解雇予告手当の支払いの指導などが多い）、労働者死傷病報告や労災保険の請求書（療養補償給付や休業補償給付請求など）の情報、事業場や消防署等からの通報に基づいて労災事故の原因調査と再発防止のための是正勧告や指導をする「災害時監督」及び「災害調査」のほか、定期監督、申告監督、災害時監督時の是正勧告や使用停止命令等に対する是正状況を確認する「再監督」がある。

また、家内労働法に基づいて委託者に臨検し、家内労働手帳の交付の確認、最低工賃の確認などの業務も行っている。これらを総合して「臨検」（臨検監督）と総称している。

「災害調査」は死亡事故や重大な災害の場合に実施するもので、安全衛生に係る調査だが、法違反があると捜査に移行することがあるため、労働基準監督官が実施することが多い（ただし、技官が同行する場合も多い）。

また、就業規則や 36 協定等各種届出の受理、解雇予告除外認定申請の対応、宿・日直許可申請の対応、監視断続勤務適用除外申請の対応、児童使用許可、最低賃金減額特例許可、賃確法に基づく倒産の認定、未払い賃金額の確認などの業務もある。

長時間労働、賃金不払いなどで事案が悪質とされた場合や災害調査で重大な法違反があった場合又は告訴・告発があったときは、労基法違反、安衛法違反、最賃法違反などで司法事件として捜査のうえ事件を検察庁に送ることになる。

5.3.2 本条における権限

労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

労働基準監督官は、この法律の施行するために必要と判断した場合、努力義務・訓示規定に基づき行政指導を行うことができるが、行政処分、司法処分を行う場合は、本法の定める義務に違反する場合にのみなしえるとされる。

5.3.3 臨検監督等

臨検監督とは、行政機関の職員が、行政法規の実施を監督するために、事務所、倉庫、工場などに立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類の検査を行うことである。その目的は、法違反の発見とその是正にある。

臨検監督には、定期監督、災害時監督、申告監督そして再監督がある⁷⁶。臨検監督の流れについては、図 4「臨検監督の流れ」を参照されたい。

臨検監督で何をみるかは、その種類によって異なるが、定期監督においては、労働局（労働基準監督署）がその年度の監督実施計画を定め、法令の全般について、対象となる事業場の法令の実施状況を審査する。

安全衛生については、安全衛生法・規則の全般について審査する。

安衛法の監督行政実務は、事後送検が殆どで、事前送検（災害が生じる前に、法違反のみを理由に送検すること）は例外であること、つまり、法違反を理由にいきなり厳罰をもって臨むことは殆どないこと、また、立入検査等も、事業場側の帳簿の準備等のため、事前に通告してから行われる場合もあるし、いきなり強制的に行うのではなく、まずは任意での立入を求め、拒否された場合に、改めて必要に応じて強制的な措置が講じられる場合が多い⁷⁷。

5.4 是正勧告、指導票等

5.4.1 是正勧告書

労働基準監督官が事業場に対して臨検監督等を行った際に、労働法令違反があると認めたととき、その違反事項と是正期日を記した是正勧告書を交付する。事業主又は労務担当者等は是正勧告書を受け取ったとき、是正勧告書に受領年月日を記入し、記名押印する。是正勧告書については、図 5「是正勧告書（見本）」を参照されたい。

是正勧告書に記載された違反事項は、指定された是正期日までに是正しなければならない。是正した場合、そのことを報告しなければならない（是正報告の徴収）。

是正勧告・是正報告の徴収は行政処分ではなく、行政指導にあたり、その法的性格は労基法第 104 条の 2 又は安衛法第 100 条第 3 項に基づく行政処分にあたらない⁷⁸。是正勧告に

⁷⁶角森洋子「改訂 労働基準監督署への対応と職場改善」（労働調査会、2010 年）20 頁。

⁷⁷三柴丈典教授のご教示による。

⁷⁸行政指導は、行政手続法第 2 条第 6 号が定義しているが、これによれば、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。」。その特徴は、指導内容が相手方の任意により実現されるという点にある。しかし、実際には、許認可権限をもつ行政機関が行う行政指導は、これに従わない場合、許認可の停止・剥奪をもたらすおそれがあり、事実上の拘束力がある。これに対して、行政手続法第 2 条第 2 号は、行政処分を、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と定義している。また、行政不服審査法第 1 条は、不服申立ての対象として「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」を定義し、行政処分が対象とされている。ここでいう行政処分は行政事件訴訟法における処分と同義とされる。行政処分に対し

従った改善は、あくまでも使用者の任意の協力によってなされるものである。したがって、監督指導により是正勧告を行った事案については是正報告をしないこと又は虚偽の是正報告をしたことをもって労基法第 120 条第 5 号又は安衛法第 120 条第 5 号にもとづき送検手続きをとることができない。しかし、違反状態を放置している場合、労働基準監督官らは、労基法第 104 条の 2 又は安衛法第 100 条第 3 項に基づく行政処分として報告を求めることができる。ただし、その際には、同条を根拠にしていることを明示するとともに、行政不服審査法第 57 条及び行政事件訴訟法第 46 条に基づき不服申立て等に関する教示を付さねばならない（「監督指導業務の運営にあたって留意すべき事項について」（平 19. 2. 14 基発 0214001 号））。

この場合、使用者が是正報告をしない場合、労基法第 120 条第 5 号又は安衛法第 120 条第 5 号に基づき送検手続きをとることができる。

また、是正報告に際して使用者ないし事業者が虚偽の陳述をした場合には、労基法第 120 条第 4 号又は安衛法第 120 条第 4 号、虚偽の記載をした帳簿書類を提出した場合には労基法第 120 条第 4 号に基づき送検手続きをとることができると考えられる。

5.4.2 指導票

安衛法等に違反するものではないが、改善を図らせる必要のある事項（例えばガイドラインに従っていない場合など）、労働法令違反と断定しがたいが改善すべき事項は、指導票に記載して使用者に交付し、改善を求める（原則として、文書での改善報告を求める）。また、是正勧告書等で通知した法違反の是正のための補足説明を指導票に記載することもある。

労働基準監督官等は、指導票を使用者又は労務担当者等に対し、指導票の所定欄に受領年月日を記入し、署名することを求める。

指導票の様式については、図 6「指導票（見本）」を参照されたい。

5.5 労働基準監督官の守秘義務

労働基準監督官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これは在職中だけではなく退官後にまでも課せられる義務である（労基法第 105 条）。こうした労働基準監督官の守

ては、行政事件訴訟法第 2 条が処分の取消を求める抗告訴訟の手続きを定めている。行政処分が何か明確な定義を置いておらず解釈に委ねられているが、取消訴訟の対象である行政処分が何かは争いがあり、判例は、「行政庁の法定に基づく行為すべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国家または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」（最判昭 39. 10. 29 民集 18 卷 8 号 1809 頁）としている。櫻井敬子・橋本博之『行政法（第 4 版）』（弘文堂、2013 年）145 頁、246 頁、278～279 頁。

秘義務規定は、令状なしでも行使し得る労働基準監督官の行政権限から得られる労使双方からの情報の要保護性を担保するという目的がある。

5.6 司法処分

行政権限行使を契機として、犯罪が発覚することがあり得るが、犯罪捜査を行う場合は、司法警察員として権限を行使するため、刑事訴訟法で定められた手続きに従わなければならない。行政上の権限行使と司法警察員としての権限行使は厳格に区別されなければならない（第 4 項）。使用者の私宅内への侵入や寄宿舎内の私宅に臨検する場合（社長宅にも任意であれば入ることがある）にも、裁判官の令状が必要であるとの見解⁷⁹が有力である。

どのような場合に司法処分にするかを判断する基準（いわゆる「司法処理基準」）はかつては存在したが、現在はその有無を含め公開されていない⁸⁰。

どのような場合に司法処分されるかは、実際に送検された事件及び関係者からのヒヤリング結果から窺うことになる。最近労働基準監督署が公表した送検事例で労働安全衛生に関係したものの参照すると、概ね、

- ① 就業制限にかかる違反、使用停止命令を繰り返すなど法違反が繰り返される事案
- ② 死亡事故などの人の生命・健康に重大な危害を及ぼす重大な労災事故がある事案、
- ③ 長時間労働による労災がらみの請求が繰り返されるなどの事案の性質が重大かつ悪質な事案

などについて司法処分を行う傾向にあるといえよう⁸¹。これをみると、司法処分は、罰則の適用要件を満たす事例のなかでも、違反が繰り返されている事例や死亡事故などの重大事案を主な対象としてなされていると考えられる。とくに、「労災かくし」は重大かつ悪質な事案となる。ここでいう「労災かくし」とは、故意に労働者死傷病報告を労基署に提出しないこと、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を労基署に提出することなどの場合を指す（第 100 条を参照されたい）。

⁷⁹片岡昇前掲注（62）559 頁。

⁸⁰ 145 回国会衆議院予算委員会議事録第 21 号（平成 11 年 7 月 15 日）34 頁は、大森委員の質問の対して、伊藤（庄）政府委員は、司法処理基準について、一般的に重大な法違反、たび重なる法違反、明らかに故意に行われた法違反の三つの場合があたると答えている。角森前掲注（69）53 頁。

⁸¹近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。宮崎晃・西村裕一・鈴木啓太・森内公彦『労基署調査への法的対応の実務』（中央経済社、2017 年）283 頁。

5.7 犯罪捜査と行政監督

5.7.1 犯罪捜査と行政監督の峻別

労働基準監督官が実施する犯罪捜査は、本条に定める権限に基づく事業場への立ち入り、関係者の質問、帳簿等の書類その他の物件を検査する行為と峻別しなければならない。後者はあくまでも労働監督のために認められた行政上の権限の行使であり、犯罪捜査を目的とするものではないからである。

したがって、労働基準監督官が司法警察員として本法違反の捜査を行う場合に、前条の行政上の権限行使の場合と違い、裁判官が発する令状がなければ、差押え、捜索又は検証することができない⁸²。

安衛法は、第 1 条の目的規定に明示されているように、職場における労働者の安全衛生と健康確保という行政上の目的から一定の行為を禁止し又は作為を命じていること、そしてその違反に対して、行政上の処分（使用停止命令など）を課すことから行政取締法規である。しかし、罰則規定を設けたことにより、罰則規定の適用場面で刑罰法規に変身するものである。そのため、本来行政法規である安衛法は、刑罰法規の適用場面では、罪刑法定主義に服して、厳格に解釈されることになる。

罪刑法定主義とは、どのような行為が犯罪となるか、その犯罪に対してどのような刑罰が科せられるかということ、あらかじめ法律で明確にしていなければ、ある行為を犯罪としたり、刑罰を科したりすることは許されないという刑罰法規に関する原理である⁸³。

そのことから、刑罰法規として労働安全衛生法の規定を解釈する場合、規定の文言からその意味・内容を明らかにする文理解釈や、規定の文言の意味を拡大して規定の内容を明らかにする拡張解釈は認められるが、規定の文言から類推して規定の内容を明らかにする類推解釈は禁止されることになる。

これに対して、行政法規は多少内容があいまいで拡張して解釈する余地があるほうが、行政が円滑に遂行でき行政目的を達成することができるという側面があり、行政解釈も、行政目的の達成という合目的的な解釈が認められることは当然であり、規定の文言を足がかりにして類推して解釈することも、行政上の必要があれば、可能だと考えられる⁸⁴。

労災防止という立場から、行政により行政法規の類推解釈、拡張解釈がなされる一方で、刑罰法規の適用の場面では、罪刑法定主義から解釈が制限され、適用範囲が縮小するという現象が生じうる（行政監督と司法処分の乖離）⁸⁵。

⁸² 西谷・野田・和田・奥田編『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法 第 2 版』（日本評論社、2020 年）302 頁（上村新）。

⁸³ 寺西・前掲注（54）214 頁。

⁸⁴ 寺西・前掲注（54）214～215 頁。

⁸⁵ 安西愈『労働災害と企業の刑事責任』（労働調査会、2013 年）112 頁。

現場で監督行政を担う労働基準監督官は、こうした乖離を認識して権限行使をする必要がある⁸⁶。

もともと、過去においては、刑罰法規であるにも関わらず、規定を柔軟に解釈した事例もみられる。現行安衛法の制定前に、刑事上、広義の安全衛生法上の「使用者」には元請けやその現場監督主任者等も含まれることを示した裁判例がある（河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判昭和 47 年 2 月 28 日判例時報 666 号 94 頁（原審：名古屋地判昭和 46 年 3 月 23 日注解労働安全衛生関係法令解釈例規集。上告後、最 2 小判昭和 48 年 3 月 9 日注解労働安全衛生関係法令解釈例規集で棄却された））。

5.7.2 実際の運用・手続き⁸⁷

通常、工場や建設現場、事務所などに行く「臨検」（臨検監督）は、原則的にはすべて「行政上の監督権限」として実施している。

したがって、事業者の同意の下に臨検を実施し、行政処分としての「使用停止等命令」、行政指導としての「是正勧告書」「指導票」の交付を行い、是正を求め、併せて報告（是正報告書）を求める。「行政上の監督権限」として臨検する場合は「労働基準監督署です。」と名乗って臨検を行う。

事業場に行く場合は、あらかじめ通知をして赴く場合と、非通知で赴く場合があるが、事案によってケースバイケースである。

使用停止等命令の行政処分に対して是正しない場合や、是正勧告に対して是正をしない場合で悪質な法違反の場合は、司法事件に移行することがある（被害額や悪質など事案の軽重も関係するが。）。

司法事件となる場合は、刑事訴訟に基づき適正な手続きが定められているので、それにより実施する。

⁸⁶ 筆者らが本章所定の法令違反を要件としない行政行為（例えば緊急措置命令）の活用状況について、労働行政関係者（玉泉孝次氏）にヒアリング調査を行ったところ、活用例がきわめて少ないことが判明した。

なお、三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業：リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔研究代表者：三柴丈典〕（2014 年度（平成 26 年度）～2016 年度（平成 28 年度））第 1 分冊本文②3 頁は、安衛法の解釈運用上、罪刑法定主義を強調しすぎると、法規則の隙間で生じる労災を防げないことを懸念し、法の委任を受けた政省令の定め方に一定の抽象性を持たせ、事業者側に安全性の証明責任を課したうえ、専門官に法遵守の判定を行わせるなどの手続きを定めることで、要件を個別的に特定していく手法を提言している。

⁸⁷ この項目の内容は、全面的に近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。

したがって、例えば、災害調査の場合は「行政上の監督権限」として実施しているが、災害調査の途中で重大な法違反が認められ司法事件としなければならないと判断したときは、「ただいまから、労働安全衛生法違反被疑事件として捜査に移りますので、実況見分として行います。」「〇〇さんに立会人になっていただきます。」と宣言したうえで、刑事訴訟法に基づく捜査に入る（移行する）。つまり、「行政上の監督」と「捜査」をある時点で厳密に区別している。

実況見分は任意捜査である。相手の事業場が拒否したり、隠蔽工作をしたり、任意の捜査ができないと判断されたときは、検証令状又は搜索差押許可状を裁判所に請求して強制捜査を行う。

労働基準法違反で送検するケースは、定期監督や申告監督等で事案が悪質である場合に実施する。その場合は、使用者に対して「労働基準法違反被疑事件として捜査する。」と宣言して実施する。

相手が否認せず、また捜査に協力する場合は任意捜査として証拠を提出させ、「参考人調書」「被疑者調書」を作成して送致（通常「書類送検」）する。相手が非協力的である場合は、搜索差押許可状を請求して家宅捜査を実施して証拠を収集するほか、件数は少ないが被疑者を逮捕して送致することもある。告訴、告発の場合は、刑事訴訟法上必ず捜査し、違反の有無を問わず書類を検察庁に送らなければならない。この場合の送検は「送付」といい、通常事件の「送致」と区別されている。

搜索差押（家宅捜査）は、ごく普通に行われている。

6 第 92 条

6.1 条文

第 92 条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

6.2 趣旨

本条は、労働基準法第 102 条の規定と同じく、労働基準監督官が前条の行政上の権限を行使できるだけでなく、本法違反の罪において、特別司法警察職員として、刑事訴訟法が規定する司法警察員の職務も行い得ることを定めている。本法違反の捜査は、高度に専門的であることが多く、特別な知識と経験を必要とするため、労働基準監督官に特別司法警察職員としての職務を行わせることとした。

6.3 沿革

工場法の時代には、各府県の警察部が工場法の実施に関する地方の事務を主管し、同法違反の罪に係る司法手続も行っていった。

しかし、戦後になって労働行政が警察行政から分離されると、労基法違反の罪に関する犯罪捜査について専門的な知識、経験を必要とすることから、労働行政に関する専門性を有する労働基準監督官をして労基法違反事件に関する司法警察員の職務を行わせることとなった。

そして、労働安全衛生法が労基法から分離したことにより、同法違反事案についても労働基準監督官が司法警察員の職務を行うこととした。

6.4 司法警察員の権限

本条にいう「司法警察員」とは、刑事訴訟法第 39 条第 3 項の「司法警察員」をいう（刑事訴訟法第 190 条は、「森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべきもの及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める」とし、刑事訴訟法第 39 条第 3 項で、司法警察職員は、司法警察員と司法巡査に区分される旨を定めている）。

司法警察員は、通常、逮捕状の請求（刑事訴訟法第 199 条第 2 項）、捜索・差押・検証令状の請求（刑事訴訟法第 218 条第 4 項）、検察官への事件送致（刑事訴訟法第 246 条本文）を行う権限を有する（司法巡査はこれらを行う権限がない）。

7 第 93 条

7.1 条文

（産業安全専門官及び労働衛生専門官）

第 93 条 厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。

2 産業安全専門官は、第 37 条第 1 項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。

3 労働衛生専門官の職務としては、第 56 条第 1 項の許可、第 57 条の 4 第 4 項の規定による勧告、第 57 条の 5 第 1 項の規定による指示、第 65 条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 前 3 項に定めるもののほか、産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7.2 趣旨

本条は、産業安全専門官及び労働衛生専門官の配置、職務について定めている。

産業安全専門官及び労働衛生専門官（7.4 で詳しく述べる）は、安衛法施行のための事務のうち安全衛生に関する専門的知識を必要とするものをつかさどるとともに、事業者、労働者など関係者に対し、必要な事項の指導及び援助を行うため、厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に配置しなければならない（第 1 項）。

産業安全専門官は、「労働者の危険」を防止するスタッフとして、労働衛生専門官は、「労働者の健康障害」を防止するスタッフとして指導及び援助を行う。

産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、「産業安全専門官及び労働衛生専門官規程」（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 46 号）（以下「専門官規程」という）が定めている（第 4 項）。

7.3 沿革

産業安全専門官及び労働衛生専門官については、かつては、旧産業安全専門官規程（昭和 36 年労働省訓令第 1 号）及び旧労働衛生専門官規程（昭和 41 年労働省訓令第 3 号）によって設置されていたのであるが、昭和 47 年に安衛法が制定された際、法律上の制度として確立した。

法制上、産業安全専門官及び労働衛生専門官の制度ができた背景事情は、以下の通りといわれる⁸⁸。

労働基準監督官だけでは安衛法の膨大な業務が処理できないこと、技官は事業場への立入権限がないこと、労働基準監督官には文系監督官と理系監督官がいるが（7.4 で詳しく述べるが、採用試験を文系と理系で分けて採用している）理系監督官が少ないこと（20～30% 程度）、安全衛生のウエートが増してきたこと、技術が高度化しており専門的知識を有する者を育てる必要が生じたこと、技官の処遇の改善が必要なこと等からこの制度ができたのではないかといわれている。

7.4 資格・配置

産業安全専門官及び労働衛生専門官のうち、厚生労働省には中央産業安全専門官又は中央労働衛生専門官を配置し、都道府県労働局及び労働基準監督署には、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官を配置しなければならない（「専門官規程」第 1 条）。

中央産業安全専門官及び中央労働衛生専門官は、厚生労働省労働基準局に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 6 条第 1 項第 1 号イに規定する行政職俸給表（一）に定める職務の級が 4 級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官は、都道

⁸⁸ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。

府県労働局に置くものにあつては、都道府県労働局に勤務する職務の級が 3 級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから、労働基準監督署に置くものにあつては労働基準監督署に勤務する職務の級が 2 級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから任命する（「専門官規程」第 2 条）。

7.5 職務

産業安全専門官及び労働衛生専門官は、官名ではなく職名である。労働基準監督官又は技官が就くが事務官はならない。

産業安全専門官は、特定機械等の製造の許可（第 37 条第 1 項）、安全衛生改善計画のうち産業安全に関する事項、工事等の計画の届出内容の審査等の事務並びに労働災害の原因の調査をはじめとして労働安全に関すること、技術に関する情報の収集に関すること、安全に係る技術基準に関すること等をつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う（第 2 項）。

労働衛生専門官の職務は、有害物の製造許可、新規化学物質の有害性調査に係る勧告、化学物質の調査指示、作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画のうち労働衛生に係る事項、工事等の計画の届出内容の審査等の事務⁸⁹、労働災害の原因の調査をはじめとして労働衛生コンサルタントに関すること、作業環境基準の普及に関すること、有害物の表示および有害性の調査に関すること、健康の保持増進の推進に関すること、労働衛生に関する情報の収集に関すること等があり、そのほか、労働衛生教育の実施及び援助等がある（第 3 項）。

7.6 実際の配置、職務⁹⁰

7.6.1 実際の配置

産業安全専門官及び労働衛生専門官の配置、職務について、法令上は上記のように定められているが、実際の配置、職務については、以下のようである。

産業安全専門官、労働衛生専門官は都道府県労働局の場合は「健康安全課」（健康課と安全課に分かれている場合もある）に配置される。労働基準監督署の場合は、安全衛生課のある方面制署（大規模の労働基準監督署関係では法令に関する各種届出の受付や、相談対応、監督指導を行う部署である「方面」を置く）の場合は「安全衛生課」に配置され、安全衛生課のない方面制署では方面に配置され、課制署（小規模の労働基準監督署では「方面」ではなく「監督課」を置き、2 課ないし 3 課制をとる）の場合は「安全衛生課」、「監督・安衛課」又は「労災・安衛課」に配置される。なお、2 課制署には、「監督課」と「労災・安衛

⁸⁹ 労働行政研究所編・前掲注（33）815 頁。

⁹⁰ この項目の内容は、全面的に近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。

課」からなる署と、「監督・安衛課」と「労災課」からなる署があり、現在、前者から後者への組織変更が進んでいるようである。

技官が労働基準監督署の安全衛生課長になった場合でも、併せて安全専門官か衛生専門官の発令をする。技官のままでは立入権限がないためである。労働基準監督官が安全衛生課長になっても産業安全専門官や労働衛生専門官の発令はされない。実益がないためである。

ただし、都道府県労働局の健康安全課等に所属する場合は、労働基準監督官であっても産業安全専門官か労働衛生専門官の発令をする（行政職俸給表(一)の三級以上の場合。）。これは、健康安全課内での職務の分担のためだが、人員が少ない都道府県労働局の健康安全課の場合は、安全専門官か衛生専門官のどちらか 1 名しかいない場合もある。

技官の採用時点では「厚生労働技官」だが、行政職俸給表(一)の 3 級以上になると、地方労働局又は労働基準監督署の産業安全専門官又は労働衛生専門官に発令される可能性が出てくる（それまでは、安全係長などの職名である。）。

なお、2008 年から厚生労働技官の採用が停止され、労働安全衛生分野での専門的知識を有する職員の不足が問題とされている。従前、監督署ごとに 1 名配置されていた技官は、現在では 1 名の技官を複数の監督署に併任発令している。将来的にはゼロになることが予想される。現在、技官の人数は都道府県労働局基準サイドの全職員の数%程度である。

7.6.2 具体的な職務

産業安全専門官は安全関係の事務（ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則、安衛則の安全関係条文を所管することから、ボイラー、クレーンの検査、足場や機械などの安全関係の法第 88 条の計画届の審査など）を担当する。

労働衛生専門官は衛生関係の事務（じん肺法、作業環境測定法、有機則、特化則、石綿則、粉じん則、酸欠則、鉛則などの衛生関係規則、安衛則の衛生関係条文を所管することから、じん肺の健康管理区分の決定事務（都道府県労働局のみ）、健康管理手帳の事務（都道府県労働局のみ）、有機則、特化則の適用除外許可、健康診断・ストレスチェック関係事務、局所排気装置・プッシュプル型換気装置などの衛生関係の第 88 条の計画届の審査など）を担当する。

また、両官とも災害調査に同行することもある。

とはいうものの、上記のとおり、実際には、都道府県労働局の健康安全課には産業安全専門官か労働衛生専門官しかいない、労働基準監督署においても産業安全専門官か労働衛生専門官しかいないというのが現状であり、安全専門官・衛生専門官の名称に関係なく「安全衛生」の業務全般を担当しているのが現状である。

法にある「第 37 条第 1 項の許可」「第 56 条第 1 項の許可」「第 57 条の 4 第 4 項の規定による勧告」、「第 57 条の 5 第 1 項の規定による指示」、「第 65 条の規定による作業環境測定」は、技術的な事項であるため都道府県労働局については健康安全課の産業安全専門官、労働衛生専門官、厚生労働技官が担当しており、本省では安全課、労働衛生課の厚生労働技

官（産業安全専門官、労働衛生専門官）が担当しているようである。

「特別安全衛生改善計画」は、本省安全課、労働衛生課の所管なので、両課の産業安全専門官、労働衛生専門官が担当しているようである。

「安全衛生改善計画」（所謂「安特」「衛特」）は都道府県労働局長が作成指示するが、対象事業場の選定と実際の指導は労働基準監督署が行う。

労働基準監督署では、安特・衛特の事業場を担当労働基準監督官（又は各方面）に割り振って1年間監督指導（臨検、是正勧告、使用停止等命令、指導等）をさせる。したがって、各事業場から提出されてくる改善計画及びそれに対する進捗状況の確認等も担当労働基準監督官がすべて担当する。これについては、法条文では産業安全専門官、労働衛生専門官が担当することとされているが、技官である産業安全専門官、労働衛生専門官が単独で担当することは少ない。これは、技官である産業安全専門官、労働衛生専門官は、立入権限があるため「指導」はできるが、「監督」（是正勧告、使用停止等命令）はできないためである（同行することはある。）。

安衛法第 88 条に基づく届出は、労働基準監督署の安全衛生主務課所管になっているので、同課所属の産業安全専門官、労働衛生専門官、技官、労働基準監督官が担当する（第 2 項については、本省の産業安全専門官等が審査を行う）。

7.7 関連裁判例

受託収賄被告事件（福岡地裁判小倉支部判平 30.10.4LEX-DB 文献番号 25449830）は、福岡労働局労働基準部健康課に所属して地方労働衛生専門官の職務に従事していた Y が、自己の本来業務ではない移動式クレーンの製造許可に関し、同部安全課所属の地方産業安全専門官 C へ早急に本件申請を受理して許可決裁を受け、申請会社が速やかに製造許可を受けられるよう働き掛けるなどして、申請会社に有利な取り計らいをしてもらいたいとの趣旨の請託を受け、額面合計 30 万円の商品券を賄賂として收受した事案において、特定機械等の製造許可の審査等に関する指導・助言をすることは、被告人の本来職務の職務密接関連行為であったとして、「自己の職務に関し請託を受けて賄賂を收受した」と判断した事件である。

7.7.1 受託収賄被告事件の判旨

前掲受託収賄被告事件判決は、産業安全専門官と労働衛生専門官の職務を、以下のように詳細に述べており、参考になる。

労働安全衛生法により、都道府県労働局には産業安全専門官と労働衛生専門官を置くことが規定されており（同法第 93 条第 1 項）、前記福岡労働局労働基準部の安全課には地方産業安全専門官が、健康課には地方労働衛生専門官が配置されている。

労働安全衛生法、産業安全専門官及び労働衛生専門官規程等によれば、地方労働衛生専門官は、労働安全衛生法第 93 条第 3 項で規定される事務（健康障害を生ずるおそれのある

物の製造の許可等，特に専門的知識を有する事務で，衛生に係るものをつかさどるほか，事業者，労働者その他の関係者に対し，労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行うこと）等を行うこととされる。

また，地方産業安全専門官は，労働安全衛生法第 93 条第 2 項で規定される事務（移動式クレーン等の特に危険な作業を必要とする機械等として政令で定められた「特定機械等」の製造に関する許可等，特に専門的知識を必要とする事務で，安全に係るものをつかさどるほか，事業者，労働者その他の関係者に対し，労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うこと）等を行うこととされる。

なお，地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官は，都道府県労働局に置くものにあつては都道府県労働局に勤務する職務の級が三級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものの中から任命するとされている（産業安全専門官及び労働衛生専門官規程 2 条）。 実際，安全衛生業務を専門に行っている職員は，安全課と健康課のどちらかに配置され，両課をまたいで異動することが通常であり，職務経験を積んだ厚生労働技官は，安全課に配属されれば地方産業安全専門官に，健康課に配属されれば地方労働衛生専門官に任命されていた。

7.7.2 判決から汲み取るべき示唆

法令上は，地方産業安全専門官と地方労働衛生専門官が取り扱うことができる職務内容は明確に区別されているが，地方産業安全専門官と地方労働衛生専門官の職務内容は類似し，関連性が強く，安全衛生業務を取り扱うことで共通している。

実際に，労働局の健康課と安全課では受付や審査等において相互に補助連携した事務処理が行われており，一定の職務経験を積んだ後は，人員配置の都合によって，安全課に配属されれば地方産業安全専門官に，健康課に配属されれば地方労働衛生専門官に任命され得るため，健康課に所属する地方労働衛生専門官であったとしても，法令上の職務に限定されず，地方産業安全専門官が従事する特定機械等の製造許可審査に係る職務についても，一般的職務権限を有しているといえる。

8 第 94 条

8.1 条文

（産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限）

第 94 条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は，前条第 2 項又は第 3 項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは，事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 第 91 条第 3 項及び第 4 項の規定は，前項の規定による立入検査について準用する。

8.2 趣旨

本条は、産業安全専門官及び労働衛生専門官が、前条の事務を行うために必要な限度における権限について定めたものである。また、立入検査を行う際に必要な措置について規定している。

8.3 権限

産業安全専門官及び労働衛生専門官は、前条の事務を行うために必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、事業者、労働者その他の関係者への質問、帳簿、書類その他の物件の検査、作業環境測定の実施又は検査に必要な限度における製品、原材料もしくは器具の無償収去をすることができる（第 1 項）。

8.4 立入検査

産業安全専門官又は労働衛生専門官が、事業場に立ち入り、上記の事項を行う場合、その身分を示す産業安全専門官証票又は労働衛生専門官証票（「専門官規程」第 5 条、下図参照）を携帯し、関係者から要求のあった場合には、それを提示しなければならない（第 2 項）。なお、この立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことは言うまでもない。

（第一面）

産 業 安 全 専 門 官 証 票 労 働 衛 生 専 門 官 証 票			
第	号	年	月 日 交付
産業安全 労働衛生	氏		名
厚生労働省労働基準局印			

9 第 95 条

9.1 条文

（労働衛生指導医）

第 95 条 都道府県労働局に、労働衛生指導医を置く。

2 労働衛生指導医は、第 65 条第 5 項又は第 66 条第 4 項の規定による指示に関する事務その他労働者の衛生に関する事務に参画する。

3 労働衛生指導医は、労働衛生に関し学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。

4 労働衛生指導医は、非常勤とする。

9.2 趣旨

本条は、都道府県労働局に、労働衛生指導医を置き、労働衛生の専門医学的な立場から、労働衛生行政の展開に参画させることを定めたものである。その職務は、法第 65 条第 5 項が規定する都道府県労働局長の指示による作業環境測定の実施、法第 66 条第 4 項が規定する都道府県労働局長の指示による臨時の健康診断の実施について必要な意見を述べることや、作業環境の改善、健康管理の推進など労働者の衛生の確保に必要な事項に関し調査や指導を実施することである。

労働衛生指導医は、労働衛生に学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。その任期は 2 年で、都道府県労働局に勤務する非常勤の国家公務員となる。

9.3 沿革

労働衛生指導医については、すでに昭和 43 年 5 月に労働衛生指導医規程（昭和 43 年労働省訓令第 4 号）により、労働者の衛生環境の改善、職業性疾患の予防その他の労働者の衛生の確保に資するため、都道府県労働局長が必要と認めたものを労働衛生指導医として都道府県労働局に置き、医学上の調査、指導を実施していた。本条は、これを引き継ぎ、法律上の制度とした規定である。

9.4 職務

労働衛生指導医の職務は、法第 65 条第 5 項及び法第 66 条第 4 項の指示に関する事務その他、労働者の衛生に関する事務に参画することである。

例えば、法第 66 条第 4 項に関連して、鉛中毒が発生した事業場において、罹患労働者以外の労働者にも鉛中毒の罹患のおそれがあるような場合には、都道府県労働局長は、それらの労働者にも鉛に関する臨時の健康診断を実施するよう事業者に指示することができる。その指示の内容として、①労働者の健康保持のためなど臨時の健康診断の必要性の判断理由、②健康診断の項目、③実施すべき労働者の範囲などを明示することが必要とされるため、このような指示について、その必要があるか否かの判定、指示する必要がある場合には、健

康診断の項目、実施すべき労働者の範囲などを明示して行うこととされているので、その事務には専門的な医学的知識が必要となるため労働衛生指導医を参画させることとなる⁹¹。

また、この事務のほか、作業環境測定、作業環境の改善、職業性疾病の予防その他労働者の健康確保に資するために必要な事項、例えば新しい原材料、作業方法などに起因する健康障害の発生原因の調査や予防対策の検討、衛生管理特別指導事業場の指導上とくに必要な事項についての検討などが、その職務となる。

9.5 任命

労働衛生指導医の任命にあたっては、大学の教授クラスの医師に委嘱している⁹²。

10 第 96 条

10.1 条文

（厚生労働大臣等の権限）

第 96 条 厚生労働大臣は、型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿若しくは書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関（第 123 条第 1 号において「外国登録製造時等検査機関等」という。）を除く。）（以下「登録製造時等検査機関等」という。）の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県労働局長は、労働衛生指導医を前条第 2 項の規定による事務に参画させるため必要があると認めるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係

⁹¹労働調査会編・前掲注（39）918 頁。

⁹² 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。

者に質問させ、又は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。

5 第 91 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

10.2 趣旨

本条は、型式検定制度の適正な運用を図り、コンサルタントの業務及び登録製造等検査機関等の業務の適正な運営を確保する為の行政機関職員の立入検査、労働衛生指導医の立入検査等について規定したものである。

厚生労働大臣は、型式検定合格証の効力を失わせること（法第 44 条の 4）、コンサルタントの登録の取消し（法第 85 条）、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関の登録の取消し（法第 53 条、法第 53 条の 3、法第 54 条、法第 54 条の 2）、指定試験機関の取消し（法第 75 条の 3）等を行いうる権限があり、また、都道府県労働局長には、登録教習機関の取消し（法第 77 条第 3 項）等を行いうる権限がある。また、労働衛生指導医は、作業環境測定の指示（法第 65 条第 5 項）、臨時の健康診断の指示（法第 66 条第 4 項）等の事務に参画するものである。本条は、これらの事務を適正に行うことができるよう規定されたものである⁹³。

本条第 1 項でいう「その職員」とは、型式検定は小型ボイラーや第二種圧力容器など安全関係なので、本省労働基準局安全課の中央産業安全専門官が基本だが、同課の技官も該当する。⁹⁴

10.3 内容

10.3.1 型式検定合格証の失効に係る調査権限

安衛法は、一定の機械等について、それらを製造・販売を行う者に対して、当該機械について、ユーザーたる個々の事業者の手に渡って使用されるに至った段階において安全を確保するために、初期段階で必要な措置を講ずべきことを罰則付で義務付けている。

この製造・流通規制が課せられる機械等は、①特に危険な作業を必要とする特定機械等、②特定機械等以外の機械等で、危険もしくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険もしくは健康障害を防止するために使用するもの、③動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分もしくは调速部分に所用の防護措置が施されていないものの 3 通りに区分されている。

⁹³ 労務行政研究所編・前掲注（52）819－820 頁。

⁹⁴ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。

法第 42 条は、上記②の特定機械以外の機械で一定の機械等については、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を備えたものでなければ、譲渡、貸与又は設置してはならないとしている。

そして、法第 42 条の対象となる機械等のうち、一定のものを製造し、又は輸入した者は、当該機械等について、所定の規格又は安全装置を具備しているかどうかの確認のため、検定を受けなければならない（法第 44 条、第 44 条の 2）。この検定には、個別検定と型式検定の二種類がある。

型式検定に合格した機械等が製造・流通段階では安全性を確保していても、ユーザーが個別に使用する際に必要な規格等を具備していない場合には、厚生労働大臣は当該機械等についての型式検定合格証の効力を失わせることができる（法第 44 条の 4）。

本条第 1 項は、厚生労働大臣が型式検定合格証を失効させる前提として、必要と認めた場合、当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式に係る機械等もしくは設備等の所在すると認める場所に、その職員をして立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等その他の物件を検査させる権限を与えている。

10.3.2 コンサルタントの登録取消しに係る調査権限

厚生労働大臣はコンサルタントの登録を取消す権限（法第 85 条）を有している。

法第 78 条第 1 項は、厚生労働大臣は重大な労働災害が発生した場合において、その再発を防止するために必要と認めるとき、事業者に対して、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（特別安全衛生改善計画）を作成、提出することを義務付けている。

厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画の作成、提出を指示した場合、専門的な助言を必要とするとき、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、特別安全衛生改善計画の作成または変更について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる（法第 80 条）。

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントになろうとする者は、厚生労働大臣の行う試験を受け、この試験に合格した者を厚生労働省に備える労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に登録されて、はじめて労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントになる（法第 84 条）。

当該試験に合格したとしても、第 84 条第 2 項所定の欠格事由に該当するものは、登録を受けることができない。また、コンサルタントは、社会的信用を保持することが大切である。そこで、登録を受けた後においても、コンサルタントが上記の欠格事由に該当することになった場合、又は法第 86 条第 1 項の規定に違反して社会的信用を失う行為をした場合には、厚生労働大臣はその登録を取り消すことができる（法第 85 条）。

本条第 2 項は、この登録取消しの前提として、厚生労働大臣は、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に係る帳簿もしくは書類を検査させる権限を与えている。

10. 3. 3 登録製造時等検査機関等への立入りなどの権限

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（厚生労働大臣の登録を受けて、ボイラーや第一種圧力容器等につき、製造時等検査を行う者）、登録性能検査機関（厚生労働大臣の登録を受けて、ボイラー、第一種圧力容器等につき、定期的に損傷の有無等の状況をチェックして、継続して使用できるかを見極める検査（性能検査）を行う者）、登録個別検定機関（厚生労働大臣の登録を受け、第二種圧力容器、小型ボイラー等につき、労働安全衛生法所定の構造、材料等の要件を満たしているか否かを確認するため、製造時又は輸入時に個々に検定を行う者）及び登録型式検定機関（厚生労働大臣の登録を受け、動力プレス、安全器具等の譲渡、貸与、設置にあたり、機械等の型式ごとに行われる検定を行う者）の登録の取消し（法第 53 条、法第 53 条の 3、法第 54 条及び法第 54 条の 2）、指定試験機関の取消し（法第 75 条の 3）等を行う権限を持ち、また、都道府県労働局長は、登録教習機関（建設機械等の運転・操作や作業主任者となるのに必要となる免許又は技能講習に関する学科・実技教育を行うことを目的として都道府県労働局長より登録された機関）の登録の取消し（法第 77 条第 3 項）等を行う権限を持つ。

本条第 3 項は、こうした登録製造時検査機関等の登録取消しの前提として、その職員をして、これら機関等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係がある帳簿、書類その他の物件を検査させる権限を与えている。

これらの機関は、他の事業場に立ち入って、ボイラー、圧力容器、動力プレスの各検査を行うものであるから、社会的信頼の上に立たなければ、その業務を円滑に実施できないため、行政の関係団体しか指定を受けていない。現状では、妥当であると思われるが、将来的には、信頼性が担保される民間団体に権限を付与することの検討が必要であろう。

10. 3. 4 労働衛生指導医の立入り権限

労働衛生指導医は、作業環境測定の指示（法第 65 条第 5 項）、臨時の健康診断の指示（法第 66 条第 4 項）等の事務に参画するものである（法第 95 条第 2 項）。

本条第 4 項は、都道府県労働局長に、労働衛生指導医を、これらの事務に参画させるため必要があると認められるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定もしくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させる権限を与えている⁹⁵。

10. 3. 5 証票の携帯

上記職員が本条各項に基づき立入検査を行う際には、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない（本条第 5 項）。

⁹⁵ 労働行政研究所編・前掲注（33）820 頁。

10.4 罰則

この規定による強制立入り、検査等は国内に存する事業場、物件等についてのみ認められる。これを拒んだ者等に対しては、罰則の適用がある（第 1 項、第 2 項、第 4 項の阻害行為は 50 万円以下の罰金（法第 120 条第 4 号）、両罰規定（法第 122 条）、第 3 項の阻害行為に対しては 50 万円以下の罰金（法第 121 条第 3 号））。

外国事業者の事業場等の検査等については、第 44 条の 4 第 3 号に規定されており、これを拒んだ者等に対しては、労働大臣は、型式検定合格証を失効させることができる（昭和 58・8・1 基発第 419 号）。

11 第 96 条の 2

11.1 条文

（機構による労働災害の原因の調査等の実施）

第 96 条の 2 厚生労働大臣は、第 93 条第 2 項又は第 3 項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に、当該調査を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 94 条第 1 項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 機構は前項の指示に従って立入検査を行つたときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第 91 条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 2 項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第 3 項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構の職員」と読み替えるものとする。

11.2 趣旨

本条は、厚生労働大臣が必要があると認めるときに、独立行政法人労働者健康安全機構に対し、労働災害の原因調査、立入検査を行わせることができ、立入検査を行わせるときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならないことを規定したものである。

11.3 沿革

本条は、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（平成 18 年 3 月 31 日法律第 25 号）により追加されたものである。

平成 17 年度まで特定独法であり国家公務員身分を有していたが、平成 18 年度から特定独法でなくなり国家公務員ではなくなったための措置とされている。

平成 28 年 4 月 1 日に、独立行政法人労働者健康安全機構（以下、「機構」という）は、独立行政法人労働者安全衛生総合研究所（平成 18 年 4 月 1 日発足、以下「総合研究所」という）と独立行政法人労働者健康福祉機構（昭和 24 年「財団法人労災協会」として発足）が統合し、①勤労者医療の充実、②勤労者の安全向上、③産業保健の強化を理念として発足した。統合前の総合研究所は、安全衛生に関する専門の研究所であり、厚生労働省傘下にあった産業安全研究所と産業医学総合研究所が母体となっているため、機構は、この分野の高度な専門の技術、知見、ノウハウを継承していることから、国による災害原因調査に参画させたものである。

11.4 機構の目的と組織

機構は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対する研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的として設立された（独立行政法人労働者健康安全機構法（以下では「機構法」という）第 3 条）。

機構は、労働者の健康と安全を守るため、現場ニーズの把握を踏まえた課題研究や行政機関、事業場、学会、災害防止団体との連携を通じて、労働災害や疾病を減少させるというミッションに統合後も変わりはなく、日本で唯一の労働安全衛生の総合的専門機関として労働安全衛生施策の基礎となる科学的知見を提供するという重要な役割を担っている。

主要な研究としては、①労働者の健康保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等の調査研究、②安全衛生指針の策定のための研究、③労災病院等と連携した、過労死、脊髄損傷、産業中毒等の共同研究などである。

機構法第 12 条第 2 項は、安衛法第 96 条の 2 第 1 項の規定による調査及び同条第 2 項の規定による立入検査を行うと規定している。

平成 26 年度から 5 年間を対象とした中期目標のうち、労働災害調査業務に関しては、①安衛法第 96 条の 2 に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣 などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うこと、②原因調査結果等について、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行うこと、③調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同

種 災害の再発防止対策の普及等に努めること、④災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努めること、があげられている。

災害調査等については、機構内の労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、研究員所属の各研究グループ部長が行っている。

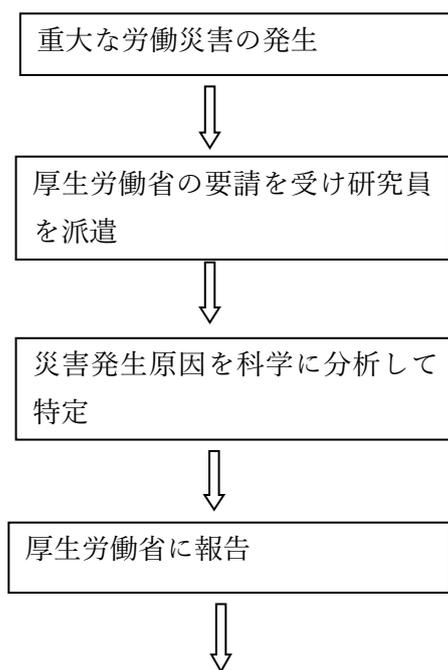
11.5 内容

11.5.1 機構による労働災害調査

厚生労働大臣は、第 93 条第 2 項又は第 3 項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、機構に、当該調査を行わせることができる（第 1 項）。

「当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるとき」とは、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明」の必要がある場合であり、労働基準監督官等では難しい事案について調査を行わせている⁹⁶。

機構における本条第 1 項に基づく災害調査の流れは以下のようである⁹⁷。



⁹⁶ 独立行政法人「労働者健康安全機構」 「第 3 期注記目標期間（平成 26～30 年度）勤務実績等報告書」 83 頁。

https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/jigyogaiyo/jyoho/koukai_shiryou/hyouka_kansa_jyoho/H30_3gyomu.pdf（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

⁹⁷ <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000343314.pdf>（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

法改正等の再発防止策等として
反映

調査の実績としては、厚生労働省からの依頼に基づき、労働災害に対応した件数は平成 29 年度は新規に 9 件であった⁹⁸。

労働者健康安全機構の労働安全衛生総合研究所は、災害調査実施後、一定の期間が経過し公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に関する視点から、企業の秘密や個人情報保護の保護に留意しつつ、研究所のホームページで公表している⁹⁹。

実施件数からも明らかのように、災害調査は、厚生労働大臣の指示が前提となる行政措置ではあるが、強制権限の行使でもあるため、運用は慎重なものとなっている。そのため、災害予防という制度趣旨に叶っていないのではないかとの疑問が呈されている¹⁰⁰。

平成 29 年度の調査実施件数は 9 件、調査結果等報告 13 件、鑑定等 12 件、労災保険給付に係る鑑別、鑑定等 7 件、行政機関依頼調査 1 件となっている¹⁰¹。

11.5.2 機構職員による立入検査等

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 94 条第 1 項の規定による立入検査（本条第 1 項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる（本条第 2 項）。

また、厚生労働大臣は、機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする（本条第 3 項）。

なお、機構は本条第 3 項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない（本条第 4 項）。

実際に、厚生労働大臣が機構の職員にどの程度立入検査を行わせているかについては、公表されていないが、ほとんど立入検査はなされていないようである。第 3 回職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会リスク評価ワーキンググループ（令和 2 年 12 月 23

⁹⁸ 具体的には、兵庫県で発生した有機粉じんによる肺疾患、岐阜県のシリカ製造工場が発生したじん肺災害、千葉県で発生したクレーン転倒災害、沖縄県の駐車場造成工場現場で発生した石積擁壁崩壊災害等であった。

⁹⁹ https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/saigai_houkoku.html（最終閲覧日；2022 年 10 月 8 日）

¹⁰⁰ 三柴丈典教授のご教示による。

¹⁰¹ 尾添博『改定第 2 版 楽に読める安衛法概要と解説』（労働新聞社、2019（令和元）年）342 頁。

日(水))での、甲田茂樹委員による以下の発言がある¹⁰²。「今、第 96 条の 2 の話があったのですけれども、ちなみに安全衛生研究所の安全も含めてなのですが、基本的にこの法律を使って入ったことというのは、私は研究所に入って 15 年ぐらいですが、実は 1 回しかないのです。あとは全部、説明と同意の繰り返しで、基本的には資料を送って、最終的に「この現場を改善しますよ」という形で、こうやったらいわゆる「健康障害が出ないでしょう」だとか「ばく露が減りますよ」というようなフォロー付きで入るという形なので、今言われたことは多分、非常に企業に入るときに重要なことだと思っております。」

12 第 96 条の 3

12.1 条文

（機構に対する命令）

第 96 条の 3 厚生労働大臣は、前条第 1 項に規定する調査に係る業務及び同条第 2 項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

12.2 趣旨

厚生労働大臣は、労働災害の原因調査、立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（機構）に対し、これらの業務に必要な命令をすることができる。

12.3 沿革

本条は、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（平成 18 年 3 月 31 日法律第 25 号）により追加された。

12.4 命令

厚生労働大臣は、法第 96 条の 2 第 1 項に規定する調査に係る業務及び同条第 2 項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

厚生労働大臣が本条に基づき命令することは現実にはあまりないようであるが、厚生労働大臣が機構に行わせるとした第 96 条の 2 の災害調査（第 1 項）の内容に不備があったときや違法な災害調査をしたとき、立入検査（第 2 項）の際に証票を携帯せず、また関係者に

¹⁰² 三柴丈典教授のご教示による。

提示しなかったとき（第 4 項）、大臣が指定した立入検査の場所や指示に従った立入検査をしなかったときなどが考えられる¹⁰³。

13 第 97 条

13.1 条文

（労働者の申告）

第 97 条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができる。

2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

13.2 趣旨

本条は、安衛法又は安衛法に基づき発せられる命令違反の事実について、労働者が労働基準監督官等の行政官庁に申告する権利を有すること（本条第 1 項）、及び当該申告をした労働者に対する事業者の不利益取扱いが禁止されること（本条第 2 項）を規定し、労基法第 104 条の規定と同様に、労働者に労働基準監督機関に対する申告権を保障したものである。

安衛法等に違反した事実がある場合、監督機関が迅速的確に是正することが望ましい。このため、監督機関には臨検をはじめ行政権限が与えられている。しかし、監督の対象となる事業場、労働者の数は膨大であり、監督機関の積極的な監督を待つのみでは実効性が確保しがたい。なお、「平成 31 年・令和元年労働基準監督年報」によれば、平成 31 年・令和元年度の適用事業場数は 4,120,804 事業場、適用労働者数は 52,935,178 人で、労働基準監督官数は 3,013 人であった。

本条に定める労働者の申告権は、安衛法の遵守のために、労働基準監督機関による監督だけでなく、労働者からの申告によって監督機関の権限の発動を促すことによって、適正な安全衛生行政の実効性確保のために保障されている。そのため、事業者が、本条第 2 項の規定に違反して、労働者に対し、解雇その他の不利益な取り扱いをした場合には、6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処するという罰則規定を置いている（法第 119 条第 1 号）。

13.3 沿革

本条は、労働基準法第 104 条の規定と同じ思想に源を発する。ILO の「労働者保護を目的とする法令及び規則の実施を確保する為の監督制度の組織についての一般原則に関する勧告（第 20 号）」19 条は、「労働者及其の代表者は、其の使用せらるる事業場に於ける欠点

¹⁰³ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。

又は法令違反に関し監督官に自由に通報する為一切の便宜を与へらるべきこと。此の種の異議は、監督官に依り遅滞なく能ふ限り取調べらるべきこと。並該異議は、監督官に依り絶対に秘密に取扱はるべく且取調を目的とする臨検が異議の接受の結果行はるるものなることを使用者又は其の役員に何等覚知せしむべからざることを緊要とすること。」と規定している。本条はこの勧告の趣旨に沿い、労働者からの異議の通報と迅速な監督の実施及び申告の保障を定めたものである。

本条の元となった労基法第 104 条の規定は、労働者が違反事実を労基署等に申告することができる旨を定めるだけであるが、安衛法制定時に、本条は、労基署等に申告して「是正のため適当な措置をとるように求めることができる」と改め、労基署等が積極的に措置をとることを促している¹⁰⁴。

13.4 申告権の内容

13.4.1 申告の対象事実

本条にいう申告とは、「行政庁に対する一定事実の通告」であり、労働者が違反事実を監督機関に通告することにより、行政上の権限の発動を促すことを目的としている。

申告できる事実は本法及び本法に基づいて発する命令に違反する事実であれば足り、必ずしも安衛法 115 条の 3 から 123 条に定める罰則が科される犯罪を構成する事実である必要はなく、本法各条の構成要件に該当する事実であればよい¹⁰⁵。

13.4.2 申告の主体

本条に基づく申告ができる主体は「労働者」である。そのため、労働者と同一の事業場で同一の危険物を取り扱う一人親方などの労働者以外の者は、申告することができない。しかし、最高裁は、建設アスベスト神奈川 1 陣訴訟・最判令 3・5・17 において、安衛法第 57 条に定める有害物の警告表示に関して、この規定は労働者以外の者も保護の対象とすると判示しており、安衛法の個々の規定の趣旨・目的に応じて申告権の主体を拡大すべきと解される。

申告の対象は申告を行う労働者自身に関する事実である必要はなく、同じ事業場の他の労働者や他の企業の労働者に関する事実であってもよい¹⁰⁶。

¹⁰⁴ 畠中信夫氏のご示唆による。

¹⁰⁵ 厚生労働省労働基準局編『平成 22 年版 労働基準法 下』（労務行政、2010 年）994 頁。

¹⁰⁶ 西谷敏・野田進・和田肇・奥田香子『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法（第 2 版）』（日本評論社、2020 年）304 頁（植村）。

この「労働者」に退職者が含まれるか明らかではないが、有害物の影響が遅れてしょうじるうることを考えると、健康診断不実施などの申告がある場合には、たとえ退職者であっても申告を受けるべきであろう。

13.5 申告と労働基準監督官の監督権限の発動

本条にいう申告は、労働基準監督官の監督権限の発動を促すものであるが、申告を受けた監督機関は、労働者からの申告があったからといって、それに基づく監督や調査の実施が義務付けられるわけではない。

青梅労基署長事件（最三小判昭 57.4.27）では、「申告は、労働者が労働基準監督官に対して事業場における同法の違反の事実を通告するものであるが、同法はその申告をしたことを理由に労働者に不利益な取扱をしてはならない旨を定めるのみで、その申告の手続きや申告に対応する労働基準監督官の措置についての別段の規定を設けていないことからして、労働基準監督官の使用者に対する監督権発動の有力な契機をなすものであっても、監督官に対してこれに対応して調査などの措置をとるべき職務上の作為義務まで負わせたものと解することはできない」とした東京高裁判決（昭 56・3・26 労経速 1088 号 17 頁）を正当として是認した。

しかし、すでに本条の沿革において述べたとおり、労基法第 104 条の規定と比較して、本条は、「是正のため適当な措置をとるように求めることができる」としていることに留意が必要である。

この立法の経緯を踏まえると、申告を受けて、労基署等が特定の安全衛生措置を講じるか否かは労働行政の裁量であるとしても、申告内容が労働者の生命・身体・健康に重大な侵害が予想されるも場合には、当該事実に関する調査を実施する義務を課すものと解すべきである¹⁰⁷。

しかし、労基法第 104 条に定める申告があった事案であるが、裁判例（八王子労基署長事件・東京地判平 29・5・12 判タ 1474 号 222 頁）は、労働基準監督官は、労働基準法第 104 条第 1 項に基づく申告をした者との関係において、当該申告に対応して調査等の措置をとるべき職務上の作為義務を負うものではないから、申告者は、労働基準監督官による調査等の措置の不適正を理由に、国家賠償請求することはできない、としている。

ただし、中央労働基準監督署長（大島町宿日直許可処分）事件（東京地判平 15.2.1 判例時報 1852 号付録判例評論 544 号 195 頁）では、法理論的正当性と共に、申告件数の急増などから労働基準監督官が監督署ごとの監督官の配置人数等によって設定された業務計画を超えた業務量に取り組んでいるということを汲み取るべき背景事情として指摘していることに留意が必要である

¹⁰⁷西谷敏・野田進・和田肇編『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法』（日本評論社、2012 年）283～284 頁（梶川敦子）。

なお、「平成 31 年・令和元年労働基準監督年報」によれば、平成 31 年・令和元年度の申告受理事業場数は 27,471 事業場（前年度繰り越し分含む）であるのに対して、監督実施事業場数は 19,691 事業場であった。

13.6 本条違反の不利益取扱いの効力

本条第 2 項は強行規定であり、これに違反する不利益取扱いは、それが解雇等の法律行為である場合は無効であり、いじめ等の事実行為である場合は不法行為となる。

「不利益取扱い」には、解雇、配転、降格、賃金引き下げ等他の人に比して不利益な取扱いをすることをいう¹⁰⁸。

「申告をしたことを理由として」とは、事業者の報復的意思の存在を指すというべきであり、事業者が労働者がなした申告を認識し、当該労働者に対して報復として不利益な取扱いを行う場合を指す。こうした使用者の報復的意思の存否は、使用者の単なる表面上の理由にとらわれず、当該不利益取扱いをするに至った経緯、他の労働者との対比等一切の要素を総合的に考慮して判断しなければならない。なお、不利益取扱いをする理由が複数競合している場合には、使用者が当該不利益取扱いをするにあたって、労働者が申告したという事実が決定的な動機となっている場合をいうと解される¹⁰⁹。

決定的な動機の有無については、労働委員会による不当労働行為判断における決定動機の認定と同様に、間接的な事実から推認することになる。

この点に関する裁判例（太洋鉄板事件・東京地決昭和 25・12・28 労民集 1 巻 6 号 1039 頁）は以下の通りである。

太洋鉄板事件は、労働者 X が就業中に熱傷を負い、その結果身体障害を残留させ、以前のように労働することが出来なくなったこと、勤務先 Y が労働基準法所定の災害補償金を支払っていないことにつき、X らが、亀戸労働基準監督署へ申告したところ、同署は補償決定をした。この後、Y は、「職務上の命令に不当に反抗し、職場に秩序を乱し、又は乱そうとしたとき」に当たるとして、X を解雇した。これに対し、X は、本当の解雇理由は、労基法違反の事実を監督署に申告したことにあるとして、当該解雇は労基法第 104 条第 2 項に違反するとして、効力停止の仮処分を申請したものである。

本件決定は、「本件解雇が亀戸労働基準監督署の災害補償決定がなされた直後に行われたこと」、会社代表取締役が X らに、「会社の機密を外部へ洩らすような者を雇用しておくわけにはいかないという趣旨の発言をした」ことが疎明されたことを理由として、「総合すれば Y の本件解雇の決定的な理由は X らが、労働基準法に違反する事実を労働基準監督署に申告したことに判断せざるをえない」などとして、本件解雇が労働基準法第 104 条の第 2 項の規定に反するものであり、「これらの解雇の意思表示は無効である」としている。

¹⁰⁸厚生労働省労働基準局・前掲注(79)995頁。

¹⁰⁹厚生労働省労働基準局・前掲注(79)995頁。

14 第 98 条

14.1 条文

（使用停止命令等）

第 98 条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項又は第 34 条の規定に違反する事実があるときは、その違反した事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を命ずることができる。

2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者、請負人又は建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。

3 労働基準監督官は、前 2 項の場合において、労働者に急迫した危険があるときは、これらの項の都道府県労働局長又は労働基準監督署長の権限を即時に行うことができる。

4 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、請負契約によつて行われる仕事について第一項の規定による命令をした場合において、必要があると認めるときは、当該仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。）に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。

14.2 内容

14.2.1 趣旨

本条は、安衛法（上の安全衛生基準）の実効性を広く確保するために、規定に違反する事実がある場合に、行政機関が、違反した事業者、注文者等に対して、作業の全部又は一部の停止、建設物の全部又は一部の使用停止又は変更その他、労働災害を防止するための必要な事項を命ずることができることを規定したものである。

法令違反は通常監督指導を通じて是正措置が図られるが、本条は、労働災害防止を未然に防止するため、違反状態の回復措置が必要急務であると認められる場合に着目して定められた¹¹⁰。

¹¹⁰ 『労働安全衛生法令違反 相談事例集』第 2 巻（第一法規、1992 年）8342 頁参照。

その一環として、労働基準監督官が現場に臨んで急迫した危険があると認めるときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の権限を即時に行使し、使用停止又は変更を命じることができるとしたものである¹¹¹。

14.2.2 沿革

工場法は第 13 条で、工場及び附属建設物又は設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害する虞があると認めるとき、労働監督機関は、予防又は除害のため、必要な事項又は使用の停止を命じうることを規定していた。

旧労働基準法も、その趣旨を受け、第 55 条で、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎その他附属建設物若しくは設備または原料若しくは材料が、安全及び衛生に関し定められた基準に反する場合においては、行政官庁は、使用者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命じることができると規定していた。

工場法が工場の新設について監督上必要な事項を規定することがなく、できあがった建設物、附属建設物等又は設備について監督規定を設けるに止まったのに対し、旧労働基準法は、第 54 条において、それらの新設移転又は変更について必要な監督権限（基準に則して届出させうえで、必要に応じ、工事を差し止め、使用を停止させること）を定めるとともに、これを補う意味で、工場法第 13 条と趣旨を同じくする第 55 条を設けた。それは、たとえば、新設、移転、変更が安全衛生基準に適合し、適法に行われた建設設備等であっても、その後の変化により安全衛生基準に違反する状態に陥ることがあるので、こうした場合に対処するには、使用停止命令等による行政監督が必要だと考えられたからである¹¹²。

その後、労働安全衛生法が労働基準法から独立分離したときに、旧労基法第 55 条の趣旨は、現在の第 98 条に引き継がれた。

14.2.3 都道府県労働局長等の使用停止等命令

14.2.3.1 使用停止等命令の発出要件

都道府県労働局長又は労働基準監督署長が、事業者、注文者、機械等貸与者又は建設物貸与者に対して、本条により使用停止等を命ずることができるのは、本条に列举された条文の規定に違反する事実がある場合である。法第 99 条による使用停止命令等が、法令違反がない場合であっても、発出できるのとは異なっている。

本条は、次の場合に、都道府県労働局長又は労働基準監督署長が、関係者に対して、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他、労働災害を防止するため必要な事項を命じることができることを規定している。

¹¹¹ 同上。

¹¹² 寺本・前掲注（3）277～278 頁。

- ① 法第 20 条（機械設備、爆発物等による危険の防止措置）、法第 21 条（掘削・墜落等による危険の防止義務）、第 22 条（健康障害防止義務）、第 23 条（通路等の保全、換気、採光等の必要な措置）、第 24 条（作業行動について必要な措置）、第 25 条（危険急迫時の作業中止、退避等）の規定により事業者が講ずべき危害防止のための措置が講じられていない事実がある場合、
- ② 法第 25 条の 2 第 1 項（爆発・火災等による労働者の救護措置）又は第 30 条の 3 第 1 項（特定元方事業者等の講ずべき措置）若しくは第 4 項の規定により事業者、元方事業者等が講ずべき救護に関する措置が講じられていない事実がある場合、
- ③ 特定事業の仕事を自ら行う注文者（他者に仕事を請け負わせているが、丸投げせず、自らも仕事を行う者。他者に丸投げする者を含まない点で（特定）元方事業者とは異なる場合があり、他者から仕事を請け負う者も含む点で、発注者とは異なる。ただし、法第 31 条第 1 項の措置義務は、第 2 項によって、最も先次の注文者のみに課されているので、その点では（特定）元方事業者と似ている）で、建設物等を当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるものが、当該建設物等について、法第 31 条第 1 項の規定により当該労働者の労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合、
- ④ 法第 33 条第 1 項の規定により機械等の貸与を受けた事業者の事業場において、機械等貸与者が、当該機械等による労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合
- ⑤ 法第 34 条の規定により建築物貸与者が、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合

前記①から⑤までに記されているような場合には、事業者、元方事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者が法令違反の状態にあることになるが、これをたんに事後的に刑罰権の行使をもって処罰するだけではなく、労働災害を未然に防止するため、危険な法令違反の状態を直ちに解消させようとするものである¹¹³。

命令の発出は、上記の各規定の定める安全衛生措置の不履行を要件としているが、安全衛生措置義務がどのような場合に発生するかについては議論がある。

例えば、事業者に対して労働者の墜落防止措置の義務を定めた労働安全衛生法第 21 条第 2 項及び安衛則第 518 条は、高さが 2 メートル以上という要件以外に墜落により労働者に危険が及ぼすおそれがあることをも要件としているから、具体的な危険の存在を必要としていると解すべきで、具体的に落下場所の模様、高度、当該労働者の年齢技量等を総合的に判

¹¹³ 労働調査会・前掲注（39）927 頁。

断して墜落により労働者に危険が及ぶおそれがある場合でなければ事業者に安全措置義務が発生しないとする主張があり得る¹¹⁴。

これに対して、裁判例は、「労働安全衛生法規の定めは、労働災害の危険性をあらかじめ除去し軽減させ又は危険が生じないことを直接の目的として、労働災害の危険そのものを事前に個別定型的にとらえ、これに対する災害防止措置の基準を示して、事業者はその安全措置を講じさせ、もって労働者の安全を確保せんとしていると解すべきであるから、右規則 518 条にいう墜落により労働者に危険が及ぶおそれという点についてもその蓋然性まで要求されておらず、その可能性が認められることで足りる」としている（広島簡裁・昭和 56 年 4 月 9 日判例集未公開）。

確かに、安衛法の条文は、安全衛生措置義務の発生について、一定の客観的要件と共に「危険が及ぶおそれ」などの要件を加えており、当該具体的状況において具体的な危険の存在を立証する必要があるかのように読める。

しかしながら、安衛則の規定は、危険の内容を個別具体的に定めて安全衛生措置の履行を求めているから、上記裁判例がいうように、労働災害の危険そのものを事前に個別定型的にとらえ、これに対する災害防止措置義務が発生する要件示したものと解するべきであろう。

しかしながら、安衛則の規定に定めた要件を充足する場合のみ安全衛生措置が発生すると考えると、技術革新により新たな危険が発生する現代において、労働災害の防止という観点から、安衛法の適用範囲を不当に狭めることになる。そこで、学説は、「政省令側での定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す、専門官による判定を行うなどの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく必要がある」と指摘している¹¹⁵。

14. 2. 3. 2 使用停止等命令の内容

使用停止等の処分は、建設物等が安全又は衛生に関する基準に反する場合に、専ら労働災害予防の見地から当該危険性を除去ないし回避するために必要な措置を関係事業者、安衛法第 31 条の注文者等に命じるものである。

したがって、使用停止命令を発するに当たって個々の事案の具体的な状況と、当該危険性に即して具体的に適切な内容の措置が要請される。

これらの処分の種類（類型）については、本条では作業の停止、建設物等の使用の停止及び変更のほか、その他労働災害を防止するため必要な事項と規定しているが、「その他」の措置として、産業関係者からの聴取からは、危険な場所への立入禁止を命じた例が確認された。

¹¹⁴ 寺西・前掲注（54）167～168 頁。

¹¹⁵ 三柴文典ほか前掲注（86）3 頁

都道府県労働局長等が命じるのは、「作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項」に限られる。

使用停止措置等の処分の具体的内容は、上記法違反の個別具体的状況に応じて様々である。

産業関係者へのヒアリングによると、具体的には、製造業において機械の歯車等の可動部がむき出しになっている場合に当該部分に覆い等を設けるよう命じた例や、建設業において本足場の作業床に手すりが設けられていない場合に労働者の作業を停止した上で手すりを設けるよう命じた例が確認された。

使用停止等命令に際しては、事業者等に対し、「命令の対象物件等」、「違反法令」を記載して違反事実を明示し、違反法令ごとにそれぞれ「命令の内容」及び「命令の期間又は期日」を記載した書面（図 7「使用停止等命令書（見本）」を参照されたい）が交付されている。

是正がなされるべき期間・期日までに命令内容が履行されない場合は、送検手続きをとることができる。この命令後に、違反状態が是正された場合、事業者は、その旨を報告しなければならない。

14.2.4 労働基準監督官の権限行使

本条第 3 項は、法令違反の事実があることにより、労働者に急迫した危険があるときは、労働基準監督署官は、自ら使用停止等の権限を即時に行使することができる」と規定している。

都道府県労働局長等の使用停止等命令の権限行使の要件である違法状態は、新設、移転等に際しての机上の審査により判明するものではなく、監督官が現場に臨んで発見するケースが多く、しかも場合によっては事態が急迫し捨て置きがたいこともあるので、労働基準監督官に即時執行権を認めることとされた¹¹⁶。

「労働者に急迫した危険があるとき」とは、労働災害の発生の危険が目前に迫っており、放置すれば労働者の生命自体に危害が及ぶことが予想されるような状態、すなわち、第 1 項又は第 2 項の規定による都道府県労働局長等の権限行使を待ってられないほど事態が急迫しているような場合をいう¹¹⁷。

14.2.5 都道府県労働局長等の権限行使と裁量

労働監督機関は、事業者が本条にもとづき所定の規定に違反するとき、その権限を行使し、使用停止等命令を発する義務を負うのか、議論があるところである。

¹¹⁶ 寺本・前掲注（3）277～278 頁

¹¹⁷ 労働調査会・前掲注（39）928 頁。

大東マンガン事件・大阪高判昭 60・12・23 判例時報 1178 号 27 頁は、マンガンの粉じん等が飛散する工程で就業してマンガン中毒等に罹患したのは、事業者による従前からの関連法令違反があり、労働者の生命身体健康が侵される危険を認識し得たのに、臨検、指導勧告等、適切な監督措置を講じなかったことよるとして、国の国家賠償責任を問うた事案について判断した。

判決は、労働基準監督行政は使用者の安全衛生ないし労災防止義務の履行を確実にしめるために行政的監督を行うものであり、監督機関による監督権限は使用者に対して行使され、労働者に対して行使されるものでなく、監督機関が労働者に対して直接的に責任を負うものでなく、権限の行使も監督機関の裁量に委ねられているとした。

しかしながら、裁判例は、権限行使はすべて都道府県労働局長の裁量に委ねられているわけではなく、「右権限の行使は個別、具体的な事業場につき当該事業場の労働者保護を目的としてなされることに鑑みると、監督機関が具体的事案について右権限の行使・不行使について著しく合理性を欠く場合においては、当該労働者との関係で違法であり、国家賠償責任の生じる場合がないとはいえない。」としたうえで、「上記説示の労働基準監督行政の目的、性質並びに監督機関、使用者及び労働者の関係からして、少なくとも当該事業場につき労働者に対し切迫した重大な危険の発生が予見され、監督機関の監督権限行使以外の方法によつては危険の発生を防止できず、かつ右権限の行使によつて危険の発生を防止することが可能であるのに、監督機関が右権限を行使しなかつた場合にこれを認めるべきであるということができよう。」としている。

こうした国賠法違反に対する判断枠組みは、労働行政の裁量を認めたとうえで、権限濫用となる要件を広く捉えたものといえる。

14.2.6 注文者に対する勧告又は要請

請負契約によって行われる工事の施工中に本法の規定に違反した事実がある場合で、本条第 1 項による命令をした場合、都道府県労働局長等は、必要であると認めたとき、当該仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。）に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。

安衛法は、事業者にとどまらず、危険有害物質の製造者、流通者、注文者等に対してもリスクを最小化するために労災防止の観点から一定の措置義務を課している。こうした考え方は、リスクを創出しかつ容易にリスク管理できる者に対して災害防止の責任を課するという考え（いわゆる「リスク創出者管理責任」）に基づくものと解することができる。本条もこうした考えをふまえたものといえる¹¹⁸。

¹¹⁸ 三柴ほか・前掲注（60）。

ただし、注文者は労働者に対して直接指揮命令を行うことができないので、本条は、安衛法上問題になるような発注条件を付さないよう留意することなど、労災防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる、と規定した。

昭和 63 年 9 月 16 日基発第 601 号の 1 では、発注者等に対する勧告又は要請（第 88 条第 8 項（現行では 7 項）及び第 98 条第 4 項）について次のとおり通達されている。すなわち、

- ① 第 88 条第 8 項（現行第 7 項）又は第 98 条第 4 項に基づく勧告又は要請は、当該仕事の発注者（第 98 条第 4 項の場合にあつては、注文者）が労働安全衛生法違反を惹起させる条件を付していることを理由に行うこととしているものであり、したがって設計図面において同法違反となる事項が明示されている場合等に行うものであること。
- ② 第 88 条第 8 項の「労働災害の防止に関する事項」及び第 98 条第 4 項の「労働災害を防止するため必要な事項」には、命令に基づく事業者の改善措置が迅速に講ぜられるよう配慮すること、今後、労働安全衛生法違反を惹起させる条件を付さないよう留意すること等があること。

14.2.7 使用停止等命令違反に対する罰則

本条の使用停止等命令を受けたにもかかわらず、なんらの必要な措置をもとらない場合、119 条の罰則が適用される。複数回使用停止等命令をうけたにもかかわらず、必要な措置をなんらとらずに災害が発生したため即時送検された事例がある。

この事例は、安全措置を講じることなく不安全な状態のまま作業者を、プレスを用いた単品の穴あけ加工に従事させていたところ、左手人差し指を第 1 関節から切断した例である。プレス機械は旧式のクランクプレスが多く、安全装置も両手操作式と手払い式のものが中心で、安全囲いも設置されていなかった。

同事業場では、過去 5 年間に当該災害を含めて 5 件のプレス災害を発生させており、3 回にわたって使用停止命令を受けていた。労基署は過去の状況からみて悪質であり、このままでは災害の再発する可能性があるとして、工場の安全管理の責任者である工場長と、法人 A 社を安衛法違反の疑いで送検した¹¹⁹。

15 第 99 条

15.1 条文

（災害急迫時の作業停止命令）

第 99 条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前条第一項の場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止、建設物等の全部又は一部

¹¹⁹ 労働基準調査会編著『送検事例と労働災害 平成元年版』（労働基準調査会、1989 年）48～49 頁。

の使用の一時停止その他当該労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

15.2 趣旨

本条は、前条第 1 項の場合以外の場合、すなわち、法令違反が認められない場合又は法令違反の断定ができない場合においても、「労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは」、労働災害を防止するために、事業者に対して、必要な限度で、作業の全部又は一部の一時停止、建築物等の全部又は一部の使用の停止の措置を命じることができる旨を規定している。すなわち、第 98 条の使用停止命令は、法違反を要件として都道府県労働局長又は労基署長が権限を行使できることから、命令を発する要件が限られているのに対して、本条の命令は、労働災害発生の急迫した危険がありかつ緊急の必要があるときという要件があるとはいえ、法違反を要件としていない。

本条に基づく命令は緊急措置命令と呼ばれる。

15.3 沿革

本条に相当する規定としては、1964 年に成立した労働災害防止団体等に関する法律（安衛法施行時に「労働災害防止団体法」に改題。以下「災防法」という。）第 61 条が設けられていた¹²⁰。

旧災防法第 61 条第 1 項は、「都道府県労働局長は、労働基準法第 55 条第 1 項に規定する場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、作業の全部又は一部を一時停止すること、建築物等の全部又は一部の使用を一時停止することその他当該労働災害の発生を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。」と規定していた。

こうした規定を設けた趣旨は、労働災害の防止は、労働者の生命、身体にかかわる重大な問題であることから建築物、設備又は原材料が安全及び衛生に関し定められた労働基準法第 55 条第 1 項に反していない場合であっても、「労働災害の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において」都道府県労働局長が作業停止その他応急の措置を講ずることができるようにする点にある¹²¹。

旧災防法の規定はその後の改正により削除され、安衛法第 99 条に同じものが規定された。

¹²⁰ 栗原敬一『改正労働安全衛生法の詳解』（労働法令協会、1978 年）615 頁。

¹²¹ 「労働災害防止団体等に関する法律の内容」労政時報 1760 号（1964 年）18～19 頁。

15.4 緊急措置命令の発出要件

本条に定める「労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは」とは、労働災害の発生の危険が目前に迫っており、放置すれば労働者の生命自体に危害が及ぶことが予想されるような状態で、かつ、労働災害の発生を防止するための措置を直ちに講じなければならない場合をいう。

急迫の場合とは、具体的には、可燃性のガスが多量に存在し、爆発の危険のある濃度に達しているとき又は達するおそれがあるときなど、生命の急迫した危険がある場合などをいう。

15.5 緊急措置命令

都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、必要な限度で命令することができる。この場合、都道府県労働局長等が命じうるのは、作業の一時停止等又は建築物等の使用の一時停止その他労働災害を防止するため必要な応急の措置を講じることである。

これは、本条が、労働災害発生の現実の差し迫った危険を取り除き、又は回避することを目的としており、労働災害の防止のための根本的な是正措置については、安衛則その他の規則の定めるところにより実施されるべきだからである¹²²。

こうした緊急の必要がある場合の措置命令を「緊急措置命令」といい、「緊急措置命令書」を事業者に交付する。緊急措置命令書については、図 8「緊急措置命令書（見本）」を参照されたい。

緊急措置命令の実態を明らかにすることは容易ではないが、雪崩等の自然災害の急迫した危険がある場合に発出された例がある。また、例えば工場で危険有害物質が漏出している場合で、それに隣接する場所に事業場を有する他の事業者に対して避難措置等を命じるときには、通常は当該他の事業者には安衛法違反が認められないことから、第 98 条ではなく本条による措置を行うことになると考えられる。

15.7 本条の運用の実際

本条に定める緊急措置命令は、法違反がない場合であっても、必要な限度において作業の停止等を命ずるものとされる。その意味では、労働基準監督官の自主的な判断による行使が法令上は認められているが、行使は災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要性があるとき限られ、行使の要件及び行使の内容においても厳しく制限されている。その結果、労働基準監督年報によれば、緊急措置命令の発出件数は少なく、労働行政の関係者によれば、これを行なった事例はほとんど見当たらないのが実態である¹²³。

とはいえ、法令に囚われない労災防止対策の砦であり、もう少し積極的な活用が図られて

¹²² 労働調査会・前掲注（39）930 頁。

¹²³ 玉泉孝次氏のご示唆による。

も良いように思われる（三柴¹²⁴）。

16 第 99 条の 2

16.1 条文

（講習の指示）

第 99 条の 2 都道府県労働局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という。）に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた事業者は、労働災害防止業務従事者に同項の講習を受けさせなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、講習の科目その他第 1 項の講習について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

16.2 趣旨

本条は、都道府県労働局長が、労働災害が発生した事業場の事業者に対して、その事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という。）に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示する権限を付与している。

このような規定が置かれた理由は、労働災害の発生状況からみて、無災害を長く続ける事業者がある一方で、災害を繰り返し発生させる事業場があり、各事業場の労働災害防止業務従事者の安全意識が十分でないことなど安全衛生管理体制に問題がある場合が多いからである。

¹²⁴ 前述の通り、三柴文典ほか厚生労働科学研究費報告書（2014 年度（平成 26 年度）～2016 年度（平成 28 年度））第 1 分冊本文②3 頁は、安衛法の解釈運用上、罪刑法定主義を強調し過ぎると、法規則の隙間で生じる労災を防げないことを懸念し、法の委任を受けた政省令の定め方に一定の抽象性を持たせ、事業者側に安全性の証明責任を課したうえ、専門官に法遵守の判定を行わせるなどの手続きを定めることで、要件を個別的に特定していく手法を提言している。

16.3 内容

16.3.1 講習の指示

都道府県労働局長は、次のような労働災害発生事業場に対して、期間を定めて、指定する機関（指定講習機関）が行う講習を労働災害防止業務従事者に受講させるよう指示する。

- ①死亡災害発生事業所
- ②重大災害発生事業所
- ③災害多発事業所

事業者は、この指示を受けた場合には、指示された期間内に、事業場の労働災害発防止業務従事者に講習を受けさせなければならない。また、事業主は、自らが労働災害発防止業務を担当している場合には、事業主が自ら受講することになる。なお、事業主とは、経営主体のことであり、事業者とは、経営主体及びそれと一体の者を含めたものをいう。

講習を修了した者に対しては、指定講習機関が「労働災害防止業務従事者講習修了証」（様式第 10 号）を交付することとされている（登録者令第 70 条第 2 項）。

16.3.2 講習の内容

労働災害防止業務従事者に対する講習科目は、次のとおりである（登録省令第 69 条第 1 項第 3 号）。なお、これらの講習科目については、総括安全衛生管理者、安全管理者、統括安全衛生責任者ごとに、講習科目の範囲と時間が示されている（平成 21 年厚生労働省告示第 143 号）。なお、本講習の趣旨が、労働災害の再発防止にあることより衛生管理者を受講対象者とはしていない。

- ①事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策
- ②事業場の安全衛生に関する管理の方法
- ③安全衛生関係法令
- ④労働災害の事例及びその防止対策

17 第 99 条の 3

17.1 条文

第 99 条の 3 都道府県労働局長は、第 61 条第 1 項の規定により同項に規定する業務に就くことができる者が、当該業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けるよう指示することができる。

2 前条第 3 項の規定は、前項の講習について準用する。

17.2 趣旨

本法は、第 61 条第 1 項で、クレーンの運転その他の就業制限業務とその業務に就くことができる資格者を規定しているが、本条では、そうした資格者が、当該業務について、この法律またはこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合に、その再発を防止するために、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けるよう指示することができることを定めたものである。

17.3 内容

17.3.1 講習の指示

都道府県労働局長は、就業制限業務従事者に対して、期間を定めて、都道府県労働局長が指定する機関（指定講習機関）が行う講習を受講させるよう指示する。この指示を受けた就業制限業務従事者は、指示された期間内に指定講習機関が行う講習を受講しなければならない。講習を修了した者に対しては、指定講習機関が「就業制限業務従事者講習修了書」（様式第 11 号）（下図参照）を交付することとされている（登録省令第 84 条第 2 項）。

17.3.2 講習機関の指定

本条第 1 項の指定は、次の各号に掲げる者の区分に応じて定める同項の講習を行おうとする者（法人に限る。）の申請により行う（登録省令第 82 条第 1 項）。すなわち、

- ① 登録省令第 20 条第 6 号の業務に就くことができる者（クレーン運転士等に対する講習）
- ② 登録省令第 20 条第 7 号の業務に就くことができる者（移動式クレーン運転士等に対する講習）
- ③ 登録省令第 20 条第 12 号の業務に就くことができる者（車両系建設機械運転業務従事者に対する講習）
- ④ 登録省令第 20 条第 16 号の業務に就くことができる者（玉掛業務従事者に対する講習）

指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、当該者がクレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習（「就業制限業務従事者講習」）を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない（登録省令第 82 条第 2 項）。

- ① 名称及び住所
- ② 就業制限業務従事者講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- ③ クレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習の別
- ④ 就業制限業務従事者講習を開始しようとする年月日

17.3.3 講習の内容

就業制限業務従事者に対する講習科目は、次のとおりである（登録省令第 83 条第 1 項第 3 号）。なお、時間が示されている。

- ① 就業制限業務機械等の構造
- ② 就業制限業務機械等に係る安全装置等の機能
- ③ 就業制限業務機械等の保守管理
- ④ 就業制限業務機械等に係る作業の方法
- ⑤ 安全衛生関係法令
- ⑥ 労働災害の事例及びその防止対策

18 第 100 条

18.1 条文

（報告等）

第 100 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

18.2 趣旨

本条は、厚生労働大臣、都道府県労働局長または労働基準監督署長は、この法律を施行するにあたり必要があるときに、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者またはコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命じることができることを定めている（第 1 項）。

また、登録製造時検査機関に対しても、必要な事項を報告させることができる（第 2 項）。さらに、労働基準監督署長だけでなく、労働基準監督官も、必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる規定している（第 3 項）。

本条に基づく報告は、定型的報告と必要に応じて報告が求められる個別報告（安衛則第 98 条）に大別され¹²⁵、前者の種類は多岐にわたるが、とりわけ、労働者死傷病報告は、行政機

¹²⁵ 畠中・前掲注（5）105 頁

関の災害調査の端緒、引いては、統計データ活用により、労災統計から労災予防への応用が可能¹²⁶であるため、労災防止にとって重要な役割を果たしている。

また、本条に定める報告等には、労働者死傷病報告など事故の結果、健康診断結果などの過去の事実に関する報告にとどまらず、石綿障害予防規則第 5 条に定める作業届のような届出、さらに、有機溶剤中毒予防規則第 4 条に定める認定の申請書も含む¹²⁷。

なお、労働基準監督官の権限は、本法を施行するに際し必要な行政上の監督指導を行うために認められているものであって、司法警察員としての犯罪捜査を行うために認められているものではないことは言うまでもない。

18.3 沿革

工場法では災害（同法施行規則第 26 条。疾病・負傷・死亡等の届出義務に違反がある場合の処罰規定）及び扶助（同第 23 条）に関する事項のほかは報告義務を規定していなかった。実際上は、工場法が警察によって運用されていた関係から警察命令で各種の報告が要求されていた。

労働基準法の制定によって、法律の運用が労働省に委ねられたため、制定時の労働基準法第 110 条（現行第 104 条の 2）は、必要があるとき使用者及び労働者に対して報告又は出頭を要求できるとする一般的規定を設けた¹²⁸。

そして、昭和 22 年の同法施行規則第 58 条第 2 号は、事業場又は寄宿舎その他附属施設内における事故が発生したとき、所轄労働基準監督署長に報告することを義務付けている。上記事故としては、例えば、火災又は爆発の事故、一時に 3 人以上の埋没者、死傷者が発生した崩壊又は落盤の事故、一時に 5 人以上の死傷者が発生した事故があげられていた。

安衛法が制定されたとき、報告（死傷病報告を含む）を求める行政主体として、厚生労働大臣、都道府県労働局長が加えられ、義務主体も、事業者、労働者とされた。

その後の法改正により、報告の義務主体には、機械等貸与者、建築物貸与者、コンサルタントが加えられた。

18.4 報告すべき内容

18.4.1 報告すべき事項

本条第 1 項は「厚生労働省令で定めるところにより」とある通り、安衛則やその他の各種規則で報告すべきものを定めている。

本条第 1 項で定める報告すべき事項は、安衛則その他規則で届出すべき事項も含まれる。例えば、石綿則第 5 条では、石綿が吹き付けられているビルなどの建築物の解体作業を行う

¹²⁶石井まこと「労働の科学」(74 巻 9 号・2019 (令和元) 年) 14 頁。

¹²⁷ 労働行政研究所編『労働安全衛生法』(労働行政、2017 年) 835 頁。

¹²⁸ 寺本・前掲注 (3) 382 頁。

事業者は、所定様式による届書に当該作業に係る解体等対象建築物等の概要を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと規定している。これを怠った事業者は、本条違反として罰則の適用がある。実際、石綿則第 5 条に違反して作業届を提出しなかった事例において、労基署が本条違反を根拠に送検した事例がある。

労働行政は、本条における報告と届出を区別していないように見える。しかし、報告は事故報告にみられるように、生じた事実を事後に報告するものであるが、届出は予め提出させ審査を行うことを想定させる。実際、法第 88 条が定める計画届は届出の後、審査を行うことを前提にしたものであり、届出の不履行については法第 120 条第 1 号により処罰される。令和 2 年安衛則改正により、石綿の吹き付けられている建築物等の解体作業の一部については法第 88 条第 2 項による届出が義務付けられている。報告と届出にはニュアンスの違いがあることを考えると、届出に罰則を適用するためには別途の規定を設けることも検討すべきであろう。

以下では、報告の義務主体、安衛則その他規則に基づく報告事項を挙げた上で、とくに、重要な報告である事故報告、選任報告、健康診断結果報告、労働者死傷病報告について報告義務の内容を詳述する。

18.4.1.1 報告の義務主体

報告の義務主体は事業者（特定元方事業者を含む）、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者、コンサルタント（以上法第 100 条第 1 項）、登録製造時等検査機関等（登録性能検査機関、登録型式検定機関、検査業者）である。

以下、安衛則に基づく報告の義務主体毎に主な報告事項をあげる。なお、安衛則に基づく報告事項の詳細及び安衛則以外の報告事項については、18.4.1.2 に挙げるものを参照されたい。

(1) 事業者が報告すべき場合

事業者が報告すべき場合として、法令は様々な場合を指定している。主な場合は、総括安全衛生管理者を選任した場合（第 2 条第 2 項）、安全管理者を選任した場合（第 4 条第 2 項）、衛生管理者を選任した場合（第 7 条第 2 項）、産業医を選任した場合（第 13 条第 2 項）、指定事業場における安全衛生教育計画及び実施計画報告（第 40 条の 3）、常時 50 人以上の労働者を使用する事業者が、定期的健康診断を行った場合（第 52 条）、有害物ばく露作業報告（第 95 条の 6）、事故報告（第 96 条）、労働者死傷病報告（第 97 条）、計画届免除認定を受けた事業者に係る実施状況の報告（第 87 条の 7）である。

(2) 登録製造時検査機関が報告すべき場合

本条第 2 項は、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律の施行に必要な事項について、登録製造時等検査機関等に対し報告させることができる、と規定

している。

登録製造時等検査機関等には、登録性能検査機関、登録型式検査機関、検査業者が含まれる。

安衛法第 53 条の 3 に定める登録性能検査機関は、性能検査の結果について、当該性能検査を行った月の翌月末日まで、登録性能検査報告書を管轄の労基署長に提出しなければならない（登録省令第 9 条）

安衛法第 54 条の 4 に定める登録型式検定機関は、毎事業年度において六ヶ月に 1 回、その期間内に行った型式検定の結果について、型式検定に合格した機械等に係る申請者の氏名並びに当該型式検定対象機械等の種類、型式、性能、型式検定を行った年月日及び型式検定合格番号などを厚生労働大臣に報告しなければならない（登録省令第 19 条の 10）。

(3) 検査業者が報告すべき場合

安衛法第 45 条第 2 項の規定により、事業者は、動力により駆動されるプレス機械、フォークリフト等について 1 年以内毎に 1 回定期に行われる自主検査を、第 54 条の 3 第 1 項の登録を受けた検査業者に実施させなければならない。当該検査業者は、特定自主検査の業務に関する規程を変更した場合、遅滞なく都道府県労働局長に報告しなければならない（機関則第 19 条の 19）。

(4) その他

その他、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関、指定登録機関に対しても所定の報告義務を課している。

18. 4. 1. 2 安衛則その他規則に基づく報告事項

事業者等から報告を求める旨の定めは安衛則のほか各種規則に多数存在する。具体的には、下記のとおりである。以下、安衛則その他各種の規則ごとに報告すべき事項を記述する。

(ア) 安衛則が報告義務を定めるものとして、大きくは、安全衛生管理体制の整備に関する報告、健康診断等の結果の報告、事故報告に分かれる。

まず、安全管理体制整備に関するものとしては、総括安全衛生管理者の選任（第 2 条）、安全管理者の選任（第 4 条）、衛生管理者の選任（第 7 条）、産業医等の選任（第 13 条）、指定事業場における安全衛生教育の計画及び実施結果報告（安全衛生教育実施結果報告書）（第 40 条の 3）、計画届免除認定を受けた事業者による安全衛生管理の実施状況等の報告（第 87 条の 7）がある。

次に、健康診断等の結果報告として、健康診断結果報告（第 52 条）、心理的負担の程度の検査及び面接指導結果の報告（第 52 条の 21）がある。

さらに、事故報告等には、有害物ばく露作業報告（第 95 条の 6）、事故報告（第 96 条）、

労働者死傷病報告（第 97 条）、報告・出頭命令の通知事項（第 98 条）（厚労大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長が、事業者、労働者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対して報告させ、又は出頭を命じるときに行政側に通知する事項をいう）がある。

（イ）ボイラー則に定める報告には、ボイラー設置・変更に関係するとしては、ボイラーの製造許可条件（設備又は工作責任者）の変更報告（第 4 条）、安衛法第 88 条第 1 項に基づくボイラー設置届（第 10 条）、移動式ボイラーの設置報告（第 11 条）がある。

使用停止については、ボイラー使用休止報告（休止廃止報告書）（第 45 条）、第一種圧力容器の製造許可条件（設備又は工作責任者）の変更報告（第 50 条）、第一種圧力容器の使用休止報告（休止廃止報告書）（第 80 条）、小型ボイラーの設置報告（第 91 条）などがある。

（ウ）クレーン則に定める報告としては、クレーン等設置・変更に関するもの、クレーン使用中等に関するものに分かれる。

クレーン等設置・変更に関する報告事項としては、検査設備等の変更報告（第 4 条）、クレーン設置報告（第 11 条）、移動式クレーンの製造許可条件（設備等）の変更報告（第 54 条）、移動式クレーン設置報告（第 61 条）、デリックの製造許可条件（設備等）の変更報告（第 95 条）、デリック設置報告（第 101 条）、エレベーターの製造許可条件（設備等）の変更報告（第 139 条）、エレベーター設置報告（第 145 条）、建設用リフトの製造許可条件（設備等）の変更報告（第 173 条）、簡易リフト設置報告（第 202 条）などがある。

休止届については、クレーン使用休止報告（休止・廃止報告書）（第 48 条）、移動式クレーン使用休止報告（第 89 条）、デリック使用休止報告（休止・廃止報告書）（第 133 条）、エレベーター使用休止報告（休止・廃止報告書）（第 167 条）がある。

（エ）ゴンドラ則に定める報告には、ゴンドラの製造許可条件（設備等）の変更報告（第 3 条）、ゴンドラ使用休止報告（休止・廃止報告書）（第 32 条）などがある。

（オ）有機則に定める報告には、有機溶剤等健康診断結果報告（第 30 条の 3）などがある。

（カ）鉛則に定める報告には、鉛健康診断結果報告書（第 55 条）などがある。

（キ）四アルキル則に定める報告には、健康診断結果報告（第 24 条）などがある。

（ク）特化則に定める報告には、特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定申請（第 6 条）、発散防止抑制措置特例実施許可申請（第 6 条の 3）、特定化学物質健康診断個人票（第 40 条）、健康診断結果報告（第 41 条）、製造等禁止物質製造・輸入・使用許可申請（第 46

条）、特定化学物質製造許可申請（第 49 条）、特別管理物質等関係記録等報告（第 53 条）などがある。

（ケ）高圧則に定める報告には、健康診断結果報告（第 40 条）がある。

（コ）電離則に定める報告には、東電福島原発事故で生じた放射線物質で汚染された物等の事故由来廃棄物等（除染則第 2 条・事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン）の処分の業務に係る作業の届出（第 41 条の 14）、事故に関する報告（第 43 条）、診察結果報告（第 44 条）、健康診断結果報告（緊急時電離放射線健康診断結果報告書）（第 58 条）などがある。

（サ）除染電離則に定める報告には、作業の届出（第 10 条）、診察結果報告（第 11 条）、健康診断結果報告（第 24 条）などがある。

（シ）酸欠則に定める報告には、事故等の報告（第 29 条）がある。

（ス）粉じん則に定める報告には、粉じん濃度測定結果摘要書（第 26 条）がある。

（セ）石綿則に定める報告には、作業の届出（第 5 条）、健康診断結果報告（第 43 条）、石綿関係記録等報告書（第 49 条）がある。

（ソ）コンサルタント則に定める報告には、コンサルタント業務継続が困難になった場合の報告（第 19 条）、安衛法の施行上の必要がある場合の報告・出頭の命令（第 21 条）がある。

（タ）登録省令に定める報告には、性能検査結果報告（第 9 条）、型式検定結果報告（第 19 条の 10）、業務規程変更報告（第 19 条の 19）、特定自主検査実施状況報告（第 19 条の 21）、免許試験結果報告（第 19 条の 34）、コンサルタント試験の結果の報告（第 35 条）、登録状況の報告（第 47 条）、不正登録者の報告（第 45）などがある。

18.4.2 事故報告

事業者は、労働者が負傷しなくても、事業場の火災など事故が発生したときは、遅滞なく、事故報告書（様式第 22 号）を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない（安衛則第 96 条）。この場合、人災の有無は問わない。事業者への報告義務は、労働行政が的確に監督指導を行うための事実を収集することを目的としている。

事故報告をしなければならない場合とは以下の場合である。

- (1) 事業場又はその付属建築物内で次の事故が発生したとき、すなわち、
- ① 火災又は爆発の事故
 - ② 遠心機械、研削といしその他の高速回転体の破壊の事故（遠心機械とは、材料を容器に入れ、高速で容器を回転させることにより材料を混ぜたり、分離する機械をいう。）
 - ③ 機械集材装置、巻上げ機、索道の鎖又は索の切断の事故（索道とは、空中に渡したロープに吊り下げた輸送用機器に人や貨物を乗せ、輸送を行う交通機関である。ロープウェイ、ゴンドラリフト、スキー場などのリフトなどが索道に含まれる。）
 - ④ 建設物、付属建設物、機械集材装置、煙突、高架槽等の破壊の事故（高架槽（高架水槽）とは、道路に埋設されている水道の本管と、各家庭の止水栓とを直接に結ばずに、屋上などの高所で貯水するためのタンクをいう¹²⁹。）
- (2) 安衛令第 1 条第 3 号のボイラー（小型ボイラーを除く）の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき、
- (3) 小型ボイラー、安衛令第 1 条第 5 号の第一種圧力容器及び同第 7 号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき、
- (4) クレーン（つり上げ荷重が 0.5t 未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、すなわち、
- ① 逸走、転倒、落下又はジブの折損
 - ② ワイヤロープ又はつりチェーン（資料 10-37 参照）の切断

【つりチェーン¹³⁰】



¹²⁹ https://kenchikuyogo.com/?page_id=4626（最終閲覧日 2024 年 1 月 31 日）

¹³⁰ <https://www.rope-hose.com/case/chain-sling/2011.html>（最終閲覧日 2024 年 1 月 31 日）

- (5) 移動式クレーン(つり上げ荷重が 0.5t 未満のものを除く)の次の事故が発生したとき、
すなわち、
- ① 転倒、倒壊又はジブの折損
 - ② ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
- (6) デリック（つり上げ荷重が 0.5t 未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、
- ① 倒壊又はブームの折損
 - ③ ワイヤロープの切断
- (7) エレベーター（積載荷重が 0.25t 未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、
- ① 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
 - ② ワイヤロープの切断、
- (8) 建設用リフト（積載荷重が 0.25 未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、
- ① 昇降機等の倒壊または搬器の墜落
 - ② ワイヤロープの切断
- (9) 簡易リフト（積載荷重が 0.25 未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、
- ① 搬器の墜落
 - ② ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
- (10) ゴンドラの次の事故が発生したとき、
- ① 逸走、転倒、落下又はアームの折損
 - ② ワイヤロープの切断

電離則第 43 条では、放射線漏れ事故、被ばく限度以上の被ばく、誤って放射性物質の吸入・経口摂取、洗身等によっても放射線汚染を基準以下にできない場合及び傷創部放射線汚染等、これらの場合に実施した緊急診察で放射線障害若しくはその疑いがある放射線障害が生ずるおそれがある場合に、任意様式で報告書を速やかに所轄労働基準監督署長に届出なければならないとしている。

18.4.3 選任報告

事業者は以下の者を選任したとき遅滞なく報告しなければならない。

総括安全衛生管理者（安衛則第 2 条）、安全管理者（安衛則第 4 条）、衛生管理者（安衛則第 7 条）及び産業医の選任（安衛則第 13 条）はその選任すべき日から 14 日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署へ報告する必要がある。

なお、安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない中小規模事業場については、安全衛生水準の向上を図るため、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場では、安全推進者及び衛生推進者を選任し、労働者の安全や健康確保などに係わる業務を

担当させなければならない（安衛則第 12 条の 2）（安全管理者の選任対象外の業種では安全推進者を選任し、安全に係る業務を担当させる）¹³¹。

この場合、安全衛生推進者及び衛生推進者についての届出は不要であるが氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない（安衛則第 12 条の 4）。

厚生労働省では、労働安全衛生法関係の届出等の帳票印刷に係る入力支援サービスを進めており、インターネット申請にまで至っていないが、上記の 4 つの報告は、帳票への入力データの保存により、次回届出の際の効率化を図っている。

18.4.4 健康診断結果報告

18.4.4.1 一般定期健康診断

安衛法では、健康診断のうち、一般の定期健康診断（法第 66 条第 1 項、安衛則第 44 条）、特定業務従事者健康診断（安衛則第 45 条）、定期の歯科医師による健康診断（安衛則第 48 条）を実施した常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断の対象労働者数、各項目別の受診者数と有所見者数を記載し、遅滞なく労働基準監督署長へ報告しなければならない（法第 100 条第 1 項、安衛則第 52 条）。

一般健康診断は、一般的な健康の確保を図ることを目的として事業者による実施義務を課したものであり、業務遂行との関連において行われるものではないので、その受診のために要した時間は、事業者の負担とすべきものではなく、労使協議して定めるべきものであるが、労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましい（昭和 47・9・18 基発第 602 号）。

なお、法第 66 条第 1 項の健康診断についての結果報告書は、安衛法制定当時、産業医制度がなかなか定着しなかったため、1978（昭和 53）年の安衛則の改正より、その定着の促進を図ることを目的として、届出様式において産業医の署名又は記名・押印が必要であったとしていたが¹³²、2020 年 8 月 28 日厚生労働省令第 154 号（官報号外第 178 号）第 3 条により、様式第 6 号（表面）産業医の欄中「印」及び同様式（裏面）備考中『「産業医の氏名」の欄及び』を削除し、記名だけでもよいことに変更された¹³³。

18.4.4.2 特殊健康診断結果報告

特殊健康診断とは、有害業務に従事する労働者、または、従事していた労働者に行う医師による健康診断（法第 66 条第 2 項）及び有害業務に従事する労働者に行う歯科医師による健康診断（同条第 3 項）のことをいうが、じん肺法に規定されたじん肺健康診断（じん肺法

¹³¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09980.html（最終閲覧日 2024 年 1 月 31 日）

¹³² 畠中・前掲注（5）152 頁。

¹³³ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏のご示唆による。

第 3 条）、通達に基づき行政指導として勧奨される重量物取扱作業、VDT 作業等 29 業務の健康診断もこれに含まれる。詳細は以下の通りである。

- ① 特定化学物質健康診断結果報告（特化則第 41 条）
- ② 有機溶剤等健康診断結果報告（有機則第 30 条の 3）
- ③ 鉛健康診断結果報告（鉛規則第 55 条）
- ④ 四アルキル鉛健康診断結果報告（四アルキル則第 24 条）
- ⑤ 高気圧業務健康診断結果報告（高気圧則第 40 条）
- ⑥ 電離放射線健康診断結果報告（電離則第 58 条）
- ⑦ 除染等電離放射線健康診断結果報告（除染則第 24 条）
- ⑧ 石綿健康診断結果報告（石綿則第 43 条）
- ⑨ 歯科特殊健康診断（安衛則第 52 条）【歯科検診については 50 人以上の事業場について定期健康診断結果報告（様式第 6 号）に含めて報告する義務を課している。】
- ⑩ 指導勧奨による特殊健康診断結果報告など（例えば、VDT 作業に従事する労働者の健康診断平成 14 年 4 月 5 日基発第 0405001 号、騒音作業健康診断平成 4 年 10 月 1 日基発第 546 号、振動業務健康診断昭和 45 年 2 月 28 日基発第 134 号 昭和 49 年 1 月 28 日基発第 45 号 昭和 50 年 10 月 20 日基発第 609 号 昭和 50 年 10 月 20 日基発第 610 号。）

特殊健康診断は、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び 6 か月以内ごとに 1 回実施することが事業者には義務づけられている。一般健康診断が、全ての疾病や健康障害を対象とするに対し、特殊健康診断は、ある特定の健康障害を対象とするという違いがある。

特殊健康診断は、事業の遂行に絡んで実施する性格のものであり、所定労働時間内に行われるのを原則とする。また、特殊健康診断の実施に要する時間は労働時間と解される（昭和 47・9・18 基発第 602 号）。

健康診断の結果報告は、上記の通り規則で義務づけられている。事業者は、事業場の規模にかかわらず 1 人でも健康診断を実施すれば労働基準監督署長へ報告する義務があり、省令でその様式が定められている。

なお、特殊健康診断と混同しやすい「特定健康診査」は、40 歳から 74 歳までの公的医療保険加入者等を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的とした保健制度であるため区別しなければならない（高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条、国民健康保険法第 82 条）。

なお、じん肺の健康管理については、じん肺法施行規則第 37 条第 1 項により、じん肺健康診断の実施の有無に関わらず、粉じん作業従事者数、じん肺健康診断の実施状況（実施の有無を含む。）、じん肺に罹った者に対する就業上の措置その他のじん肺健康管理全般について、毎年、じん肺健康管理実施状況報告として所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出することとされている。

18.4.5 労働者死傷病報告

18.4.5.1 労働者死傷病報告の方法と目的

毎年、多くの死傷者を含む労災事故が新聞等で報道されている。詳しい内容は、中央労働災害防止協会「安全衛生情報センター」のサイト「写真で見る労働災害ニュース」で見ることができる（<https://www.jaish.gr.jp/syasin/ansy00.htm>）。

事業者は、安衛則第 97 条第 1 項の規定により、①労働者が 4 日以上休業した場合に、死傷病報告の提出を義務付け、②休業が 3 日以内であるときは、同条第 2 項により、四半期ごとにまとめて、各期間の最後の月の翌月の末日までに、死傷病報告を提出することを義務付けている。労働基準監督署長は、これにより労働災害の発生状況を把握し、必要に応じて、労働災害が発生した事業場に対して再発防止のための監督指導等を行っている。

また、このように労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告の情報は、その中で労働災害に係るもの全てを計上し、厚生労働省において把握した全ての労働災害として、年ごとにその統計データを公表し、かつその統計データを元に厚生労働省は労働災害防止に係る様々な施策や法令改正等各種の施策を検討し、また、その施策の効果を判断するのであり、当該情報は厚生労働省における労働安全衛生行政の根幹をなすものである。そのため、労働者死傷病報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合には、いわゆる「労災隠し」となり、50 万円以下の罰金に処せられる（法第 120 条第 5 号）。

18.4.5.2 派遣先事業者の労働者死傷病報告

従来から、派遣事業では、派遣元事業者及び派遣先事業者の双方に死傷病報告の提出義務が課せられ、派遣先事業者は、死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出するとともに、派遣元事業者が所轄監督署長へ労働者死傷病報告を提出するために、その写しを派遣元事業者に送付することが必要であるとされていたが（労働者派遣法第 45 条第 15 項、安衛則第 97 条に基づく労働者死傷病報告の様式、労働者派遣法施行規則第 42 条）、派遣先事業者から、死傷病報告が提出されないことが少なくなかった。

そこで、派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、安衛則様式 23 号を改定し、派遣元事業者が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄と提出を受けた労働基準監督署の職員が派遣先事業所の労働保険番号を記入する欄が設けられた（平成 22 年 1 月 25 日基発 0125 第 1 号）。

18.4.5.3 外国人労働者の死傷病報告

外国人労働者の労働災害については、2019（平成 31）年に、死傷病報告の様式を改正し、当該外国人労働者（特別永住者、在留資格「公用」・「外交」の者を除く）の「国籍・地域」、「在留資格」を記入する欄を設けるとともに、職員記入欄、備考欄を加えた。これは、外国人労働者数の増加を踏まえ、外国人の労働災害の正確な把握するためである。

18. 4. 5. 4 労働者死傷病報告の提出要件

労働者死傷病報告の提出の要件については、安衛則第 97 条第 1 項が定めている。これによれば、事業者は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき」遅滞なく報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない、と規定している。

安衛則第 97 条第 1 項が「労働災害その他」と規定しているように、提出義務は労働災害の場合のみに限定されていない。例えば、仕出し弁当によって労働者が食中毒になった場合のように、通常業務との相当因果関係がないと思われる場合でも、事業場内もしくはその附属建設物内での急性中毒により休業したときは、労働者死傷病報告を提出しなければならない。これは、その災害が労働災害に該当するか否かはある程度調査しないと判明しない場合があり、労働災害に限定してしまうと、報告までに相当の期間を要するおそれがあるからである。

「遅滞なく」とは、どの程度の時間的間隔を指すのであろうか。一般的には、「遅滞なく」は「速やかに」「直ちに」と同様、時間的即時性を意味するが、義務付けられた行為の性質により報告すべき内容に違いがあり、一概に確定日数で定めることは困難である。

安衛法令には、「遅滞なく」の他に「速やかに」（安衛則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号）「直ちに」（安衛則第 6 条、同第 11 条）という類似の用語が用いられている。また、確定日数を用いて報告期間を指定する条文もある（例えば、安衛則第 4 条は、安全管理者は選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任すべきことを定めている）。

これら「遅滞なく」「速やかに」「直ちに」という用語の違いはどこにあるか。銃刀法違反に関する裁判例であるが、被告側が旧銃刀法 17 条 1 項の「すみやかに」という用語は不明確であり、その条文そのものが無効であると主張したのに対して、大阪高判昭和 37 年 12 月 10 日は、「すみやかに」は、「直ちに」「遅滞なく」という用語とともに時間的即時性を表わすものとして用いられるが、これらは区別して用いられており、その即時性は、最も強いものが「直ちに」であり、ついで「すみやかに」、さらに「遅滞なく」の順に弱まっており、「遅滞なく」は正当な又は合理的な理由による遅滞は許容されるものと解される¹³⁴。

これをふまえると、「遅滞なく」は正当な又は合理的な理由により遅滞が許される場合を除いて速やかに報告すると解するのが相当といえる。そうだとすると、実務的には報告のための猶予期間がどの程度かの目安が必要であろう。監督実務においては提出時期の「遅滞なく」は、災害発生から概ね一箇月以内を目安としているようである。例えば、心理的負荷の

¹³⁴ 「遅滞なく」の意義について、裁判例の紹介を含めて、柳川行雄氏（労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント）、玉泉孝次氏（近畿労務安全衛生研究所代表）のご教示による。

検査結果の報告義務を課している安衛則 52 条の 16 第 1 項に定める「遅滞なく」に関して、行政は、概ね 1 カ月以内と解している（平成 27 年 5 月 1 日基発 0501 号第 3 号）¹³⁵。

負傷、窒息及び急性中毒以外の傷病については、労働災害のときのみ労働者死傷病報告の提出義務が生じる。この場合、精神疾患、有機溶剤中毒、腰痛など直ちに労働災害と判然としないが休業した場合の労働者死傷病報告の要否及び提出時期が問題となる。

行政実務を知る関係者によれば、一般に、労働災害のうち健康障害は、原因を完全に特定するのが医学的に難しい場合があり、労働基準監督署長は、労災保険業務において業務上外（労災補償給付等の支給・不支給）を決定しているが、その決定は、保険給付上のものであり、労災請求に係る健康障害が真に労働災害であるかどうかを必ずしも意味しない。疾病の種類によっては業務との因果関係が比較的分かりやすい場合もあるが、そうでないものも多く、特に精神障害、脳・心臓疾患等の作業関連疾患については、厚労省で定められた基準に基づいて業務上外が決定されるとしても、それは業務に起因したことが一定の確率で推定されたことを意味するのであって、具体的原因が証明できたとまでは言えない場合もある。しかしながら、そのような場合であっても、一般に、労災支給基準に該当する健康障害は労働災害と推定されるのであるから、実務上は、労働者死傷病報告の提出を求めているとのことであった。

一般に、労働者の傷病の原因が不明の場合であっても、労働災害が疑われる場合、事業者は傷病の原因を調べることとなる。しかし、調査にもかかわらず原因不明の場合はどうなるのだろうか。安衛則第 97 条は原因不明の場合を特段想定していないので、事実上安衛則第 97 条を適用できず、また労基署側としても事業者に対して原因不明の傷病につき労働者死傷病報告の提出を求めることはできないだろう。実務上は、「念のため」提出する事業者も多く、その場合、労基署はこれを受領した上で、労災の認定状況等を踏まえた上で労働災害統計への反映の可否を判断することになる。

また、事業者側の実際をみると、労災申請（休業補償給付申請）の際に死傷病報告を提出することがあるようである。休業補償給付請求書には、死傷病報告の提出年月日を記入する欄があり、これにより「休業補償給付請求をしているのに死傷病報告の提出漏れがある」というパターンはかなり少なくなっている。保険給付が絡むので、死傷病報告の提出よりも、労災請求のほうが、“忘れずに”行われることが多い。そもそも、休業補償給付請求書の当該欄を見て死傷病報告義務を知り、報告に至るというケースも少なくない。しかし、労災請求と死傷病報告は基本的には連動していない。例えば休業補償を全額会社負担でやる場合は

¹³⁵ 本条以外の規定に関して、通達は「遅滞なく」と「概ね 1 カ月以内」と解説するものが多い。平成 27 年 5 月 1 日基発 0501 第 3 号は、安衛則第 52 条の 16 第 1 項の「遅滞なく」を「概ね 1 カ月以内」としている。他方、安衛法 52 条の 12 の「遅滞なく」は、「ストレスの程度の評価等ストレスチェック結果が出力された後、速やかに」という趣旨であること。」としている。

労災請求がなされないので、その場合は、死傷病報告を知らない事業者はついに出さず仕舞いになる可能性がある。

また、細かいことだが、死傷病報告は休業 1 日でも義務が生じるが、休業補償給付は 4 日目からしか支給されないので、そのズレもある。更に、休業日数の数え方も異なり、死傷病報告ではマル 1 日休んだ日数を、休業補償では所定労働時間の全部又は一部を休業した日数を数える。

18.4.5.5 死傷病報告の未提出と労災隠し

労災隠しとは、安衛則第 97 条に該当するものであることを認識しているにも拘らず第 100 条第 1 項または第 3 項の規定による報告を提出しないこと、又は虚偽の内容を報告した場合をいう（第 120 条第 5 号）。平成 3 年 12 月 5 日基発 687 号によれば、「労働災害の発生に関し、その発生事実を隠蔽するため故意に労働者死傷病報告書を提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するもの」を労災隠しと定義している。

労働者死傷病報告の違反で多いのは、次のようなケースである。

① 災害発生現場の虚偽

建設現場の場合、下請の労働者の事故についても元請の労災保険が適用されるため、下請会社で労災が発生した場合に、当該下請会社が元請からの追及を恐れ、自社が施工する他の現場や、自社の資材倉庫での事故と偽ること（労災保険も、それぞれの現場の保険を使うなど）。

また、元請け自身が、元請の労災保険を使用したくないがために、これを教唆することもある。

② 災害の内容の虚偽

法違反がないように事実と異なる事故とすること（例：足場から物が落ちて足を負傷したのを、労働者自身が持っていた物を落として足を負傷したことにするなど）。

③ 報告書を提出しないこと。

提出すると安衛法違反が監督署に知られるため提出しない（治療費は健康保険で処理するか、会社の費用で支払うなど）。

この他、労災隠しが行われる動機としては、①労災保険のメリット制による保険料の増額、②刑事責任追及からの回避、③作業責任者、監督者の勤務評価の低下、などが挙げられている¹³⁶。

こうした状況下にあって、労働安全衛生法令別違反件数（令和元年 6 月 1 日～令和 2 年 5 月 29 日）を見ると、全件数 333 件中、労働者死傷病報告義務違反は 49 件で、2 位の作業床の端部等覆いの違反 36 件を大きく上回っている。これは、行政の労災隠しは許さないという積極的な姿勢の現れでもあろう。

¹³⁶ 畠中・前掲注（4）16－17 頁。

労災隠しの実際を送検事例から紹介したい。

鉄筋コンクリート造りの新築ビル工事現場で、2 階天井梁部分のコンクリート型枠の組み立て作業中に、作業床上でバランスを崩した型枠工 X が約 1 メートル下のコンクリート床に転落し、左足のかかとを骨折した事例である。

X は同工事の 2 次下請け会社 A 社に所属する作業員で、本来なら X の被災について、A 社は現場を所轄する労基署に「労働者死傷病報告」を遅滞なく提出しなければならない。しかし、A 社に直接仕事を発注した B 社（1 次下請）の専務は、「労災として労基署に報告すると、元請け（総合事業者）に迷惑をかけ、また、今後の営業活動にも支障が生ずる」などの理由から、元請けの現場総合所長らと共謀し、死傷病報告を提出しなかった。

X は B 社から治療費と休業補償費を渡されていたが、不自由な状態での生活が困難であったために、家族のいる故郷で療養を行うこととしたが、B 社から今後も治療・休業補償の費用が支給されるかどうか不安を抱いた X は、B 社に労災扱いにして欲しいと相談した。しかし、B 社からは「元請けと相談しなければ即答できない」との回答しかなく、途方に暮れた X が労基署に駆け込み、事件が発覚した。

その結果、B 社専務と元請け総合所長、X を雇用する A 社社長 3 人が共謀して労働者死傷病報告の提出を怠った（労災隠し）として、A 社と同社社長を安衛法第 100 条第 1 項、安衛則第 97 条第 1 項違反の容疑で、また、B 社専務と元請け総合所長が、同法第 100 条第 1 項、同規則第 97 条第 1 項並びに刑法第 60 条（共同正犯）違反の疑いで送検した¹³⁷。

18.4.6 特定元方事業者の報告義務

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の同一場所で行われるときは、以下のことを当該作業開始後、遅滞なく、管轄労働基準監督署長に報告しなければならないとされている（安衛則第 664 条）。

- ① 事業の種類並びに当該事業場の名称及び所在地、
- ② 関係請負人の事業の種類並びに当該事業場の名称及び所在地、
- ③ 安衛法上の統括安全責任者の選任義務がある場合は、その旨及びその者の氏名、
- ④ 同じく、安全衛生責任者の選任義務がある場合は、その旨及びその者の氏名、
- ⑤ 同じく店社安全管理者の選任義務がある場合は、その旨及びその者の氏名。

なお、この規定は、法第 30 条第 2 項によって指名された事業者にも準用される（同条第 2 項）。

¹³⁷ 労働調査会編著『送検事例と労働災害 平成 12 年版』（労働調査会、2000 年）52～53 頁。

18.4.7 届出の電子申請

現在、労働安全衛生法関係の届出・申請帳票印刷に係る入力支援サービスが進められており、①労働者死傷病報告、②定期健康診断結果報告、③心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告、④総括安全衛生管理者（安衛則第 2 条）、安全管理者（安衛則第 4 条）、衛生管理者（安衛則第 7 条）及び産業医の選任（安衛則第 13 条）について行われている。現状では、届出データの保存により、共通部分や次回入力の省略にとどまっている。

18.4.8 安衛法関係法令の押印手続きの見直し

安衛法関係の届出書類等の作成においては、従来、様式に押印を求めていたが、「押印見直しガイドライン」（平成 9 年 7 月 3 日事務次官等会議申合せ）に基づき、平成 11 年に労働省令が改正され、多くの様式において、押印に変えて署名によることができることとされた。

これは e-Gov 電子申請が開始されて以降も同様であり、紙による手続に準じ、電子署名が必要とされていた。

しかしその後、デジタル化・行政手続等の簡素化の流れが加速し、令和 2 年 7 月「規制改革実施計画」により、現在、労働安全衛生法令でできるところから、押印を廃止している（その場合、電子署名も不要となる）。

具体的には、①労働者死傷病報告、②定期健康診断結果報告、③心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告、④総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医の選任、⑤機械等設置・移転・変更など多数で、詳細は、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令」（令和 2 年政令第 367 号）及び「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）」参照¹³⁸。

138

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/index_00001.html（最終閲覧日：2022 年 10 月 8 日）

